

Alaska Airlines, Inc. 運送約款

2026年04月20日改訂

Alaska Airlines, Inc.およびHawaiian Airlines, Inc. (Alaska Airlines, Inc.およびHawaiian Airlines, Inc.を「アラスカ」と総称します)が実施する旅客および手荷物の国内輸送や国際輸送、ならびに容量購入契約またはその他の契約に基づいてアラスカのために運航を行う他の航空会社(アラスカの地域パートナーであるHorizon Air Industries, Inc. (「ホライゾン」)およびSkyWest Airlines, Inc. (「スカイウェスト」)を含みますがそれらに限りません)が実施する旅客および手荷物の国内輸送や国際輸送は、本運送約款の規定および航空券またはeチケットの受領証に印字された規定に従うものとします。また、アラスカは、アラスカのコードシェアパートナーのうち1社以上が運航する路線の航空券を販売する場合があります、それらの航空券も本運送約款に従うものとします(ただし、本契約に別段の定めがある場合を除きます)。旅客がアラスカやアラスカの地域パートナーもしくはコードシェアパートナーの航空券を購入した場合、またはアラスカやアラスカの地域パートナーもしくはコードシェアパートナーによる国内輸送または国際輸送を承諾した場合は、本運送約款のすべての条件に拘束されることに同意したものとみなし、法律上または衡平法上の制約事項は暗示的にも明示的にも組み込まれることがないものとします。本運送約款は、米国および米国以外の国の政府機関が適用する適用法令、規制および規則に従うものとします。本運送約款の規定とそれらの適用法令、規制または規則との間に齟齬がある場合は後者が優先するものとします。

規則 1. 定義

本運送約款において使用される以下の用語は、大文字で表記されているか否かにかかわらず、以下に定める意味を有するものとします。

大人とは、旅行開始日時点で18歳の誕生日を迎えている人を指します。

アラスカとは、Alaska Airlines, Inc.およびHawaiian Airlines, Inc.を総称します。

補助器具とは、適格障害者とその障害の影響に対処するために使用するあらゆる機器を指します。このような機器は、適格障害者が聴覚、視覚、コミュニケーション、操作、または日常生活の他の機能を実行するのを支援することを目的としており、医療機器や医薬品が含まれる場合があります。

適用法とは、運送人の指示、および乗客と航空会社に適用されるすべての法律、規則、規制、命令、条約、協定、布告を意味します。

手荷物とは、乗客の旅行に関連して、使用、快適さ、利便性のために合理的に必要なまたは適切な物品、財産およびその他の動産など、すべての荷物およびその中身を指します。別段の定めのない限り、手荷物には、スーツケース、ガーメントバッグ、トートバッグ、パッケージ、カメラ及び電子機器用バッグ、コンピュータ及び機器用ケース、ブリーフケース及びこれらに類する物品等、受託手荷物及び持込手荷物の両方を含み、乗客が客室内に持ち込むものであるか、航空機の貨物室で輸送されるものであるかを問いません。コートやラップは、乗客が客室内に持ち込む場合、手荷物とはみなされません。

手荷物預り証または手荷物受取タグとは、乗客の受託手荷物の運送を識別し、乗客の受託手荷物に対する領収書として運送人が発行する航空券の一部を指します。

手荷物タグとは、運送人が受託手荷物の識別のみを目的として発行する文書を意味し、その一部は運送人によって特定の受託手荷物に添付されます。

バッテリー駆動式移動補助具とは、適格障害者が使用する補助装置を指し、移動に関連する障害を持つ人が移動補助具として使用する車椅子やスクーターなどが該当します。

キャビンシート手荷物とは、その大きさと性質上、機内の座席を購入して運ぶ必要がある手荷物のことです。

キャンセルとは、特定の便名が予定されている特定の出発地・目的地都市間のフライトで、航空券販売時に航空会社のコンピューター予約システムに掲載されていたものの、航空会社が運航していないものを指します。

運送とは、乗客およびその手荷物を無償または有償で航空または陸上で輸送することを指し、運送人が当該輸送に関連して提供する関連サービスを含みます。

運送人とは、航空券を発行する運送人（航空または陸上）および当該航空券に基づき乗客および/またはその手荷物を運送する、または運送することを約束するすべての運送人を指します。

機内持ち込み手荷物とは、受託手荷物以外の、航空券を所持する乗客が航空機内に持ち込む手荷物を指し、携帯手荷物とも呼ばれます。これには、ローラーバッグ、ダッフルバッグ、バックパック、ガーメントバッグなどが含まれますが、これらに限定されません。ただし、その寸法または性質により、航空機内の乗客の快適性および安全性を損なうことがないものに限りです。

受託手荷物とは、航空券を所持する乗客が運送人に運搬を依頼し、運送人が乗客に手荷物受取タグを発行した手荷物を指します。

子供とは、旅行開始日時時点で2歳の誕生日を迎えているが12歳の誕生日を迎えていない人を指します。

周回旅行とは、最終目的地が出発地であるものの、少なくとも1つの他の地点への立ち寄りを含み、両方向とも同じ経路を経由しない旅行を指します。運賃構成において、途中降機は2回までとします。2回の途中降機とは、往路の目的地で許可されている途中降機に加えて、1回の途中降機を意味します。

コードシェアパートナーとは、アラスカもしくはアラスカの地域提携航空会社以外の運送人で、アラスカが航空会社コード「AS」を付けたフライトを運航している航空会社、またはアラスカもしくはアラスカの地域提携航空会社が運航するフライトに航空会社コードが表示されている航空会社を指します。

接続ポイントとは、旅客が1枚の航空券で1社の航空会社の確定済み予約席を保持している、または保持していた宛先地点であり、かつそこから同じ航空会社または別の航空会社の確定済み予約席を保持している、または保持していた地点を意味します。ある都市にサービスを提供するすべての空港は、受領航空会社が引渡航空会社から予約の確定を受けている場合に単一の接続ポイントとみなされます。

接続とは、移動予定の路線の途中地点で飛行機の乗り換えを行う乗り継ぎであり、途中降機の定義には該当しない乗り継ぎを指します。

間接損害とは、行為の結果として生じる損害であって、直接的または即時的なものではない損害を意味します。

運送約款とは、本書に記載されている諸条件を意味し、アラスカにより随時改訂される場合があります。

クレジットとは、発行日から1年間有効な、特定の金額のクレジットを意味します。クレジットは、発行日から1年以内に予約および搭乗する旅行にのみ使用する必要があります。別途記載がない限り、クレジットは譲渡できません。

国内運送または国内航空輸送(以下「国内」)とは、出発地、目的地または途中降機、および輸送全体が米国内の地点間で行われる輸送を意味します。

DOT危険物規制とは、米国運輸省パイプライン・危険物安全管理局およびその前身機関が連邦規則集第49編第171部から第180部(49 CFR Parts 171-180)に規定する危険物規制を指します。

裏書とは、国際線航空券を所持する乗客が、航空券に記載されている運送人以外の運送人に予約を変更したい場合に必要となる権限の移転を意味します。

EEAとは、欧州経済領域を意味し、欧州連合(EU)加盟国および欧州自由貿易連合(EFTA)加盟3カ国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスを除く)を指します。

不可抗力事象とは、運送人の制御が及ばないあらゆる事象を意味し、暴風雨、風、火災、霧、洪水、地震、霞、火山噴火などの気象条件および気象現象、政府または空港当局の行為(航空交通管制の遅延、滑走路閉鎖、空港建設など)、天災、米国政府が決定するパンデミック、検疫、米軍または空輸の緊急事態または米軍空輸要件の大幅拡大、米軍民間予備航空隊の発動による相当数の航空機の着陸、ストライキ、作業停止、減速、ロックアウト、または運送人のサービスに関与もしくは影響を及ぼすその他の労働不安もしくは紛争、内乱、騒乱、または潜在的に不安定な状況、暴動、禁輸措置、戦争、またはその他の敵対行為(実際のものであるか、脅迫されたものであるか、報告されたものであるかを問わず)、政府の規制、要求、または要件、第三者によって引き起こされた航空機の損害、アラスカ以外の事業体による機械的障害、当該フライトのための燃料、空港ゲート、人材、または着陸施設の入手不能、人または財産の保護のために注意、保護、または対応を必要とする緊急事態、または運送人が合理的に予測、予見、または予期できない事象が含まれますが、これらに限定されません。

政府輸送申請(GTR)は、米国連邦政府が公務で移動する乗客に対して、航空券支払いおよび旅行許可のために使用する書類です。

IATA旅客責任に関する航空企業間協定とは、国際航空運送協会(以下「IATA」)の加盟会員が、ワルソー条約第17条の定義に基づく乗客の死亡、負傷またはその他の身体的損傷に関する請求について、同条約第22条第1項に定める賠償可能な損害賠償額の制限を免除するための措置を講じることを目的として、1995年10月31日に締結した協定をいいます。

乳幼児とは、旅行開始日時点で2歳の誕生日を迎えていない人を指します。

インターラインまたはインターライン輸送とは、複数の航空会社の航空輸送サービスを利用して、航空会社同士が互いの航空券および手荷物を受け入れることに合意する輸送を意味します。

国際運送または国際航空輸送(以下「国際」)とは、国内運送以外の運送を指します。ただし、ワルソー条約および/またはモントリオール条約が適用される場合は、同条約に規定されている「国際」の定義が優

先されます。

ローカル乗客とは、旅行を始める乗客、または途中降機のために一時滞在し、旅行を続行する乗客を指します。

最大外形寸法とは、最大外形長さ、最大外形幅、最大外形高さの合計を意味します。

Atmos Rewardsとは、www.alaskaair.comで説明されているアラスカ航空のマイレージプログラムを指します。

モントリオール条約とは、1999年5月28日にモントリオールで署名された、航空による国際運送に関する一定の規則の統一のための条約を指します。

最重要航空会社(以下「MSC」)とは、サービスの最も重要な部分を実施する航空会社を指します。カナダ運輸庁は、任意のインターライン旅程に適用される手荷物規則は単一の航空会社の規則のみとすることを規定しています。選択航空会社は、MSCを利用して、カナダ発着の国際線インターライン旅程にどの航空会社の手荷物規則が適用されるかを決定することができます。また、どの航空会社の規則が適用されるかを決定する上での運賃の役割を強化します。

オンライン関税データベースとは、(1)「公式DOT関税データベース」に電子的に提出された関税データ、および(2) DOTの承認、不承認、およびDOTが要求するその他の措置で、ファイル保持者が保持する遠隔アクセス可能なオンライン版を指します。

オーバーブッキングされたフライトとは、有効な確定予約および航空券を保有し、所定のチェックイン時間内にチェックインした乗客の数が利用可能な座席数を上回るフライトを指します。

参加航空会社には、選択航空会社と、乗客の航空券にインターライン輸送を提供する旨が記載されている他の運送人が含まれます。

乗客とは、当該フライトに乗務する乗員を除き、運送人の同意を得て航空機で運送され、又は運送される確定予約を有する者であって、本運送約款に拘束される者をいいます。

適格障害者とは、永続的または一時的に1つ以上の主要な生活活動を実質的に制限する身体的または精神的障害を有する障害者、そのような障害の記録を有する者、または米国運輸省規則14 C.F.R.セクション382.3でさらに定義されているようにそのような障害を有するとみなされる者であって、(1) 乗客(以下「障害のある乗客」)として、(a) 運送人の航空輸送の航空券を取得することに関して、航空券を申し出るか、誠実に申出、購入、またはその他の方法で有効に取得しようと試みる者、(b) 航空輸送、または米国運輸省規則14 C.F.R.パート382で要求されるその他のサービスまたは便宜を取得することに関して、(i) 運送人の航空輸送の航空券を購入、その他の方法で有効に取得、または誠実に取得を試み、航空券に関連するフライトで旅行する目的で空港に現れる者、および(ii) すべての乗客に適用される合理的な運送約款の要件を満たしている者、または(2) 旅行者に同行または旅行者を出迎える際に、地上交通機関もしくはターミナル施設を利用、もしくはスケジュール、運賃、予約、ポリシーに関する情報を入手する際に、運送人が一般向けに提供する施設またはサービスを利用するために必要な措置を講じ、必要に応じて運送人から合理的な便宜を受ける者を意味します。

安全補助者とは、アラスカが規則12に従って、安全規則を自力で遵守できない適格障害者に同行することを義務付けている者を指します。

スケジュール変更とは以下を意味します。

- A. 出発予定時刻の60分以内に同等のルートのアラスカ便が選択可能でない場合の定期便のキャンセル
- B. アラスカ便の出発予定時刻の変更が60分を超える場合
- C. アラスカの定期便のルート変更により、当初の旅程に1つ以上の乗り継ぎが追加された場合
- D. アラスカの定期便のルート変更により、元の予定到着時刻より60分以上遅れる場合
- E. アラスカ便の到着時刻の変更により、同じ予約と航空券に記載されているフライトへの乗り継ぎができなくなった場合

スケジュールの不規則性とは、不可抗力事象による場合を除き、以下のいずれかに該当する場合を指します。

- A. フライトの出発または到着の予定時刻の遅延により乗り継ぎができなくなった場合
- B. フライトまたはサービスのキャンセル、予定されていた乗り継ぎ地の省略、またはアラスカ便の運航予定時刻から60分を超えるその他の遅延や中断
- C. 異なるクラスのサービスを提供する航空機への変更
- D. スケジュール変更により、元のフライトの出発時刻において乗客の経路変更が必要となる場合。

区間とは、乗客の搭乗地点から降機地点までの旅程の一部を指します。各フライトクーポンは旅行の区間を表します。

被選択航空会社とは、インターラインの旅程全体に手荷物規則が適用される運送人を指します。

選択航空会社とは、カナダを出発地または最終目的地とする単一の航空券で発行されるインターライン旅程の最初のフライト区間に記載されている乗客の航空会社の識別コードで識別される運送人を指します。

介助動物とは、犬種や種類を問わず、視覚障害、感覚障害、精神障害、知的障害、その他の精神障害を含む、適格障害者の利益のために、仕事や作業を行うよう個別に訓練された犬を指します。犬以外の動物種、感情支援動物、コンフォートアニマル、コンパニオンアニマル、および訓練中のサービスアニマルは、介助動物ではありません。

フライトの大幅な遅延または変更とは、以下のいずれかを意味します。

- A. ご搭乗者は、当初の出発時刻より3時間以上早くまたは遅く出発空港を出発する予定である場合。
- B. ご搭乗者は、当初の到着時刻より3時間以上早くまたは遅く到着空港に到着する予定である場合。
- C. お客様は、異なる出発空港から出発するか、異なる目的地空港に到着する予定です。

- D. ご搭乗者様は下位のサービスクラスに格下げされます。
- E. ご搭乗者は、当初の旅程よりも接続ポイントが多い旅程で旅行する予定である場合。
- F. 障害をお持ちのご搭乗者が、当初の旅程とは異なる1つ以上の乗り継ぎ空港を経由して旅行する予定である場合。
- G. 障害をお持ちのご搭乗者が、必要な1つまたは複数のアクセシビリティ機能が利用できない代替航空機でのご旅行を予定されている場合。

特別引出権(以下「SDR」とは、国際通貨基金(以下「IMF」)が創設した特別な通貨単位であり、その米ドル建ての価値は変動し、毎営業日に再計算されます。これらの価値はほとんどの商業銀行で知られており、IMFによって毎日 http://www.imf.org/external/np/fin/data/rms_sdrv.aspx で提供されています。

空席待ち乗客とは、出発時刻における空席状況に応じて搭乗が許可される乗客をいい、当該便の確定予約を持つすべての乗客、および予約はないものの成人空席待ち運賃以外の運賃を支払ったすべての乗客が当該便に搭乗した後に限り、搭乗が許可される乗客を指します。

途中降機とは、アラスカが事前に同意した上で、出発地と目的地の間の地点において、乗客が意図的に旅程を中断することを指します。米国内または米国とカナダ間の旅行の場合は4時間を超える場合、それ以外の場合は24時間を超える場合に該当します。

航空券とは、アラスカが特定の条件のもと、適用される運賃および規則および本運送約款に従って提供する乗客の航空輸送に関する電子チケットまたは「Eチケット」を含む契約記録を意味します。「Eチケット」とは、アラスカまたは他の運送人の電子予約システム内で維持および処理される航空券契約の記録です。購入者に提供される領収書には、アラスカまたは他の運送人の予約システム内で記録を検索するための英数字の参照番号と航空券情報の概要が含まれています。アラスカまたはその他の運送人は、市場、運送人、支払方法、または顧客タイプに関係なく、Eチケットの発行を要求する場合があります。航空券は、乗客の運送人との運送約款の証拠となります。

トランジット乗客とは、途中の経由地でフライトに搭乗する乗客、または他の定期便との接続便を利用する途中降機の乗客を指します。

旅行補助者とは、適格障害者の旅行に同行し、その人の個人的なニーズに対応する資格のある人を指します。

UKとは英国を指します。

同伴者なし未成年者とは、5歳から17歳までの子供/未成年者が単独で旅行する場合、または18歳以上の同伴乗客、法的保護者、もしくは親が同じフライトおよび同じコンパートメントに同乗していない場合を指します。

携帯手荷物とは、受託手荷物以外の、航空券を所持する乗客が航空機内に持ち込む手荷物を指し、機内持ち込み手荷物とも呼ばれます。

ワルソー条約とは、1929年10月12日にワルシャワで署名された国際航空運送についての一定の規則の統一に関する条約、または該当する場合には、1955年9月28日にハーグで署名された議定書によって改正された同条約を指します。

以下の定義は、欧州連合および英国から出発するフライトに適用されます。

コミュニティ航空運送業者とは、1992年7月23日付理事会規則(EEC)第2407/92号(航空運送業者の免許に関する規則)の規定に従って加盟国から有効な運航免許を付与された航空運送業者を指します。

搭乗拒否とは、健康、安全、セキュリティ上の理由、または渡航書類の不備など、搭乗を拒否する合理的な理由がある場合を除き、乗客が第3条2項に定める条件に基づき搭乗手続きを行ったにもかかわらず、フライトへの搭乗を拒否することをいいます。

最終目的地とは、チェックインカウンターで提示された航空券の目的地、または直接乗継便の場合は最終便の目的地を指します。当初の予定到着時刻が守られる場合は、利用可能な代替接続便は考慮されません。

運航航空運送業者とは、乗客との契約に基づき、または当該乗客との契約を有する法人もしくは自然人に代わり、フライトを運航する、もしくは運航しようとする航空運送業者を指します。

パッケージとは、EU261/UK261第2条に定義されるサービス、旅行、パッケージ休暇、パッケージツアーを意味します。

移動制約者(PRM)とは、身体障害(感覚障害または運動障害、永続的または一時的)、知的障害、年齢、またはその他の障害の原因により、交通機関を利用する際に移動が制限される人であって、その状況において、すべての乗客に提供されるサービスに対し特別な配慮と調整が必要な人を指します。

ツアーオペレーターとは、航空会社を除く、パッケージ旅行、パッケージ休暇、およびパッケージツアーに関する1990年6月13日の欧州議会指令90/314/EEC第2条の意味における主催者を意味します。

規則 2. 運賃申請を目的とする電子規則の標準形式

この規則番号は、Airline Tariff Publishing Company(「ATPCO」)への申請に関する規定を置くために留保しています。

規則 3. 約款の適用

- A. 本運送約款に記載した規定およびアラスカの航空券に印字した規定は、アラスカが国内運送や国際運送を実施することを合意する規定であり、旅客は明示的にそれらに合意したもの

とします。本運送約款は、Airline Tariff Publishing Company に対して申請されたすべての運賃規則を参照して組み込んでいます。本運送約款に記載した規定は、アラスカが提供するすべての公示路線およびサービスならびにアラスカが公示している運賃および料金に適用されます。本運送約款は、国内および海外の政府規制に従ってアラスカが提出した運賃表を併せて組み込んでいます。法律で禁止されていない限り、本運送約款はアラスカと旅客との間の完全な合意を構成します。

- B. 本運送約款には、政府機関が課す適用法令、規制、規則および安全性指令（国家の緊急事態、戦争、内乱もしくはテロ行為の期間に課されるものまたはそれらの結果として課されるものを含みますがそれらに限りません）が適用されます。本運送約款に記載した規定と、そのような政府の法律、規制、規則、安全性指令およびアラスカの運営に対するそれらの効果との間に齟齬がある場合は、後者が優先するものとします。
- C. 本運送約款に定める規定は、アラスカが実施する旅客および手荷物の運送に適用されます。コードシェアパートナーのサービスに対するこれらの規定の適用については規則 16 をご覧ください。
- D. 国際運送には、ワルソー条約やモントリオール条約によって確立された責任に関する規則、およびワルソー条約やモントリオール条約のその他すべての規定が適用される場合があります。それらの規則の規定のうち、適用を受ける条約のいずれかの規定と矛盾するものについては、矛盾する範囲に限り、国際運送には適用しないものとします。ただし、それらの規則が 1995 年 10 月 31 日付 IATA（国際航空運送協会）航空会社間協定の規定に従って採択されたものである場合はその限りではありません。責任規則は以下の規則 8、15 および 19 に記載しています。
- E. 特定の運賃規則に別段の定めがある場合を除いて、運送に対しては、航空券の発券日現在で有効な本運送約款、規則、運賃および料金を適用します。発券のために引用された規則、運賃および料金は発券時に限り保証されますが、運賃規則に別段の定めがある場合はその限りではありません。
 - a. 該当の運賃または料金についての引き上げの発効日以前に航空券が購入および発券された場合には、当初の航空券に記載された出発地、目的地、途中降機地点、フライトまたは日付に変更がない限り、当該引き上げ分の金額を徴収しません。これらの規定は、運賃または料金の引き上げの理由が、運賃水準の変更によるものか、運賃に影響を与える条件の変更によるものか、または運賃自体の取消しによるものかを問わず適用されます。
- F. アラスカは、アラスカ、アラスカの地域パートナーまたはアラスカのコードシェアパートナーが実施する旅客および手荷物の運送に限り責任を負います。コードシェアパートナーのフライトについては、それらのフライトの運行に関する一部の点に対して、異なる規則を適用する場合があります。コードシェアパートナーのサービスに対するこれらの規則の適用については規則 16 をご覧ください

ださい。アラスカが、他の航空会社の路線における輸送に関して、航空券の発行、手荷物の受託またはその他何らかの手配をインターラインベースで行う場合（当該輸送が直通便の一部であるかどうかを問いません）には、アラスカは当該他の航空会社の代理人として、それらの限定された資格においてのみ行為をなし、当該他の航空会社の作為または不作為（運航状況情報の提供、遅延、および当該航空会社によるフライト運行から生じるその他の作為または不作為を含みますがそれらに限りません）については一切の責任を負いません。

- G. アラスカの従業員、代表者、請負契約者または代理人は、アラスカの企業役員が書面で承認した場合を除いて、運賃規則または本運送約款の規定を変更、改訂、修正または放棄する権限を有しません。アラスカの指定代理店、請負契約者および代表者は、アラスカの承認済み運賃、規則および規制に従って航空輸送の航空券を販売する権限のみを有しています。アラスカまたはその指定代理店、請負契約者または代表者が、本運送約款に記載された権利または権限を行使しなかった場合や行使を遅延した場合でも、それらの者がそれらの権利または権限を放棄したものとみなしません。本規則と、本運送約款の他の箇所に記載した規定との間に齟齬がある場合は、本規則が優先します。
- H. 本運送約款に別段の記載がある場合またはいずれかの制限が明示的に適用法令に違反している場合を除いて、アラスカは本運送約款に基づく義務の履行に起因または関連して生じる派生的損害、補填的損害、間接的損害、付随的損害または懲罰的損害について一切の責任を負いません。
- I. アラスカは、特定の機種または製造者の航空機による輸送を保証せず、任意に選択した航空機または航空会社により輸送を提供する権利を有します。アラスカは、アラスカのスケジュール、時刻表またはその他の場所に記載した到着時刻および出発時刻を保証しておらず、予告なしにそれらを変更する場合があります。アラスカは、コードシェアパートナーにおける特定のクラスまたは各種サービスの提供を保証しません。
- J. 運賃は、当該運賃を公示している地点間の旅行に限り適用します。旅行しようとする地点より遠い地点を発着地とする公示運賃で航空券を発行することは、そのような航空券の発行により運賃が安くなる場合でもできません。直通または乗継の旅客が、航空券に表示された出発地と目的地との間の中間地点で航空機に搭乗する場合、アラスカは、出発地から中間地点までの航空券に対応するフライトを当該旅客が当該搭乗以前に使用したことを証明する証拠（搭乗券など）を要求することがあります。そのような証拠がない場合、アラスカは、出発地から目的地までの航空券の対価として当該旅客が支払った運賃と、当該搭乗地である中間地点から目的地までの運賃との差額を、当該旅客から徴収することがあります。
- K. アラスカは、相当の努力を払って、すべての公示運賃が正確かつ販売可能であるよう図りますが、アラスカは、販売の申し出を意図していなかった誤表示運賃（ゼロ運賃、誤った割引コードおよびポイント交換の申請、ならびにその他の意図しない提供を含みます）を修正する権利を有します。

- L. 本運送約款に基づくアラスカの義務は、航空券を所持する旅客に対してのみ及びます。本運送約款に基づく第三者受益者は存在しません。
- M. 法律に別段の定めがある場合を除いて、アラスカは運送約款、規則および運賃表を予告なく変更することがありますが、そのような変更は、変更の発効日以前に発行された航空券には適用しないものとします。本運送約款と、航空券に印字された情報との間に齟齬がある場合は、本運送約款が優先するものとします。
- N. 各国の法律により本運送約款のいずれかの規定が無効となった場合でも、他の規定の有効性には影響が生じないものとし、それら他の規定は引き続き完全に有効であるものとします。ア
- O. ラスカが旅客のために第三者との間で取り決めを行って航空運送以外のサービスを提供する場合、または第三者が実施する運送またはサービス(ホテル予約やレンタカーなど)に関するチケットまたはバウチャーを発行する場合には、アラスカは旅客の代理としてのみそれらを行います。第三者であるサービス提供者の利用規約が適用されます。
- P. アラスカは、空港間または空港と市街地間の地上輸送サービスを管理、運営または提供していません。当該サービスは独立の事業者が行っており、当該事業者はアラスカの代理人または請負契約者ではなく、かつ当該事業者をアラスカの代理人または請負契約者とみなすことはできません。旅客が当該地上輸送サービスの手配を行う際に、アラスカの従業員、代理人、請負契約者または代表者が当該旅客を支援して何らかの行為をなしたとしても、アラスカはそれら独立事業者の作為または不作為に対して一切の責任を負わないものとします。同一または複数の指名航空会社による直通便に関して、夜間停泊を予定して実施する場合は、当該航空会社が地上輸送費用を負担することがあります。
- Q. 以下に別段の定めがある場合を除いて、Airline Tariff Publishing Company がアラスカに代わって管理するオンライン運賃表データベースに記載された運賃規則の規定またはローカル運賃もしくはジョイント運賃(任意運賃を含みます)は、本運送約款の一部とみなします。
- R. 旅客が本運送約款の規定に従わない場合、当該旅客の航空券は無効となり、アラスカには以下の権利が発生します。1) 当該旅客の旅程の残余部分をキャンセルする権利、2) 当該旅客の航空機搭乗または手荷物の受託を拒否する権利、3) 当該旅客の航空券を没収する権利。
- S. 航空旅客保護規則 (APPR) における航空会社の義務規定は運賃表の一部であり、運賃表に記載された運送規定と当該義務規定との間に矛盾または不一致がある場合は、その矛盾または不一致の範囲に限り当該義務規定が優先しますが、その場合でも当該航空会社は、APPR に記載された義務より旅客に有利な運送規定を適用することを免れないものとします。
- T. 集団訴訟の放棄。本運送約款、アラスカのターマック遅延計画もしくはアラスカの顧客サービスコミットメントや、アラスカのサイトの使用もしくは取扱いを原因として訴訟を提起する場合は、集団訴訟または代表訴訟の原告またはクラスメンバーとして提起するのではなく、当事者

個人の資格で提起する必要があります。この集団訴訟放棄規定は、韓国に居住する旅客または韓国法に基づいて提起された請求には適用しません。アラスカの規則は参照され、すべて本運送約款に組み込んでおり、旅客は運送の条件としてそれらの規則を遵守する必要があります(ただし、コードシェアパートナーのフライトにおいて、当該フライトの運行に関する特定の側面に対して別段の規則または方針を適用する場合はその限りではありません)。アラスカの規則は <https://www.alaskaair.com/content/travel-info/policies/policies-overview?lid=nav:info-policies> に掲載しています。アラスカはそれらの規則を随時改訂または更新することができます。

規則 4. 航空券

- A. アラスカがアラスカのチケットストックで発行した航空券は、当初の航空券で指定された出発地点における運送開始日から 1 年間有効としますが、航空券の未使用部分がない場合は、当初の航空券の発行日と再発行された航空券の発行日のうち遅い方の日付から 1 年間有効とします(ただし、本規則で別段の定めがある場合または海外法域の適用法令に別段の義務がある場合はその限りではありません)。未使用の公示運賃航空券が再発行された場合、再発行された新しい航空券の有効期限は、当該航空券が再発行された日付により決定します。運賃規則において払戻し制限付きに指定されている航空券は、当初の航空券の発行日から 1 年間の運送に関して有効であり、該当するすべての変更手数料が課されます。返金不可の航空券のうち、該当の期間内に将来の旅行に適用されない部分があれば没収するものとし、当該部分についての返金を行わず、かつ該当の期間を超えて将来の旅行に適用することはありません。運賃規則において返金不可かつ変更不可に指定されている航空券は、未使用であっても残余価値がなく、将来の旅行の購入に適用することができません。
- B. 航空券の再発行は行いません。アラスカは、旅客が該当の運賃を支払うか、またはアラスカが定める与信手続きに従わない限り、当該旅客を運送する義務を負いません。航空券は確定予約のあるフライトに限り有効です。運送を受ける権限を有するのは、有効な航空券を提示した人、または運送の購入を確認しうる身分証としてアラスカが認めた証明書を提示した人に限ります。当該航空券を所持する旅客は、本運送約款に従って、出発地および目的地との間の区間および当該航空券で指定された経路に限り、運送を受ける権限を有します。旅客の運賃クラスにその他の要件がある場合、当該旅客はそれらをすべて遵守する必要があります。未使用のオープンチケットもしくはその一部分を所持する旅客、または発券済みの予約を別の日付に変更することを希望する旅客は、予約の取得に関して優先権を得ることができないものとし、
- C. フライトクーポンについては、本来想定されている順序で使用される場合に限り、かつ未使用のフライトクーポンと旅客クーポンのすべてが併せて提示された場合に限り、使用を認めるものとし、

- D. 有効でない航空券、または変更もしくは損傷が加えられた航空券、もしくは不当に発行された航空券は無効とします。規則 7 に従って予約がキャンセルされた場合、または旅客もしくはその代理人によって予約がキャンセルされた場合、航空券は無効とします。
- E. 航空券の購入者は航空券の所有者と見なします。購入者が特定できない場合は、航空券に記載された名義の旅客を購入者とみなします。
- F. 航空券は譲渡できません。アラスカは、航空券に旅客として記載されている本人以外の者がチケットを提示した場合、当該チケットの購入者に対して、当該チケットの受け入れまたは払戻しに関する責任を負いません。不正利用者が航空券を使用した場合は、当該航空券の発行を受けた本人がそれを認識または承諾していたかどうかにかかわらず、アラスカは当該不正利用者の手荷物またはその他の所持品の紛失、毀損、損害または遅延について責任を負わず、または当該不正利用に起因もしくは関連する当該不正利用者の死亡もしくは傷害について責任を負いません。本規則で使用する場合の「不正利用者」は、航空券の発行を受けた人以外の人物を意味します。
- G. 航空券は、合法的に実施されているクレジット払い、割賦払いまたは分割払により購入することができますが、アラスカによる与信承認を常に必要とします。
- H. アラスカ予約により購入された航空券または空港で購入された航空券のすべてについて、それ以外の購入方法の場合に適用する運賃に加えて、航空券 1 枚ごとに予約サービス手数料を申し受けます。この予約サービス手数料は、適用されるすべての料金に付加して適用します。Alaskaair.com ではサービス手数料なしで航空券を購入できます。予約サービス手数料の金額については、当社ウェブサイト (<https://www.alaskaair.com>) をご覧ください。
- I. 政府当局が賦課し旅客から徴収される税金その他の賦課金は、公示運賃および料金に含まれる、または追加されます。
- J. アラスカのフライト(Alaska Airlines に代わってホライゾンまたはスカイウェストが運航するフライトを含みます)においては、隣接する 2 席を独占的に利用することができます。ただし、事前の手配を行うとともに 2 席分の運賃を支払った場合、またはアラスカが必要と判断した場合に限るものとし、かつ空席がある場合に限るものとします。2 席目の座席は、1 席目の座席と同一運賃での購入となります。各座席について各 1 枚の航空券を発行します。両方の肘掛けを下げるできない旅客、または隣接する座席の一部を占有する旅客は、必要な座席数分の予約を旅行開始前に行う必要があります。手荷物許容量は次のとおりです。旅客が購入し各航空券に対して、標準受託手荷物料金および免除規定を適用します。標準機内持ち込み手荷物の許容量は、各航空券ではなく旅客 1 名ごとに適用します。
- K. アラスカは、市場、航空会社、支払方法または顧客種別 (Atmos Rewards および参加航空会社のマイレージプログラムの会員を含みます) を問わず、e-チケットの発行を義務付ける場合があります。
- L. チケットの紛失。規則 17 第 D 項をご覧ください。

- M. 航空券の受け付け。アラスカ航空は、自社の航空券またはコードシェアパートナーの航空券のみを受け付けます。他の航空会社との旅行に関連して発行された航空券は、政府規制で受け付けが義務付けられている場合、またはアラスカが任意の裁量により受け付ける場合を除いて受け付けられません。
- N. アラスカのフライトがキャンセルされたこと、またはアラスカがフライトの座席を提供できないことを理由として、旅客が航空券の有効期間内に航空券または航空券の一部を使用できなくなった場合には、アラスカは当該旅客の航空券の有効期間を、当該旅客が運賃を支払ったサービスクラスについて空席があるアラスカのフライトのうち最も早いフライトまで延長し、追加の運賃は徴収しません。
- O. 本規則上の航空券の有効期限について判断する場合、航空券の「発行日」とは、クレジットカードにより支払いが行われた日、またはその他の許容しうる支払方法により支払いが行われた時点で確定された航空券代金請求日とします。
- P. 搭乗券。搭乗券は、当社ウェブサイト (<https://alaskaair.com>)、アラスカのモバイルアプリケーションまたは空港において、以下のいずれかの方法によりアラスカから取得できます。1) e-チケット自動チェックイン機(利用可能な場合)、2) スカイキャップカウンター(利用可能な場合)、3) チケットカウンター。変更もしくは損傷が加えられた搭乗券または不当に発行された搭乗券は無効とし、アラスカでは受け付けません。搭乗券は譲渡できません(ただし、譲渡可能である旨がその搭乗券に明示されている場合を除きます)。アラスカは、搭乗券の発行を受けた本人以外の者が当該搭乗券を提示した場合、当該搭乗券の所持者に対して、当該搭乗券の使用に関する責任を負いません。搭乗券の発行を受けた本人以外の者が当該搭乗券を使用した場合、アラスカは当該不正利用者の手荷物またはその他の所持品の紛失、毀損、損害または遅延について責任を負わず、または当該不正利用に起因もしくは関連する当該不正利用者の死亡もしくは傷害について責任を負いません。

規則 5. 予約

- A. アラスカは航空機内における特定の座席の指定を保証しません。座席の指定はいずれのサービスクラスでも保証されておらず、予告なく変更される場合があります。アラスカは理由を問わず旅客の座席を変更する権利を有します(追加料金が支払われている座席から変更する場合、または旅客が不適切な形もしくは誤った形で異なるクラスにアップグレードされた場合を含みます)。旅客が、料金支払い済みの座席からの移動を強いられ、かつ同一クラスの座席もしくは同等もしくはそれ以上の価値の座席に再配置されなかった場合、または旅客がいずれかのサービスクラスから格下げされ、かつ支払済みの料金に応じた同等もしくはそれ以上のクラスの座席に再配置されなかった場合には、当該旅客は規則 17 に従って払戻しを受ける資格を有する場合があります。
- B. 有効な確定予約がない場合は、運送を受ける権限を有しないものとします。予約は、アラスカが全額の支払いを受領するまで、確定予約とみなされません。特定のフライトにおける座席の

予約は、アラスカの予約システム上でその座席の利用可能性および座席指定が確認された場合に有効となります。チケットが購入された場合は、支払いまたは所定のその他与信手続きを条件として、アラスカまたはアラスカの公認代理店が、その確認されたスペースを示す有効なチケットを発行します。予約の支払いおよび発券は、掲示された出発時刻の 60 分前までに行う必要があります(ただし、それより早い事前発券期限が運賃規則に定められている場合はその限りではありません)。その期限までに支払いおよび発券が行われなかった場合、アラスカは未購入チケットの予約および座席指定を取消することができます。例外: 特定の制限時間内におけるチケットの発行、検証、購入または払戻しについて定める規定が他の規則(運賃規則および米国連邦規制を含みます)にある場合は、それらの特定の制限時間が適用されます。

- C. アラスカは、適用法令またはアラスカの運送約款、規則および規制に違反して予約を取得した者に対して、国内運送または国際運送を拒否する権利を有します。
- D. アラスカは、旅客が予約を行う際に、当該旅客の正式氏名(正式な姓および名)を予約の氏名欄に入力することを要求します。例外: パスポートまたは政府が発行するその他の身分証に一つの名前しか記載されていない旅客が予約を行う場合は、その一つの名前のみを要求します。
- E. 確定予約を有するすべての旅客が実際にその予約を利用するわけではないため、アラスカは航空機の座席数を超える数の予約を意図的に確定させる場合があります。その場合、旅客に対するアラスカの義務については、規則 8(搭乗拒否補償)および適用法令に従います。特定のフライトおよび日付における確定座席が表示されたチケットを取得した旅客は、確定座席予約を有しているものとみなします。
- F. アラスカは、いずれかの運賃レベルにより運送する旅客の数を制限する場合があります。特定の運賃がすべてのフライトで利用可能であるとは限りません。特定のフライトで利用可能な座席数はアラスカが決定します。

ルール 6。ルーティングと再ルーティングおよびストップオーバー

A. 経路指定

- a. 各運賃は、その運賃に関連して指定された経路による運送に対してのみ適用します。いずれかの航空会社の路線を経由する輸送に適用される運賃に係るローカル経路は、以下の事項に係る経路に含まれるものとします。
 - i. 当該航空会社の路線を経由する輸送を含む公示ジョイント運賃(ただし、当該ジョイント運賃の経路から明示的に除外されているものを除きます)。
 - ii. ローカル運賃とジョイント運賃とを組み合わせる構成された通し運賃。その場合は、当該運賃が組み合わされる地点を旅客が経由するかによらず、いずれかの航空会社のローカル経路を、当該通し経路における当該航空会社の全区間に適用するものとします。

- b. ジョイント運賃に参加する航空会社を利用する区間に対して複数のローカル運賃が適用される場合、当該ジョイント運賃は、最も低額のローカル運賃に関連して指定された経路にのみ適用されます。

B. 経路変更

- a. アラスカは、旅客が自己の所持する航空券またはその一部を提示した場合に、旅客の要求に応じて経路変更を行います。アラスカは当初の航空券に記載された地点間について再発行や経路変更を行う義務のみを有するものとします。規則 8(スケジュールに従った運行が行えない場合)に定める場合を除いて、運賃規則において返金不可かつ変更不可に指定されている航空券は、経路変更の対象とならず、当初の航空券に記載された旅行以外には適用できません。
- b. 経路変更を目的とした裏書き。規則 7(予約のキャンセルおよび禁止行為)に定める場合を除いて、アラスカは、旅客が確定予約を有するフライトの予定出発時刻の 3 時間前までに裏書きの要求があった場合に、当該旅客が所持する航空券またはその一部に対して、経路変更を目的とした裏書きを行います。
 - i. 旅客は、本規則 B.3.b に従って、航空券で指定された経路や最終目的地の変更を要求することができます。ただし、運送の開始後は、片道航空券を往復航空券、周回旅行航空券またはオープンジョー旅行航空券に変更することはできません。
 - ii. 規則 7(予約のキャンセルおよび禁止行為)に定める場合を除いて、変更前の航空券に記載された最終目的地に到着する前に、旅客の要求により経路変更または最終目的地の変更を行う場合に適用する運賃および料金は、当該航空券が準拠する運賃規則を参照して決定します。そのように適用する運賃および料金と、旅客に対して発行された当初の航空券に適用する運賃および料金との差額は、適用される運賃規則に従って、旅客から徴収する、または旅客に返金します。注意: 適用する運賃および料金は、経路変更または最終目的地の変更が旅客の航空券に記入された日において有効である運賃および料金とします。

規則 7. 予約のキャンセルおよび禁止行為

- A. アラスカは、国防に関連する緊急運送についての政府規制または要請に従うために必要な場合、または不可抗力事象であることを理由として必要もしくは望ましい場合には、旅客の予約(確定済みかどうかを問いません)および座席指定をキャンセルする権利を有します。アラスカが法令上または行政上の運航承認を待機している空港を発着地とするフライトの予約については、アラスカは予約をキャンセルして旅客に払戻しを行う権利を有します。

- B.** アラスカは、本運送約款に定める規則に旅客が従わないこと(顧客が、当該旅行の運賃に適用される規定に従って、該当の航空券の支払いを行わないことを含みますがそれに限りません)を理由として、予約(確定済みかどうかを問いません)をキャンセルする権利を有します。
- C.** 座席の不占有。旅客が自分のために予約したフライトの座席を占有せず、かつ当該フライトの出発前にアラスカが当該予約のキャンセル通知を受領しなかった場合、またはアラスカもしくは他の航空会社が旅客の予約をキャンセルした場合には、アラスカは、乗継便の座席または復路の座席についてその旅客が保有しているすべての予約(確定済みかどうかを問いません)および座席指定をキャンセルすることができます。旅客が旅程を変更しなければならない場合は、フライトの出発前にアラスカに連絡し、これが航空券および残りの旅行にどのように影響するかを確認する必要があります。旅客が確認済みのフライトに搭乗できないことをフライトの出発前にアラスカに通知しなかった場合は、その旅客を「ノーショー」旅客とみなし、予約に関連するすべての区間が自動的にキャンセルされ、航空券購入に使用されたすべての金銭またはポイントを規則 17 の規定に従って没収します。
- D.** 重複した予約、不可能・不合理な予約、不正な予約、架空もしくは悪用的な予約、使用する意図のない旅客による予約は禁じられており、キャンセルの対象となる場合があります。同一の旅客が同一もしくはほぼ同一の日に 1 つ以上の同一もしくは近傍の発着地間(例えば SEALAX と SEAONT 間もしくは SNASEA と ONTSEA 間)を旅行するフライトの予約、または前便の到着前に出発する乗継便の予約は、「重複した予約または不可能・不合理な予約」に含まれますが、それらに限りません。不正な予約、架空の予約または悪用的な予約は、当該名義の旅客または当該名義の旅客を代理する者の要求によらずに行われた予約として定義します。また、より安価な運賃、Atmos™ Rewards アワード在庫、もしくは通常は利用できないアップグレードを利用可能にする目的、空港施設に立ち入る目的、またはアラスカの運賃規則もしくは方針を回避する目的により、座席を確保または妨害するための予約を行うことは、アラスカが事前に承認した場合を除いて禁止します。
- E.** その他の禁止行為
- a.** 適用される運賃規則(例えば事前購入・最小滞在要件)を回避する目的で、往復運賃で発行された 2 枚以上の異なる航空券から得たフライトクーポンを使用すること(一般に「バックツーバック発券」といいます)は許可されていません。アラスカおよび旅行会社は、制限のある往復運賃の不正利用や悪用の意図が明白である状況において航空券を発行することを禁じられています。
 - b.** アラスカは、片道旅行のみを目的とした往復航空券の購入および使用(いわゆる「スロウアウェイ発券」)を禁止しています。
 - c.** 運賃は、当該運賃を公示している地点間の旅行に限り適用します。旅客による旅行の最初の出発地が実際の出発地より手前である場合に、その手前の出発地からの運賃により航空券を購入もしくは使用すること、または、旅客による旅行の目的地が

実際の目的地より遠い場合に、その遠い目的地までの運賃により航空券を購入もしくは使用することはできません。そのような航空券の購入および使用により運賃が安くなる場合もなお同じとします。この行為は「隠れ都市発券」または「到着地以遠発券」と呼ばれており、アラスカはこれらを禁止しています。注意：この場合、共同ターミナルは同じ地点とみなします。

- d. アラスカは、払戻し不可の航空券を再発行すること、および既存の航空券代金を 2 枚以上の新しい航空券の発見に利用することを禁止しています。払戻し不可の航空券の再発行は、1 枚の航空券につき 1 枚を再発行する場合に限り可能です。既存の航空券の残存価値はクレジット証明書として発行することができます(ただし、適用される運賃規則により許可されている場合に限りです)。
- F. アラスカは、本運送約款およびアラスカの規則に違反して購入または使用された航空券を無効にする権利を有します。旅客が販売規約または運賃規則(バックツーバック発券、スロウアウェイ発券、隠れ都市発券または到着地以遠発券の禁止を含みます)に違反した結果として航空券が無効となった場合、アラスカは任意の裁量により、法令上認められるすべての措置を講じる権利を有します。この措置には以下の措置を含みますがそれらに限りません。(a) 旅客の旅程の残余部分をキャンセルする。(b) 未使用のフライトクーポンを没収する。(c) 旅客の搭乗または旅客の手荷物の運送を拒否する(旅客が支払った運賃と、旅客が利用した輸送に係る運賃との差額が搭乗前に回収された場合を除きます)。(d) 通常は払戻し可能な航空券の払戻しを拒否する。(e) 航空券の実際の残存価値を旅客に請求する(この金額は、旅客が支払った運賃と、旅客の実際の旅程に適用される最低運賃との差額を下回らないものとします)。(f) 旅客のマイレージプログラム(Atmos Rewards)アカウントのポイントを削除し、Atmos Rewards における旅客の Atmos Rewards ステータス(がある場合はそれ)を取り消し、旅客の Atmos Rewards 加入を終了させ、または Atmos Rewards の「会員規約」により認められるその他の措置を講じる(詳細についてはアラスカのサイト <https://www.atmosrewards.com/content/legal/terms> をご覧ください)。(g) 旅客に関して法的措置を講じる。重複した予約、不可能・不合理な予約、不正な予約、架空の予約または悪用的な予約がキャンセルされた場合でもアラスカは責任を負いません。
- G. 航空券が、不正行為に基づくクレジットカードのチャージバック、資金不足の小切手、詐欺またはその他の形態の不正な支払いの対象となった場合には、当該航空券の費用および管理手数料は、当該航空券を保持する旅客の負担となります。アラスカまたはアラスカの公認旅行会社から購入したものではない航空券については、航空券を入手した旅客が紛失リスクをすべて負担するものとします。航空券の費用および手数料が、通知後 60 日以内に支払われなかった場合は、法的措置または回収サービスを開始することがあります。弁護士費用および回収手数料は、航空券を入手した旅客がすべて負担するものとします。

- H. 空港チェックイン時間制限。アラスカは、該当のフライトの出発予定時刻前の所定時間内に現れない旅客の予約（確定済みかどうかを問いません）および座席指定をキャンセルし、搭乗を拒否し、または受託手荷物の受け入れを拒否する権利を有します（本規則セクション I 参照）。注意：本規則でアラスカが提示する所用時間は最短必要時間です。空港における米国連邦保安検査措置のため、旅客の処置時間は空港によって異なる場合があります。規則 15 第 C 項をご覧ください。旅客は、アラスカの最短チェックイン時間を守るために、出発空港の保安検査の必要所用時間を確認する責任があります。また、コードシェアパートナーが運航するフライトの場合は、コードシェアパートナーの定めるチェックイン時間制限規則が適用されます。現在のコードシェアパートナーのリストおよびその運送約款へのリンクについては規則 16 をご覧ください。
- I. アラスカのフライトについては、旅客は以下の最短時間を遵守する必要があります。アラスカはこれらを随時改訂する場合があります。
- a. <https://www.alaskaair.com> で購入する航空券、アラスカのモバイルサイトで購入する航空券、またはアラスカのモバイルアプリで購入する航空券は、掲示された出発時刻の 60 分前までに購入を完了する必要があります（ただし、それより早い事前発券期限が運賃規則に定められている場合はその限りではありません）。その期限までに購入が完了されなかった場合、アラスカは未購入航空券の予約および座席指定を取消することができます。
 - b. 規則 15.C に記載したチェックイン時間を旅客が遵守しなかった場合、または出発予定時刻の 30 分前までに搭乗のためにゲートに到着しなかった場合には、予約および座席指定がキャンセルされることがあります。
 - c. 本規則でアラスカが提示する所用時間は最短必要時間です。旅客および手荷物の処置時間の要件は空港によって異なる場合があります、および変更される場合があります。
 - d. 旅客は、政府の要件、保安手続きおよび出発処理を完了するために、フライト出発時刻より十分に早く空港に到着する必要があります。旅客の書類に不備がある場合、旅客がすべての保安手続きを完了していない場合、旅客がアラスカのチェックイン要件を充足していない場合、または掲示された出発時刻までに旅客がその他何らかの形で旅行の準備を終えていない場合には、予約および座席指定をキャンセルし、その旅客のために出発を遅らせることはありません。旅客は、これらの最短制限時間内にチェックイン、手荷物検査および保安検査の手続きを完了できるように、十分に早く空港に到着する責任があります。
 - e. アラスカが本規則に従って旅客の予約（確定済みかどうかを問いません）をキャンセルした場合、アラスカは派生的損害、補填的損害またはその他の損害について責任を負いませんが、本規則 A 項に従ってアラスカが予約をキャンセルした場合は規則 8（スケ

ジュールに従った運行が行えない場合)を適用します。本規則の他の項に従ってアラスカが予約をキャンセルした場合、アラスカは規則 17(払戻し - 旅客都合による払戻し)に従って払戻しを行います。

- f. 早期出発。アラスカは、本 I 項に記載した要件を充足したすべての旅客が航空機に搭乗している場合、任意の裁量により早期に出発する権利を有します。

規則 8. フライトの大幅な遅延または変更、キャンセルおよび搭乗拒否に関する責任

A. 一般規則。

- a. **適用。**本規則 8 の規定(下記第 F 項を除きます)は、旅客が航空券を所持しており、かつアラスカのいずれかのフライトに確定予約の座席を有する場合であって、かつフライトの遅延、変更、迂回またはキャンセルが発生した場合に限り適用します。旅客がスタンバイ旅客である場合、旅客の権利は本規則 8 の第 F 項に従います。
- b. **通知。**アラスカは、旅客の確定予約座席の遅延、変更、迂回またはキャンセルについて、それらを確認次第可能な限り速やかに旅客に通知します。また、航空機の変更についても旅客に通知します。
- c. **スケジュールは事前の通知なく変更する場合があります。**チケット、時刻表、公示スケジュールまたはその他の場所に表示した時間、およびチケットまたはアラスカのフライトスケジュールに表示する航空機の種類または類似の情報については保証の対象ではなく、かつ本約款の一部ではありません。アラスカは、(i) 代替の航空会社または航空機を使用する場合があります、(ii) フライトを遅延またはキャンセルする場合があります、および (iii) 航空券に表示した寄航地または乗継を変更もしくは除外する場合があります。ただし、韓国を出発地とする旅客については、交通機関利用者の保護に関する基準に従って措置を行うものとします。
- d. **責任。**アラスカは、スケジュールに従ってフライトを運行しなかったこと、またはフライトスケジュールを変更したことについて、それらを旅客に通知したかどうかによらず責任を負いません(ただし、本規則 8 に定める場合または適用法令で義務付けられている場合を除きます)。

B. フライトのキャンセルおよび大幅な遅延または変更。以下の規則は、キャンセルまたはフライトの大幅な遅延もしくは変更に応用します。

- a. **責任。**アラスカは、フライトのキャンセルおよび大幅な遅延または変更について責任を負いません。なお、アラスカが有する適用法令上の権利は、そのような責任の阻却によって一切影響を受けないものとします。
- b. **フライトのキャンセルおよび大幅な遅延または変更。**旅客の航空券が、フライトのキャンセルおよび大幅な遅延または変更により影響を受け、かつ旅客が払戻し不可の航

空券を所持しており、かつアラスカが記録上の販売者である場合には、影響を受けた区間に係る払戻しの権利についてアラスカが旅客に通知するとともに、以下のすべてに該当するときは、規則 17 に従って、当初の支払い方法を用いて旅客の航空券の払戻しを行います。

- i. 大幅な遅延または変更が生じたフライトに搭乗しないことを旅客が決定したとき
- ii. アラスカが提供する代替フライトの再予約を旅客が承諾しないとき、またはアラスカが代替の旅程を提供できないとき
- iii. アラスカが旅客に提供したバウチャーを旅客が受領しないとき。

注意：旅客が当初予約した予約クラスでの運送をアラスカが実施できず、かつそれより低い予約クラスでの旅行を旅客が選択した場合には、運賃の差額を払い戻します。

C. EEA または英国に所在する空港を出発地とし、大幅に遅延または変更されたフライトに関する補償または搭乗拒否に関する補償を受ける権利を適用法令上有する旅客については、以下の規定を適用します。

- a. 請求はアラスカに直接提出する必要がある、アラスカのウェブサイトから、またはアラスカのカスタマーリレーションズ宛に書面で提出する必要があります。旅客が第三者に請求を委任する場合は、アラスカが応答するまでの期間として 28 日間（または適用法令上許可される期間のうち短い方の期間）を見込む必要があります。
- b. 本項の規定は、補償の請求権を有する旅客が、アラスカに請求を提出するに先立って、法律顧問または第三者企業に相談することを妨げるものではありません。
- c. 規則 8 第 C 項 a の手続きが遵守されない場合、アラスカは、第三者企業が旅客に代わって提出する請求を取り扱いません。
- d. 同一の予約における他の旅客に代わって補償を請求する旅客、または、請求を行う能力がない旅客もしくは未成年者に代わって請求を行う当事者については、規則 8 第 C 項 a を適用しません。アラスカは、請求を提起しようとする個人に対して、他の旅客に代わって請求を行う権限があることを証明するよう要求する権利を有します。

D. 不可抗力事象。 不可抗力事象が発生した場合、アラスカは、旅客に事前に通知せずに、フライト、運送の権利または予約（確定済みかどうかを問いません）をキャンセル、終了、迂回、延期または遅延することができるとともに、適用法令に従って、出発または着陸を行うべきかどうかを決定することができます（それらについてアラスカは一切の責任を負いません）。アラスカは、利用可能な他のアラスカのフライトもしくは他の航空会社もしくは他の複数の航空会社に

よる再予約を申し出ることができ、または旅客の航空券の未使用部分について払戻しもしくは旅行証明を旅客に提供することができます。

E. 遅延した旅客に提供するアメニティおよびサービス。 アラスカ側の原因により長時間の遅延が発生した場合は、以下のような特定のアメニティを旅客に提供します。

- a. **ホテルの部屋。** アラスカが制御しうる事情によりフライトのキャンセルまたは遅延が発生したことを理由として、旅客が自宅から 100 マイル以上離れた空港に翌朝まで滞在することとなった場合には、当該遅延またはキャンセルが発生した地域に宿泊可能なホテルがあれば、ホテルでの宿泊を無償で提供します。宿泊には、シングルルームまたはファミリールーム、および空港から常識的な距離にあるホテルへの往復地上交通を含みます。アラスカはホテルのバウチャーを提供します。バウチャーが利用可能なホテルがない場合は、相当のホテルおよび往復地上交通の費用を補償します。
- b. **食事。** 遅延が 3 時間を超える場合には、航空券を保持する旅客それぞれに、相当の食事を空港で提供します。アルコール飲料はいずれの旅客にも提供いたしません。空港のベンダーによっては特定の食事内容を提供できない場合があります。
- c. **地上交通。** 本規則 8 の第 E 項(1)に従って旅客に宿泊を提供する場合で、かつホテルが地上交通を提供しない場合には、アラスカが当該宿泊施設への地上交通を提供し(提供可能なとき)、またはアラスカが相当の交通費を補償します(領収書の提示が必要です)。地上運送が提供されているにもかかわらず、旅客が何らかの理由でそれを承諾しなかった場合には、それに代えて旅客が確保した地上交通に関連する費用について、アラスカは補償する責任を負いません。
- d. **代替手段。** アラスカは上記に代えて旅行クレジットを提供することができます。旅客が旅行クレジットを受領した場合は、上記のアメニティを放棄したものとみなします。旅行クレジットは (i) アラスカが運航するフライトを利用して発行日から 1 年以内に行う旅行に限り有効であり、(ii) アラスカ単独による輸送に限り適用可能であり、(iii) 他の航空会社による裏書きまたは受け入れは行われず、かつ (iv) 払戻しは受けられず、旅客による売却、移転または譲渡はできません。
- e. **韓国を出発地とする旅客:** Alaska Airlines は、滑走路路上における長時間の滞留が発生した場合、航空事業法に従って必要な措置を講じます。

F. 長時間のターマック遅延への緊急対応。 アラスカは、業界最高水準のサービス品質および時間厳守のサービスを旅客に提供することに努めています。天候、航空交通流制御、空港運営および安全要因の影響により、ターマック遅延が発生することがあります。アラスカは、安全で快適な旅行体験を旅客に提供するとともに、長時間のターマック遅延に対応して最小限に抑制する詳細な体制を導入しています。長時間のターマック遅延に関する緊急対応体制の内容は、[Comfort During Extended Delays Commitment – Alaska Airlines](#) (遅延が長期化した場合における快適性確保への取り組み – アラスカ航空) に掲載しています。

G. スタンバイ旅客。

- a. **責任。**アラスカは、スケジュールに従ってフライトを運行しなかったこと、またはフライトスケジュールを変更したことについて、それらを旅客に通知したかどうかによらず責任を負いません(ただし、下記の本規則 8 第 G 項(2)に定める場合または適用法令で義務付けられている場合を除きます)。
- b. **旅客の選択肢。**アラスカがスケジュールに従ってフライトを運行しなかった場合、またはフライトのスケジュールを変更した場合には、旅客の要望に応じて次のいずれかを行います。
 - i. 空席のあるアラスカの他のフライトで旅客を運送すること
 - ii. 規則 17 に従って決定した金額を旅客に返金すること チケットの未使用部分が返却された場合の払戻しは当初の支払い方法により行います。

H. 搭乗拒否補償

- a. 搭乗拒否補償に関する以下の規定がアラスカに適用されます。コードシェアパートナーが運行するフライトについては、コードシェアパートナーの搭乗拒否補償規則が適用されます。現在のコードシェアパートナーのリストおよびその運送約款へのリンクについては規則 16 をご覧ください。米国またはカナダ以外から出発するアラスカのオーバーセール便がある場合は、オーバーセール便に関する規定のある適用法令により補償が義務付けられている場合を除いて、補償を行いません(この規定に反する他の規定が本規則にある場合でもこの規定が優先するものとします)。
- b. いずれかのフライトにおいて、確定予約および確定航空券を所持している旅客の数が、当該フライトで提供可能な座席数を上回っていることを理由として、確定済みの座席をアラスカが提供できない場合は、一部の旅客について、アラスカのフライトへの搭乗を拒否し、補償を受ける権利を付与する場合があります。本規則では、オーバーセール便が発生した場合におけるアラスカの義務および旅客の権利について、米国運輸省(「DOT」)の規則に従って説明します。アラスカは本規則に定める措置を取ります。
- c. 自発的な不搭乗および自発的な不搭乗者の募集。フライトがオーバーセールされた場合(確定予約を所持する旅客数が提供可能座席数を超える場合)には、確定予約の自発的な放棄を承諾する旅客をアラスカのスタッフがまず募集します。それ以前にアラスカが旅客の意思に反して搭乗を拒否することはありません。確定予約の自発的な放棄を承諾した旅客に対しては、放棄の対価として、アラスカが決定する金額の補償(小切手または電子的旅行証明書による補償を含みますがそれらに限りません)を行います。旅行証明書は、アラスカまたはアラスカの地域パートナーによる運送に限り、発行日から 1 年間につき有効であり、この旅行証明書による金銭の払戻しはできません。旅客が自発的に協力するよう求められた場合、アラスカは、その旅客に対して、

当該要請を行った時点で、非自発的に搭乗を拒否される可能性がある旨およびその場合に受け取ることができる補償額について通知していない限り、後になってその旅客の意思に反して搭乗を拒否することはありません。ボランティアの要請と、座席を拒否される人の選定は、アラスカが単独で決定する方法で行われます。

- d. 搭乗。フライトがオーバーセールされた場合（確定予約を所持する旅客数が提供可能座席数を超える場合）には、アラスカが選択する支払いと交換に確定予約を自発的に放棄する旅客をアラスカのスタッフがまず募集します。それ以前にアラスカが旅客の意思に反して搭乗を拒否することはありません。確定予約座席を自発的に放棄する旅客が十分に集まらない場合、アラスカは、アラスカの搭乗優先順位に従って、他の旅客の搭乗を強制的に拒否することがあります。旅客は、利用可能な座席がすべて埋まるまで、次の順序で搭乗します。(1) 確定座席指定を所持するすべての旅客が搭乗します。また、(2) 確定座席指定を所持していない旅客が、チェックインした時間の順に搭乗します（注意：アラスカの予約システムは、座席のリクエストに即時対応できない場合、チェックイン時間を記録します）。付添人のない未成年者、適格障害者または深刻な困難を被る可能性があるアラスカが判断したその他の旅客については例外とする場合があります。業務上の必要性は、それ自体では深刻な困難とみなしません。付添人がいる 12 歳未満の子供は、付き添う大人の旅客と同じ分類となります。
- e. 搭乗拒否の対象となった旅客の運送：アラスカは、搭乗を拒否した旅客（自発的かどうかを問いません）を、利用可能な座席がある次のフライトで、途中降機なく、追加費用なしで、予約クラスを問わず運送します。また、旅客が承諾できる後続便での運送をアラスカが提供できない場合には、アラスカ単独の裁量により、かつ旅客の要望に応じて、他の航空会社または複数の航空会社により、当該航空会社の次のフライトで、途中降機なく、当該旅客の当初の出発便と同じ予約クラスで（または、旅客が承諾しうる別の予約クラスに利用可能な座席がある場合はその予約クラスで）運送します。そのようなフライトは、旅客の目的地、次の途中降機地点または乗継地点への到着が早まる場合に限り、旅客が追加費用を負担することなく途中降機なしで使用されます。
- f. オーバーセールによる非自発的搭乗拒否に対する補償：非自発的に搭乗を拒否された旅客は、上記第 4 項に記載した運送の提供に加えて、アラスカが確定座席を提供できなかった代償として、以下の規定に従って補償を受けます。
- g. 搭乗拒否による補償を受けるには、予約済み座席の航空券を保持する旅客は、本輸送約款に従って搭乗のために出向き、アラスカの航空券発券、チェックイン、搭乗に関する要件を、規則 15.C に定められた時間および場所の範囲内で完全に遵守している必要があります。さらに、旅客が予約済み座席を保持するフライトが、旅客を収

容できず、旅客を置いて出発した場合に限り補償の対象となります。ただし、以下の場合には補償の対象外となります。(i) 予約済み座席のフライトがキャンセルされた場合、または政府による座席の徴用、運航上または安全上の理由、もしくは座席数の少ない機材への代替により旅客を収容できず、アラスカが代替を避けるために合理的な措置をすべて講じた、あるいは講じることが不可能であった場合。(ii) 座席数 60 席以下の航空機で運航されるフライトにおいて、安全上の重量・バランス制限により搭乗を拒否された場合。(iii) チケットに指定された座席区画とは異なる区画に無償で収容された場合(ただし、料金が低い区画に座らされた場合は、相応の払い戻しを受ける必要があります)。(iv) アラスカが、旅客を次の途中降機地点または最終目的地に、元のフライトの予定到着時刻から 1 時間以内に到着予定の別フライトに搭乗させることができる場合。(v) 旅客がアラスカまたは他の航空会社の従業員である場合、または予約済み座席を持たない旅客である場合。注意:アラスカのチェックイン時刻を遵守しなかった場合、旅客の予約は取り消され、搭乗拒否補償の対象外となります。注意:旅客がアラスカのチェックイン時間制限に従わない場合、当該旅客の予約はキャンセルされ、当該旅客は搭乗拒否補償の対象外となります。

h. 搭乗拒否補償の金額

国内運送:米国内(米国の領土および所有地を含む)の地点間を旅行する旅客は、本規則第 L 項 6 に記載されている例外を除き、オーバーセール便から非自発的に搭乗を拒否された場合、以下の権利があります。

- i. アラスカ航空が代替交通手段を提供し、その手配が行われた時点で、旅客の元のフライトの予定到着時刻から 1 時間以内に旅客の目的地または最初の途中降機に到着する予定である場合、補償はありません。
- ii. アラスカ航空が代替交通手段を提供し、その手配が行われた時点で、旅客の元のフライトの予定到着時刻から 1 時間以上 2 時間未満で旅客の目的地または最初の途中降機地点に到着する予定である場合、運賃の少なくとも 200%または USD1,075 のうちいずれか低い方の補償があります。
- iii. アラスカ航空が代替交通手段を提供せず、その手配が行われた時点で、旅客の元のフライトの予定到着時刻から 2 時間以上で旅客の目的地の空港または最初の途中降機地点に到着する予定である場合、運賃の少なくとも 400%または USD2,150 のうちいずれか低い方の補償があります。

遅延の長さ

補償額

0 時間から 1 時間の到着遅延	補償なし
------------------	------

1 時間から 2 時間の到着遅延	片道運賃の 200%(最大 USD1,075)
------------------	-------------------------

2 時間以上の到着遅延	片道運賃の 400%(最大 USD2,150)
-------------	-------------------------

国際運送: 米国から米国外の地点に旅行する旅客は、本規則第 L 項 6 に記載されている例外を除き、米国の空港を出発するオーバーセール便から非自発的に搭乗を拒否された場合、以下の権利があります。

- iv. アラスカ航空が代替交通手段を提供し、その手配が行われた時点で、旅客の元のフライトの予定到着時刻から 1 時間以内に旅客の目的地または最初の途中降機に到着する予定である場合、補償はありません。
- v. アラスカ航空が代替交通手段を提供し、その手配が行われた時点で、旅客の元のフライトの予定到着時刻から 1 時間以上 4 時間未満で旅客の目的地または最初の途中降機地点に到着する予定である場合、運賃の少なくとも 200%または USD1,075 のうちいずれか低い方の補償があります。
- vi. アラスカ航空が代替交通手段を提供せず、その手配が行われた時点で、旅客の元のフライトの予定到着時刻から 4 時間以上で旅客の目的地の空港または最初の途中降機地点に到着する予定である場合、運賃の少なくとも 400%または USD2,150 のうちいずれか低い方の補償があります。

遅延の長さ

補償額

0 時間から 1 時間の到着遅延	補償なし
------------------	------

1 時間から 4 時間の到着遅延	片道運賃の 200%(最大 USD1,075)
------------------	-------------------------

4 時間以上の到着遅延

片道運賃の 400%(最大 USD2,150)

カナダ発の運送:カナダからカナダ国外の地点(米国を含みます)に旅行する旅客は、本規則第 L 項 6 に記載されている例外を除き、カナダの空港を出発するオーバーセール便から非自発的に搭乗を拒否された場合、以下の権利があります。

- vii. アラスカ航空が代替交通手段を提供し、その手配が行われた時点で、旅客の元のフライトの予定到着時刻から 1 時間以内に旅客の目的地または最初の途中降機に到着する予定である場合、補償はありません。
- viii. アラスカ航空が代替運送を提供し、その手配が行われた時点で、旅客の目的地または最初の途中降機地点に旅客の元のフライトの予定到着時刻から 1 時間以上 4 時間未満で到着する予定である場合、最大 CAD400 の支払いがあります。
- ix. アラスカ航空が代替運送を提供し、その手配が行われた時点で、旅客の目的地または最初の途中降機地点に旅客の元のフライトの予定到着時刻から 4 時間以上で到着する予定である場合、最大 CAD800 の支払いがあります。

米国またはカナダ以外の地点からの運送:米国またはカナダ以外から出発するオーバーセール便がある場合、現地または国際法でオーバーセール便を規制する必要がある場合を除き、補償は提供されません。英国または EEA に所在する空港を出発地として旅行する旅客が、有効な航空券および確定予約を有しているにもかかわらず、意思に反して搭乗を拒否された場合は、適用法令の規定に従って、補償、軽食ならびにその他の手当および支援を受ける権利を有します。この規定は、旅客がチェックイン要件および搭乗要件を充足していない場合、またはアラスカが規則 5 第 C 項および規則 11 に基づいて旅客の運送の拒否権を行使する場合には適用しません。

大韓民国を出発地とする旅客:搭乗を拒否された旅客、フライトがキャンセルとなった旅客、またはフライトが 2 時間以上遅延した旅客は、韓国公正取引委員会の消費者紛争解決指針に定める基準に従って手当および補償を受ける権利を有します。ただし、アラスカ航空は、特別な状況において、それらの基準を上回る補償を行う場合があります。

アラスカから補償の申し出があり、旅客がそれを受け入れた場合、その支払いは、確定予約座席を提供できなかったことによるすべての実際または予想される損害に対する完全な補償となります。このような補償を提供された旅客には、規則 8 の規定に基づいて提供されるアメニティやサービスは提供されません。

支払方法。アラスカは、以下に示す場合を除き、非自発的搭乗拒否補償の資格を持つ各旅客（ただしカナダ、英国および EEA からの旅行者を除きます）に対し、上記の金額を、現金または小切手で、非自発的搭乗拒否が発生した当日に、その発生した場所で支払います。ただし、アラスカが旅客の便宜のために代替交通手段を手配し、支払いが行われる前に旅客が出発する場合、支払いは搭乗拒否が発生した時点から 24 時間以内に郵送または他の手段で旅客に送付されます。アラスカは、提供される航空運送の価値がそれ以外の金銭補償と同等以上であり、アラスカが旅客にその金額および旅客が運送の利益を拒否して金銭補償を受け取ることができる旨を通知した場合に、本規則に基づく現金の支払いに代えて、無料または割引の航空運送を提供することができます。その場合、アラスカは、旅客が現金または小切手の支払いに代えて運送を受け入れるかどうかを決定する前に、無料または割引の運送の使用に関するすべての重要な制限を開示する必要があります。旅客は現金や小切手での支払いを要求することができ、またはすべての補償を拒否して個人的に法的措置を取ることができます。英国または EEA を出発地とするフライトに関して、非自発的搭乗拒否の補償を受け資格を持つ各旅客については、その補償金を、現金、銀行小切手または当初の支払方法での電子的精算により支払うものとします。

搭乗拒否に関する責任の制限。本規則の上記規定に従って旅客が補償を受け入れることは、アラスカ航空が旅客に確認済みの予約スペースを提供できなかったことによって旅客が被った、または被る予定のすべての実際のまたは予想される損害に対する完全な補償を構成し、アラスカが確定予約を受け入れなかったことによって旅客に生じたさらなる責任を免除します。上記の規定に基づくアラスカの補償の申し出が受け入れられない場合、アラスカの責任は、旅客に確認済みの予約スペースを提供できなかったことによる実際の損害に対して、旅客 1 名につき USD2,150 を超えない範囲で、証明された実際の損害に限定されます。旅客は、請求されたすべての実際の損害の証拠を提供する責任を負います。アラスカは、旅客に確定予約座席を提供できなかったことに起因または関連して生じる懲罰的損害、派生的損害または特別損害について責任を負いません。ただし、旅客は、支払いを受けることを拒否して、法定での訴訟またはその他の方法で損害の回復を図ることができます。

規則 9. 旅行書類 – 旅客の責任

- A. 規則の遵守：旅客は、出入国する国または上空を飛行する国のすべての法律、規則、命令、要求または旅行要件、ならびにアラスカのすべての規則、規制および指示を遵守する必要があります。アラスカは、旅客が必要な書類を取得すること、または旅客がそれらの法律、規則、命令、要求、要件もしくは指示を遵守することに関して、アラスカの代理人または従業員

員が口頭、書面またはその他の方法で提供した援助、支援または情報について一切の責任を負いません。また、アラスカは、旅客がそれらの書類を取得できなかったこと、または旅客がそれらの法律、規則、命令、要求、要件もしくは指示を遵守しなかったことにより生じた結果について一切の責任を負いません。

- B. 国際境界を越えて運送を希望する各旅客は、各国への入国および出国に必要な書類を含むすべての必要な旅行書類を取得および提示する責任があり、それらの書類は良好な状態であればならず、また、それらの旅客は出入国先の国または通過する国の法律を遵守する必要があります。アラスカは、旅客がそれらを行わなかったことによりアラスカが被った損失、損害または費用について、旅客に補償を求める権利を有します。アラスカは、法律で許可されている場合、旅客が提示した旅行書類を保持、複写またはその他の方法で複製する権利を有します。また、アラスカは、必要な旅行書類が良好な状態でない場合、または出入国先の国、通過する国もしくは旅行先の国の法律を旅客が遵守していない場合に、旅客の搭乗を拒否する権利を有します。
- C. 旅客がいずれかの国から入国拒否または国外退去の処分を受けたことを理由として、アラスカが政府の命令により当該旅客を出発地またはその他の場所へ送還することを要求された場合には、当該旅客は適用法令および規則に従って所定の運賃を支払う必要があります。当該運賃は、当初の航空券発行時点で有効であった適用運賃となります。適用運賃と、当該旅客が実際に支払った運賃との差額は、場合により当該旅客から徴収するかまたは当該旅客に返金します。払戻しを行う場合は当初の支払い方法にて行います。アラスカは、未使用の運送に対して旅客が支払った金銭またはアラスカが留保している旅客の資金を、それらの運賃の支払いに充当します。入国拒否または強制送還の地点までの運送に関してアラスカが徴収した運賃については、その国の法律により返金が義務付けられていない限り、アラスカは返金を行いません。
- D. 税関検査: 旅客が、税関または他の政府職員による手荷物の検査に立ち会うことを要求された場合は、それに応じて立ち会う必要があります。当該旅客がこの規定に従わなかった場合には、アラスカは当該旅客に対して一切の責任を負いません。当該旅客がこの規定に従わなかったことを理由としてアラスカに損害が生じた場合には、当該旅客はアラスカに対して補償を行う必要があります。
- E. 政府規制: アラスカが、適用法令、政府の規制、要求、命令または要件(であるとアラスカが理解しているもの)に基づいて旅客の運送を拒否する義務が自らにあると誠実に判断し、その上で実際に旅客の運送を拒否した場合には、アラスカには一切の責任が生じないものとします。
- F. 本規則および本規則内の制限規定は、未成年者の旅行に関連する旅行書類を含みます(ただしそれらに限りません)。一部の国では、一方の親だけの付添いにより海外の目的地との間を往来する未成年者について、特別な書類を要求しています。この書類には、

<http://www.alaskaair.com> で入手可能なメキシコ未成年者同意書が含まれます(ただしそれに限りません)。未成年者の親または法定後見人には、未成年者の海外旅行に関するすべての要件および手続きに従う責任があり、それには証拠書類(同伴しない実親または法定後見人による公証済みの関係証明書および子供の旅行の許可書など)が含まれる場合があります(ただしそれらに限りません)。

規則 10. 旅客および手荷物の検査

旅客やその手荷物は、政府、空港またはアラスカの単独の裁量により、旅客本人の立ち会い、同意または認識の有無にかかわらず保安検査の対象となります。これには、保安プロファイリング、身体の接触を伴う検査または点検、X線検査、手荷物の手作業による検査、旅客への質問、電子機器その他の検査機器または保安装置の使用などが含まれます(ただしそれらに限りません)。アラスカおよびその従業員または代理人は、何らかの損害、損失、遅延(輸送の拒否を含みます)、財産の没収、負傷またはその他の被害のうち、空港職員もしくは地域、州もしくは連邦の機関が実施する保安検査に関連もしくは起因するもの、または旅客がその保安検査を受けなかったこともしくはそれに従わなかったことに関連もしくは起因するものについて一切の責任を負いません。

規則 11. 輸送の拒否

アラスカは、法令で禁止されていない限り、どのような場合でも、独自の裁量により、旅客の輸送を拒否することができ、またはいずれかの地点で航空機から降機させることができます。以下に挙げたものは、アラスカが輸送を拒否する可能性がある理由や行為の一例です(すべてを網羅したものではありません)。コードシェアパートナーが運航するフライトの場合は、コードシェアパートナーの輸送拒否規則が適用されます。現在のコードシェアパートナーのリストおよびその運送約款へのリンクについては規則 16 をご覧ください。

- A. 本運送約款の違反 - 旅客が本運送約款の規則を遵守しなかった場合。
- B. 安全上の理由で輸送拒否が必要な場合(通知の有無を問いません)。
- C. 不可抗力事象。実際に発生した場合か、発生するおそれがある場合か、または発生が報じられた場合かを問わず、不可抗力事象により輸送拒否が必要であるとき、またはアラスカの独自の判断により輸送拒否が妥当と認められるとき。
- D. 政府の指示、要請または規制に従うために必要な場合。政府の規制もしくは安全指示、または国防に関連する緊急輸送を目的とした政府の要請に従うために必要な場合には、旅客の輸送を拒否することがあります。
- E. アラスカまたは政府機関による、爆発物、危険物、密輸品、または隠匿された致命的もしくは危険な武器もしくは物品を対象とした身体もしくは所持品の検査を旅客が拒否した場合。

- F. アラスカが許容する有効な身分証の提示を求めた際に旅客がその提示を拒否した場合、または搭乗券の提示の際に搭乗券の氏名と一致する身分証を旅客が提示しなかった場合。アラスカは、航空機への搭乗を目的として航空券を購入する方や航空券を提示する方に対して、有効な身分証の提示を要求する権利を有します(ただしその義務はありません)。
- G. 不払い - 航空券、手荷物または旅行に必要なサービスに対する適切な運賃を旅客が支払っていない場合、もしくは無償旅客としての資格を有することを旅客がアラスカに対して十分に証明できなかった場合、または規則 4 に定める禁止行為に旅客が関与している場合。
- H. 旅客が国際境界を越えて旅行する場合で、かつ以下に該当する場合。
- a. 当該旅客の渡航書類に不備があり、各国への出入国に必要なすべての書類を当該旅客が取得および作成していない場合、または当該旅客の旅程に記載された各国の法律、要件もしくは手続きに当該旅客が従わなかった場合。
 - b. 当該旅客が出発、通過または到着を希望する国において、当該出発、通過または到着が何らかの理由で違法となりうる場合。
- I. 医療上の要件が一致しない場合。以下の医療機器またはサービスを必要とする旅客については、アラスカの航空機内では認めていないかまたは対応できないため、輸送を拒否します。航空機内での使用に電力を必要とする医療機器または医療用酸素(連邦航空局(「FAA」)が承認しアラスカが許容する携帯用酸素濃縮器(「POC」)を除きます)、保育器、ストレッチャーによる旅行
- J. 快適性、健康および安全。旅客または乗務員の快適性、健康および安全のために搭乗拒否または降機が必要な以下の分類に旅客が該当するとアラスカが独自に判断した場合(以下を含みますがそれらに限りません)。
- a. アラスカの規則または方針に従うことを拒否する旅客。
 - b. 連邦規則、安全指令、または乗務員、空港管理者もしくは監督者の指示に従うことを拒否する旅客。
 - c. 行動が無秩序、虐待的、攻撃的、脅迫的、威圧的、暴力的、好戦的、非合理的であることにより、アラスカの従業員や他の旅客や本人に対して危険であるかまたは危険となるおそれがある旅客(人種、肌の色、性別、宗教、国籍、障害、年齢、民族性または性的指向に関連する言葉による嫌がらせを含みます)。空港で保安業務に従事する連邦の従業員、空港の従業員および航空会社の従業員は、連邦法(連邦規則集第 49 巻第 46503 条を含みますがそれらに限りません)により保護されています。それらの従業員に対する暴行または業務履行の妨害は厳重に禁止されています。
 - d. 乗務員の業務履行を妨害する旅客または妨害を試みる旅客。
 - e. 行為の結果として、機長または操縦室乗員が操縦室を離れて対処することを要する騒動を引き起こす旅客。

- f. 裸足の旅客、または行為、服装、衛生状態もしくは臭いにより他の旅客に不当な不快感や迷惑を与える旅客。
- g. シートベルトを正しく締めた状態で 1 つの座席に座ることができない旅客、または着席時に座席の肘掛けを下げるできない旅客(ただし規則 4 の第 J 項に従う場合を除きます)。
- h. 酩酊状態または薬物の影響を受けている状態にあるように見え、それが本人または他の旅客もしくは乗務員に危険を及ぼす可能性がある程度である旅客(ただし、外見や不随意の行動により酩酊状態または薬物の影響を受けている状態にあるように見える適格障害者を除きます)。
- i. 隠しているかどうかを問わず、致死的もしくは危険な武器を身につけているかまたは所持している旅客。ただし、連邦規則集第 49 巻第 1544.219 条上の資格および条件を充足している旅客は運送します。
- j. 法執行機関の職員により護送中である囚人(犯罪により起訴された者もしくは有罪判決を受けた者)、手錠もしくはその他の拘束具を装着しており法執行機関職員の拘束下で輸送されているその他の者、護送に抵抗している者もしくは抵抗するおそれがあると考えるのが妥当である者、または被護送者であって当該フライトでの輸送に対する異議をアラスカに表明している者。
- k. 禁煙方針。アラスカの禁煙規則および航空機内での喫煙を禁止する連邦法(連邦規則集第 49 巻第 41706 条およびその他の適用法令が義務付けるもの)を遵守する意思がない旅客、または遵守することができない旅客。
- l. 虚偽の申告を行っていた旅客であって、当該虚偽申告が空港到着時に露見し、かつ当該虚偽申告により当該旅客の輸送が許容不能になる旅客。
- m. 飛行中に特別な医療支援を必要とせずに安全に飛行を完了することができない旅客、および他の旅客の健康または安全に直接的な脅威を与える可能性のある伝染性または感染性の疾病、感染もしくは状態(連邦規則集第 14 巻第 382.3 条に定めるもの)の症状があると見受けられるか、もしくはそれらに罹患している旅客、またはそれらの疾病もしくは状態に関する検査を拒否する旅客。(アラスカはそのような状況下で旅行を希望する旅客に対して診断書の提出を要求します。)
- n. 必要な安全補助者と一緒に旅行することができず、事前に通知せず、規則 12 に基づくその他の安全義務を遵守しない旅客。
- o. 許容可能な非歩行旅客に該当しない旅客(規則 12 をご覧ください)。
- p. 精神的に錯乱しているか、または精神的に無能力であり、その行動が本人自身、乗務員または他の旅客にとって危険となる可能性がある旅客。ただし、当該患者に付添人がいる場合で、かつ、輸送を要請する精神保健当局が、当該患者は付添人が同伴すれば安全に輸送できる旨の医療証明書を提供している場合には、アラスカは

当該患者を受け入れます。付添人は、付添うべき対象の旅客に常に同行する必要があります。

- q. 視覚障害および聴覚障害がいずれもあり、かつ付添人のいない旅客。ただし、当該旅客が身体的、機械的、電子的またはその他の手段によりアラスカの代表者と意思疎通を行える場合を除きます。当該旅客は、使用する意思疎通手段をアラスカに通知する必要があります。
 - r. ある旅客が所有する動物が、旅客もしくは乗務員の安全もしくは健康を脅かし、または航空機もしくは他の旅客に対して遅延もしくは損害を生じさせる場合における当該旅客。
- K.** アラスカは、本規則に従って旅客の輸送を拒否した場合または旅客を降機させた場合でも、それに関する責任を負いません(ただし、適格障害者が有する適用法令上の権利は本規則の規定により影響を受けないものとします)。アラスカが本規則の規定に基づいてアラスカの航空機での輸送を拒否した旅客またはアラスカの航空機から降機させた旅客の運賃は、本運送約款の規則 17 に従って払い戻します。本規則に定める理由によって旅客が輸送拒否または降機の処置を受けた場合、当該旅客が援用しうる唯一の救済手段は、規則 17 の定めに従って航空券の未使用部分につき払戻しを受けることに限られます。アラスカは、特別損害、付随的損害または派生的損害(コードシェアパートナーが運航するフライトに対する影響を含みます)については、種類を問わず、どのような場合でも、いずれの旅客に対しても責任を負いません。
- L.** 勧誘、配布および商業的撮影。旅客は、アラスカから事前に書面で承諾を得ることなく、アラスカの航空機内で、勧誘もしくは文書その他の資料の配布または商業的撮影を行うことを禁止されています。この規定に従わない旅客は、当該航空機からの降機およびそれ以降の旅行の拒否の処置を受けることがあります。
- M.** アラスカは、単独の判断により、本規則に記載した行為により降機または輸送拒否の処置を行った旅客の輸送を、一時的または恒久的に拒否する権利を有します。
- N.** 本規則 11 に記載する行為をなしたことを理由として、アラスカに対する損失、損害または費用を発生させた旅客は、アラスカに対して当該損失、損害または費用を補償することに同意および承諾したものとみなします。また、本項 J に挙げた行為は運送約款の重大な違反となり、アラスカはそれを理由として本運送約款に基づく義務の履行を免除されるものとします。喫煙(電子タバコおよび無煙タバコの使用を含みます)は、アラスカが運航するすべてのフライトで禁止されています。また、航空機内のトイレにおける喫煙および航空機に設置した煙探知器の改変、無効化または破壊は、連邦法により禁止されています。トイレに設置した煙探知器を改変した場合は、連邦法により最大 USD2,000 の罰金が課されます。この法律および関連規則に違反した個人に対しては、FAA による執行措置および相当額の罰金が課されます。旅客が航空券を購入した場合または輸送を承諾した場合は、喫煙およびその他無煙材

料の使用に関するアラスカの方針ならびに適用のある連邦法に従うことに同意したものとみなします。また、アラスカは、それらに従わなかったためにアラスカに損失、損害または費用を負わせた旅客に対して補償を求める権利を有します。

P. 子供の輸送

12 歳未満の子供については、同伴者がいない場合は国際線での輸送を受け付けることができません。12 歳から 17 歳の未成年者は同伴者なしで旅行することができます。

規則 12. 特殊サービス

A. 非歩行者。自力で歩行もしくは移動ができない人、または歩行もしくは移動のために他者による支援が必要な人のうち、それ以外についてはフライト中に自助が可能な人は非歩行者とみなします。非歩行者である旅客およびアラスカのスタッフによる特別な配慮または支援を必要とする障害または身体障害を持つ人については、以下の条件が充足される場合に限り、旅行支援者なしでの輸送を承諾します。

- a. 当該旅客が乗務員の指示に対応できること。
- b. 当該旅客が緊急時に自らの避難を支援できること。
- c. 当該旅客が背中を伸ばした姿勢で客室座席に着席できること。整形外科用保持装置（OPD）は、他の旅客が通路に出ることを妨げない場合、かつ当該旅客がシートベルトを装着できる場合に限り使用できます。
- d. アラスカは旅客の搭乗および降機を支援し、または支援の手配を行います。
- e. 連邦規則集第 14 巻第 382 条によりアラスカが無料で提供する必要のないサービスの費用は当該旅客の負担となります。
- f. 非歩行者である旅客 2 名が同一座席列で通路を挟んで向かい合わせに着席することはできません。また、FAA の安全要件により、非歩行者の旅客が非常口のある列に着席することはできません。
- g. 旅客が利便性の目的で車椅子を使用する場合は、その旅客を非歩行者とみなしません。
- h. 子供または幼児については、年齢だけを理由として非歩行者とみなすことはありません。

B. 有資格障害者。旅客（有資格障害者を含みます）が以下のサービス上の配慮を希望する場合は、48 時間前までにアラスカに通知すること、および一般旅客のチェックイン時間より 1 時間前にチェックインすることを強く推奨します（ただし義務ではありません）。

- a. 60 席未満の航空機による電動車椅子の輸送。
- b. 利用可能なトイレがない 60 席超の航空機における機内車椅子の提供。

- c. 人工呼吸器、呼吸器、持続的気道陽圧 (CPAP) 装置または旅客自身の携帯用酸素濃縮器 (POC) の使用。
- d. 特別座席のリクエスト(737、ホライゾン航空 E175 およびスカイウエスト ERJ175 に適用されるフライト)。
- e. 空港用車椅子、機内通路用車椅子または機内車椅子の支援。
- f. フライトでの整形外科用保持装置 (OPD) の使用。
- g. 介助動物の輸送については規則 14 および <https://www.alaskaair.com> をご覧ください。

旅客が以下の配慮を希望する場合は、48 時間前までにアラスカに通知すること、および一般旅客のチェックイン時間より 1 時間前にチェックインすることが必要です。

1. ストレッチャーまたは保育器を使用した旅行。
2. 車椅子またはその他の補助装置用の電池に対して危険物包装が必要な場合における、アラスカによるそのような危険物包装の提供。
3. 障害のある旅客 10 名以上が団体として予約および旅行する場合における当該団体への対応。

以下については出発の 24 時間前までにアラスカに通知することが必要です。

1. ブロックシート方式を使用する航空機における特別座席のリクエスト(717、787、A321 およびA330 型機のブロックシートに適用されるフライト)。

- C. 旅行支援者が必要な場合。安全のために支援者が必要であるとアラスカが判断した場合には、国内輸送や国際輸送を提供する条件として、以下のいずれかの基準に該当する旅客（有資格障害者を含みます）に対して、支援者の同伴を要求することがあります。**
- a. 精神的な障害により、アラスカの職員からの安全指示（連邦規則集第 14 巻第 121.571 条(a)(3)、(a)(4)および 135.117 条(b)が義務付ける安全ブリーフィングを含みます）を理解できないかまたはそれに適切に回答できない旅客。
 - b. 移動障害が非常に重度であり、自分自身の航空機からの避難を物理的に支援できない旅客。
 - c. 重度の聴覚障害および視覚障害がいずれもあり、アラスカの職員との間で、所定の安全説明を伝達するための意思伝達手段を確立できない旅客。

旅客自身が独立して旅行可能であると自己評価しているものの、支援者が同伴して旅行する必要があるとアラスカが判断した場合には、アラスカは当該支援者の輸送について料金を請求しません。カナダ、EEA または英国を出発地または目的地として旅行をする旅客については、アラスカは障害のある旅客自身による独立旅行可能性の判断を受け入れ、安全支援者を提供しません。

アラスカの客室乗務員およびその他の乗務員は、旅客に医療サービスを提供すること、および実際の食事の支援またはトイレ内での支援を行うことができません。

旅客が、規則 12 第 B 項に基づくサービス上の配慮が必要である旨をアラスカに通知した場合は、いずれのフライトについても、アラスカは適格障害者の補助を行います。

国際線については、旅客が、サービス上の配慮を必要とする旨を規則 12 第 B 項に従ってアラスカに通知していない場合でも、アラスカは、適格障害者のチェックイン、搭乗エリアへの移動、搭乗および降機、機内持ち込み手荷物の収納および取り出しおよび受託手荷物の受け取り、機内トイレとの往復、旅客本人の移動補助器具とアラスカが提供する移動補助器具との間の移動、移動補助器具と旅客の座席との間の移動、ならびにその他の必要に際して、適用法令に従って、相当の努力を払って当該適格障害者の補助を行います。

D. 旅客が持ち込む POC。 FAA が承認した POC は、アラスカが運航するフライトで、FAA の要件に従って無料で持ち込みおよび使用することができます。旅客が POC を利用する場合は、48 時間前までにアラスカに通知すること、および一般旅客向け国内輸送および国際輸送のチェックイン時間より 1 時間前にチェックインすることを強く推奨します(ただし義務ではありません)。また、以下の条件を充足することが必要です。

- a. FAA が承認しアラスカが承諾した POC は、アラスカの航空機内で使用することができます。POC の運送に関する詳細および航空機での使用が承認されている POC のリストについては、<https://www.alaskaair.com> および連邦規則集第 14 巻第 121 部・特別連邦航空規則 (SFAR) 第 106 号)をご覧ください。
- b. 圧縮酸素または液体酸素を含まない非 FAA 承認の POC ブランドおよびモデルは、アラスカの機内持ち込み手荷物のサイズおよび重量要件を満たす場合には機内に持ち込むことができます。また、それに代えて、受託手荷物として輸送することができます。FAA およびアラスカがその他のブランドおよびモデルを将来承認した場合、アラスカはそれらのブランドおよびモデルを機内で使用することを許可する可能性があります。
- c. 旅客は、航空機に搭乗する前に特定の要件を満たす必要があります。旅客は以下のことを行う必要があります。
 - i. 不測の遅延および POC の使用を予定している場所における地上接続に備えて、フライトの所要時間に 3 時間を加えた時間にわたって POC を駆動するために必要な電池容量を十分に確保すること。
 1. 機内電源コンセントの使用(737、Horizon Air E175 およびSkyWest ERJ175 で運航するフライトに適用)

- a. 機内の電源コンセントは、呼吸補助装置の駆動または充電のために使用することが許可されています。旅客は、使用を予定している電池を搭乗前に充電しておく必要があります。
 - b. 予備の電池がリチウムイオンを含む場合は、[安全基準](#)に従って梱包する必要があります。
 - 2. 機内電源コンセントの使用禁止(717、787、A321 およびA330 で運航するフライトに適用)
 - a. 機内の電源コンセントを、呼吸補助装置の駆動または充電のために使用することは禁止されています。旅客は、使用を予定している電池を搭乗前に充電しておく必要があります。
 - b. 予備の電池がリチウムイオンを含む場合は、[安全基準](#)に従って梱包する必要があります。
 - ii. 予備電池がショートしないように、以下のいずれかの方法により予備電池を正しく保護してください。
 - 1. 電池端子を凹型とすること。
 - 2. 電池が金属物体(他の電池の端子を含みます)に接触しないように梱包すること。
 - d. 上記の要件に従わない場合は、旅行中における POC の使用を禁止します。
 - e. 旅客が、アラスカおよびハワイアン航空以外のフライト(アラスカに代わって Horizon Air または SkyWest が運航するフライトを含みます)で旅行するか、またはそれらとの間で乗継を行う場合は、他の航空会社に直接通知して自ら手配を行う責任を負うものとします。
 - f. POC は障害を持つ旅客のための補助装置です。そのため、機内で使用するかどうかにかかわらず、手荷物または受託手荷物の個数制限には含まれません。POC は座席の下または座席上の収納棚に収納できる必要があります。POC を使用する旅客は、非常口のある列またはバルクヘッド席に着席することができません。
 - g. アラスカは、POC 機器の故障、POC を駆動する電池の故障、または POC の使用もしくは所持に起因するものとして旅客またはその他の者が申し立てた損失もしくは損害について責任を負いません(ただし、アラスカの重過失または故意の不正行為による場合を除きます)。
- E. 車椅子を使用する旅客が、個人の車椅子またはスクーターを貨物室または客室に収容できないことを理由として、希望のフライトを予約することができず、かつ、その車椅子またはスクーターを収容できる高額なフライトを予約せざるを得ない場合には、以下の条件が充足されたときに限り、旅客の請求に応じて運賃の差額を払い戻します。払戻しを行う場合は当初の支払い方法にて行います。

- a. 希望のフライトと高額なフライトとが同じ航空会社であること
 - b. 希望のフライトと高額なフライトとが同日であること
 - c. 希望するフライトと高額なフライトとが同じ目的地であること(例外 AAG 共同ターミナル - 規則 8 をご覧ください)
 - d. 当該車椅子またはスクーターの寸法、当該旅客が搭乗を希望していたが車椅子またはスクーターが収容できなかったフライトの費用、および当該旅客が購入および搭乗せざるを得なかった高額なフライトの費用を確認しうる妥当な書類を当該旅客が提供すること
- F. 当該旅客の車椅子やスクーターが当初のフライトに収容または積載できない場合には、アラスカは当該旅客に対して、そのフライトから降機して、アラスカまたはパートナー航空会社が運航するフライトのうちそれらの器具が収容可能な次のフライトを追加費用なしで再予約することを申し出ます(ただし、そのような航空機が利用可能な場合に限りです)。

規則 13. お子様のご利用

- A. 付添人のない未成年: 12 歳以下の子供が、親、保護者または 18 歳以上であるその他の責任ある大人(大人の旅客)に付き添われずに旅行する場合、アラスカはその子供を付添人のない未成年者とみなし、以下に記載した方針の対象とします。13 歳から 17 歳までの子供がアラスカを利用して旅行する場合には、付添人のない未成年者に適用する方針および料金の対象となりません(ただし、それらの子供が、アラスカとは異なる年齢基準を用いて「付添人のない未成年者」を定義している他の航空会社に乗り継ぐ場合を除きます)。2 名以上の付添人のない未成年者が共に旅行する場合は、最も厳しい年齢要件を適用します。
- a. 5 歳未満の子供については、大人の旅客が同一フライトかつ同一予約クラスで同伴しない限り、どのような場合であっても受け入れません。アラスカは保育器を使用している幼児を受け入れません。
 - b. 5 歳、6 歳または 7 歳の子供は、付添人のない未成年者としてアラスカで旅行することができます(地域キャリアが運航するフライトを含みます)が、乗り継ぎまたは接続を伴うフライトは予約できません。
 - c. 8 歳から 12 歳までの子供は、付添人のない未成年者としてアラスカで旅行することができ、アラスカへの乗り継ぎまたは接続を伴うフライト(地域パートナーが運航するフライトを含みます)を予約できます。ただし、付添人のない未成年者は、親または責任ある大人が降機時に出迎える地点までの確定航空券を所持している必要があります。
 - d. 12 歳以下の付添人のない未成年者は、米国、カナダ、メキシコ、コスタリカ、パハマ、ベリーズ間のルート以外の国際線による旅行を禁止されています。
 - e. アラスカは、各区間で輸送できる付添人のない未成年者の数を制限する権利、または安全上、管理上その他の理由で付添人のない未成年者の座席指定を変更する権利を有します。

B. アラスカは、以下に記載する付添サービスを、付添人のない未成年者に提供します。本規則において、付添サービスとは、搭乗から途中降機地点または最終目的地までの間に、アラスカが付添人のない未成年者に対して妥当な監督を提供することを意味します。このような付添サービスは、5 歳から 12 歳までの付添人のない未成年者には必須であり、13 歳から 17 歳までの付添人のない未成年者については任意です。

- a. 付添人のない未成年者には、親、法定後見人または責任ある大人が出発空港まで同伴する必要があります。その大人は、付添人のない未成年者のフライトが出発および離陸するまで搭乗エリアに滞留する必要があります。かつ、当該付添人のない未成年者が最終目的地で降機する際に別の親または責任ある大人が出迎えることを、アラスカが満足しうる形で証明する必要があります。
- b. 付添人のない未成年者の旅程に乗継便が含まれる場合、目的地への最終便または 21 時から 5 時までの間に発する乗継便に予約することはできません（ただし、それがその日の唯一のフライトである場合を除きます）。付添人のない未成年者の乗継便が一泊を必要とする場合、または、付添人のない未成年者が予約しているフライトが、目的地または乗継地点に到達しないかもしくは通過することが予想される場合には、当該付添人のない未成年者の輸送を受け入れることはできません。
- c. 5 歳から 12 歳までの付添人のない未成年者が、18 歳以上でない旅客または親もしくは法定後見人とともに旅行する場合、アラスカは、付添人のない未成年者サービスに関する該当のサービス料金を請求および適用する権利を有します。
- d. 付添人のない未成年者の目的地において、当該未成年者を出迎える責任者をアラスカが発見できない場合、アラスカは、地元の警察または政府機関に連絡して支援を求めるか、または当該未成年者を保護して預かるよう依頼することがあります。当該未成年者が目的地の空港に到着した直後に、その親、保護者または責任ある大人が出迎えを行わなかった場合、当該責任ある大人は、それが原因で発生した費用および経費についてアラスカに補償を行う必要があります。
- e. アラスカは、同伴者のいない未成年者について、金銭的責任または後見責任を負いません。

C. 支援付き乗継

- a. オンライン乗継: 付添人のない未成年者が他のアラスカ便（地域パートナーが運航するフライトを含みます）に接続する場合は、アラスカの職員が当該未成年者を支援します（ただし、航空券発券済みフライト間の予定時間が 2 時間以内である場合に限りです）。航空券発券済みフライト間の予定時間が 2 時間を超える場合には、親また

は法定後見人が、責任ある大人が当該付添人のない未成年者の乗継を行わせるように事前に手配する必要があります。

- b. インターライン乗継: アラスカは、地域パートナーが運航するフライトを除いて、同伴者のいない未成年者による他の航空会社のフライトへの乗継を行わせません。親または法定後見人は、責任ある大人が当該付添人のない未成年者の乗継を行わせるように事前に手配する必要があります。

D. 同伴者のいない 13 歳未満の未成年者の親または法定後見人は、アラスカが提供する保護者連絡書式に記入および署名する必要があり、かつそこには以下の情報を記載する必要があります。

- a. 付添人のない未成年者に出発地の空港まで同伴する大人の氏名および電話番号
- b. 各途中降機地点および目的地において付添人のない未成年者を出迎える大人の氏名および電話番号。アラスカは、親、法定後見人または責任ある大人が、付添人のない未成年者の乗継地点または最終目的地において有効な政府発行の写真付き身分証明書を提示し、かつアラスカが指定した同意書に署名することを要求する権利を有します(ただしその義務はありません)。

E. 幼児の運賃および付添人のない未成年者サービスの料金。

- a. 本規則で参照する年齢制限は、運送開始日における子供の年齢に基づいて決定します。
- b. 座席を占有しない 2 歳未満の幼児は、親または大人の運賃を支払う 18 歳以上の旅客が同伴すれば、アラスカやアラスカの地域パートナーを利用して旅行することができます。国際輸送には、最大 USD/CAD75 の税金および空港料金が適用される場合があります。注意: 本規則は運賃のみに適用し、他の特別料金には適用しません。旅客が幼児に付き添って旅行する場合、2 人目以降の幼児 1 名当たりの運賃は、同一の予約クラスで旅行する大人の旅客と同一の運賃とします。大人の運賃が適用される幼児が、その運賃で座席を購入していない場合は、座席を占有することができません。コードシェアパートナーが運航するフライトの場合、幼児の旅行には、コードシェアパートナーの規則、運賃およびサービス料金が適用されます。現在のコードシェアパートナーのリストおよびその運送約款へのリンクについては規則 16 をご覧ください。
- c. 2 歳から 12 歳までの子供は、同伴者の有無にかかわらず航空券を購入する必要があり、同一の予約クラスである大人の旅客と同一の運賃が必要です。それらの子供については、各々が 1 つの座席を占有し、別個のシートベルトを使用する必要があります。

す。出発便の出発後に 2 歳の誕生日を迎える幼児は、続行便や復路便のみの航空券を購入して座席を占有する必要があります。

d. 付添人のない未成年者サービスの料金。

- i. (a) アラスカやその地域パートナーが、米国内で、または米国とカナダ国外の地点との間で運航する航空輸送、および (b) コードシェアパートナーが運航する航空輸送に関する付添人のない未成年者向けサービス料金および制限については、アラスカのウェブサイト (<https://www.alaskaair.com>) に掲載していません。
- ii. Atmos™ Silver、Atmos™ Gold、Atmos™ Platinum または Atmos™ Titanium のステータスを取得している子供については、付添人のない未成年者サービスの料金を免除します。
アラスカは、付添人のない未成年者向けの付添サービス料金を、その裁量により変更する場合があります。
- iii. 購入時、チェックイン時、搭乗時には、幼児、子供または未成年者の年齢の証明を求める場合があります。幼児、子供または未成年者が旅行する場合は、生年月日が記載されている政府発行の写真付き身分証明書またはアラスカが許容しうるその他の身分証をアラスカに提示する必要があります。
- iv. 本規則で年齢制限に言及する場合は、輸送開始日現在で有効な年齢制限を指すものとします。
- v. シートベルトを締めた状態で、背を伸ばした姿勢で着席することができない子供は、承認済みの幼児・子供用拘束装置で輸送を受ける必要があります。ただし、本規則の第 E 項 1.に定める座席を占有しない幼児は除きます。
- vi. アラスカが、機内で子供用拘束装置を使用する子供を輸送する場合は、その輸送に係る予約および航空券の購入を求めます。アラスカの航空機内では、連邦政府が承認した子供用拘束装置のみが利用可能であり、本来の NHTSA ラベルが明確に表示されている必要があります。チャイルドブースターシートおよび「ハーネスまたはベストタイプ」の拘束装置については、FAA が特別に承認したものを除いて、連邦規則により使用が禁止されています。子供用拘束装置を使用する場合は、子供のために予約した航空機の座席で使用する必要があります。大人が膝の上でそれらの装置を保持すること、または非常口のある列でそれらの装置を使用することはできません。それらの装置は、機内持ち込み手荷物として収納されている場合を除いて、航空機の座席に常時正しく固定する必要があります。子供用拘束装置は、大人の旅客の機内持ち込み手荷物の個数制限の対象となる機内持ち込み手荷物とみなします

(ただし、その子供が拘束装置を使用するために航空券を所持しており、かつ座席を予約している場合はその限りではありません)。

F. 国際線における制限

- A. 12 歳以下の付添人のない未成年者は、米国、カナダ、メキシコ、コスタリカ、バハマ、ベリーズ間のルート以外の国際線による旅行を禁止されています。
- B. 親 1 名様のみ同行、または両親の同行なしでご旅行される 18 歳未満の未成年の方は、居住国から出発する際、または居住国ではない国に到着する際に、追加の書類を求められる場合があります。詳細については、未成年の方が渡航する国の領事館にお問い合わせください。
- C. 大人の旅客である付添人なしで旅行する 13 歳から 17 歳の子供は、アラスカに緊急連絡先を提示する必要があります。

規則 14. 介助動物の受け入れ

アラスカは、自分のために仕事または作業をする介助動物を必要とする有資格障害者である旅客について、米国運輸省規則 (<https://www.transportation.gov/airconsumer/disability-issues-updated-version-of-Part-382> で閲覧可能な連邦規則集第 14 巻第 382 部) および旅行日現在で旅客に適用されるその他の法令および規則が義務付ける範囲で、その旅客に同行する介助動物を無料で輸送することを承諾します。介助動物を伴って旅行することを希望する旅客は、<https://www.alaskaair.com> に掲載する要件を確認し、それを遵守する必要があります。コードシェアパートナーが運航するフライトの場合、介助動物の輸送については、コードシェアパートナーの運送約款が適用されます。その他の航空会社の路線によるインターラインベースでの輸送をアラスカが手配する場合は(そのような輸送がスルーサービスの一部であるかどうかにかかわらず)、介助動物の輸送に関する点を含め、インターライン航空会社の運送約款が適用されます。

- A. 介助動物の安全、健康、福祉および行動(航空機に搭乗中に介助動物と接触する可能性のある他の旅客および乗務員との相互接触を含みます)については、当該旅客が全面的に責任を負うものとします。
- B. 介助動物を伴う旅客は、非常口の列には着席しないものとします。介助動物は、緊急避難を容易にするために障害物の配置が禁じられている通路またはその他の区域において通行を妨げてはなりません。
- C. アラスカは、法執行、爆発物探知、薬物捜索、救助活動またはその他特定の任務に向けて訓練されており、かつハーネスを適切に装着している犬について、連邦、州または地方政府機関が適宜認可した公務としてハンドラーが同行する場合には、無料で輸送します。そのような公務であることについては、アラスカが満足しうる書面により証明する必要があります。そのよう

な犬は、ハンドラーに随伴して客室に入ることが許可されますが、座席を占有することはできません。そのような犬を伴って旅行する旅客は、任務の証明書およびその犬の認定書の写を提示する必要があります。アラスカは、空港、搭乗ゲートエリアもしくは機内において攻撃的な行動を示す動物、またはアラスカが航空旅行に適さないと判断する特性を有する動物の輸送について、独自の裁量により拒否する権利を有します。

- D. 介助動物の輸送に対しては、旅客の最終目的地または経由地における現地法令により、特定の要件または制限が適用および賦課される場合があります。有資格障害者は、政府の法令および要件をすべて遵守すること（介助動物の輸送先である国、州または地域が要求する健康証明書、許可証、予防接種を含みますがそれらに限りません）について全面的に責任を負うものとします。アラスカまたはアラスカの従業員もしくは代理人が、そのような法令の遵守に関して有資格障害者に支援または情報を提供した場合でも、アラスカはそれらについて責任を負いません。適格障害者は、自らが適用法令を遵守しなかったことにより発生した費用または結果について、適用法令に従い、全面的に責任を負うものとします。アラスカは、適格障害者が適用法令を遵守しなかったことによりアラスカが被った損失、損害または費用につき、当該適格障害者に対して補償を請求する権利を明示的に有します。
- E. (A) 国際輸送の場合、旅客の目的地である国によっては、介助動物に関して健康証明書およびその他の書類の提出が義務付けられることがあります。旅客は自己の責任においてそれらの要件すべてを遵守するものとします。旅客が、目的地との関連で必要となった自己の動物の健康要件および予防接種要件またはその他の書類を取得しなかった場合、アラスカはそれにより発生した費用について責任を負いません。すべての所要手順の実施およびすべての必要書類の提出を怠った場合には、当該旅客の動物に対して到着時に検疫が実施されることがあります。検疫中における当該旅客の動物の処遇に関連する費用、賦課された罰金、および動物を出発地に移送するための手数料は、当該旅客の負担となります。
- (B) ハワイ。介助動物が、障害のある旅客に随伴して検疫なしでハワイに出入州するためには、ハワイ州の入州要件を充足する必要があります。ハワイで許可されている介助動物は介助犬のみとなります。アラスカの一般的な介助動物方針のほかに、ハワイ農務省が介助犬の所有者に対して所定の健康証明書類の提出を義務付けています。ハワイへの入州が許可されているペットその他の動物は、猫または犬のみとなります。所有者は、猫または犬に関する標準的なペット入州要件に従う必要があります。ハワイ州農務省による補助動物または介助動物の定義に該当しない動物は、客室内のペットまたは貨物室預かりの動物として旅行する必要があります（ただし、ハワイ州のペット入州要件を満たしている場合に限り）。介助動物またはその他の動物が所定の書類を用意せずに到着した場合は、所有者の費用負担により、ホールルで最大 120 日間の検疫が実施されることがあります。旅客が所定の書類を用意せずにハワイに到着したために費用が発生した場合でも、アラスカはそれについて責任を負いません。

- F. 長距離フライトに関する追加書類。**フライトが 8 時間以上となる場合、介助動物を随伴する旅客は、輸送の条件として、米国運輸省 (DOT) の「米国運輸省介助動物排泄トレーニング証明書」(「DOT 動物排泄フォーム」)に必要事項を記入して提出する必要があります。
- a. 出発時刻から 48 時間以上前に予約を行った場合は、最初の予定出発時刻の 48 時間前までに、必要事項を記入した DOT 動物救済フォームの紙媒体または電子版をアラスカに提出する必要があります。
 - b. 出発時刻の 48 時間前までに予約を行った場合は、必要事項を記入した DOT 動物救済フォームの紙媒体を、旅行当日にチェックインカウンターまたは出発ゲートでカスタマーサービス担当者に提出する必要があります。

規則 15. 手荷物の受託

国内輸送および国際輸送への適用。別段の定めがある場合を除き、本規則 15 のすべての規定は国内輸送および国際輸送に適用します。

手荷物受託の一般条件。旅客は、本規則の規定に従って、航空機の貨物室での輸送を目的として手荷物を預託することや、航空機に手荷物を持ち込むことができます。アラスカは、旅客の旅行に関して、旅客の着用、使用、快適性または利便性のために必要または適当である所持品を、手荷物としての輸送を目的として受託しますが、その場合は以下の条件に従うものとします。

- A. すべての手荷物は、旅客による同意または認識の有無にかかわらず、アラスカや正当な権限を有する政府機関による監視および検査の対象となります。ただし、アラスカは監視および検査を行う義務を負わないものとします。旅客が自らの手荷物の検査を拒否した場合、アラスカは、いずれのフライトについても当該手荷物の輸送を拒否することができ、またはいずれの地点でも当該手荷物を降機させることができます。
- B. アラスカは、旅客を輸送するフライト以外のフライトで手荷物を輸送することを拒否することができます。通常、旅客が預託した手荷物は、旅客と同じ航空機で輸送されますが、同じ航空機での輸送が不可能であるとアラスカが判断した場合には、スペースがある次のフライトで当該手荷物を輸送する手配を行います。また、アラスカは、特定の航空機での輸送に不適切なサイズ、重量、内容、包装の種類もしくは性質である物品(補助器具を除きます)、格納すれば必ず旅客に害を与えるかもしくは旅客を不快にさせる物品、または通常取り扱いに耐えられるように適宜包装されていない物品についても、輸送を目的とした受託を拒否することができます。

- C. アラスカに預託する受託手荷物には、旅客の氏名、住所および電話番号を記載した最新の手荷物合符またはラベルを付加する必要があります。旅客は自己の責任において手荷物に適切な識別手段を付すものとし、旅客がそれを怠った場合でもアラスカはその責任を負いません。また、旅客は、同じく自己の責任において受託手荷物を手荷物受取所で受領するものとし、アラスカは目的地の空港で手荷物の所有者の身元を確認する義務を負いません。
- D. アラスカは、性質、内容または特性（例えば鋭利な物、塗料、腐食性物質、その他の禁止されている危険物など）により、旅客もしくはアラスカを負傷させる可能性がある手荷物、または航空機もしくはその他の機器もしくはその他の手荷物に損害を与える可能性がある手荷物を受け付けません。
- E. アラスカは、何らかの理由で航空機の手荷物室に安全に運び込むことができないと判断した手荷物を受け付けません。
- F. アラスカは、旅客が旅行当日に、アラスカの空港発券カウンターまたは路側チェックイン場所（利用可能な場合）において、フライトの出発時間の 4 時間以上前にアラスカに預託した手荷物について、受け付け、保管または保持を行いません。

受託手荷物および機内持ち込み手荷物。航空機の旅客客室内に運び込まれる手荷物の、重量、サイズ、内容、特性および保管場所に関する適合性については、アラスカが独自に判断します。アラスカは、理由を問わず（機内持ち込み手荷物が安全に収納できない場合を含みます）、旅客の機内持ち込み手荷物を確認する権利を有します。アラスカは、アラスカの規則上で受託可能な手荷物であって、アラスカでの輸送またはアラスカと他の 1 つ以上の航空会社とにまたがる路線での輸送に係る有効な航空券を所持している旅客が預託したものを受託しますが、所定の料金の支払い（下記をご覧ください）および以下の事項を条件とします。

- A. 受託手荷物の最短時間：アラスカは、アラスカのウェブサイト (<https://www.alaskaair.com/content/travel-info/at-the-airport/airport-boarding-times>) に掲載している最短所要チェックイン時間および搭乗締切時間に関する方針に従って提示、チェックイン、および処理されていない受託手荷物の受け入れを拒否することができます。アラスカは、最短所要時間未満でチェックインされた手荷物を受け入れる場合があり、それについて相当の努力を払いますが、その手荷物を当該旅客のフライトで輸送できるかどうかは保証できません。その手荷物が当該旅客の目的地に後続のフライトで到着した場合、アラスカは配送料金を負担しません。

アラスカのコードシェアパートナーが運航するフライトでは、旅客および手荷物のチェックインに関するその他の要件が適用される場合があります。それらの要件は、各航空会社のサイトに掲載されているコードシェアパートナーの運送約款に記載されています。

注意:本規則でアラスカが提示する所用時間は最短必要時間です。空港における米国連邦保安検査措置のため、旅客および手荷物の処理時間は空港によって異なる場合があります。

- B. アラスカは、予定出発時刻の 4 時間前まで受託手荷物を受け付けます。例外:出発の 4 時間前以降に開くチケットカウンターでは、そのチケットカウンターが開いた時点で手荷物を受け入れます。
- C. 手荷物には旅客の氏名、住所および電話番号を表示する必要があります。アラスカは手荷物識別ラベルを無料で提供します。
- D. アラスカは、手荷物引換証の対象として輸送される手荷物の各々に対して(識別のみを目的として)手荷物引換タグを発行します。すべての受託手荷物は、通常の注意を払って取り扱うことにより安全に輸送できるように、スーツケースまたは同様の容器に適切に梱包する必要があります。
- E. 以下の地点では手荷物の受託を行いません。
 - a. 旅客の旅程上にない地点
 - b. 旅客の次の途中降機地点を越えた地点、または(途中降機がない場合は)航空券で指定した最終目的地を越えた地点。
 - c. 旅客が手荷物またはその一部の引き取りを希望する地点を越えた地点。
 - d. 所定の料金すべてが支払われた地点を越えた地点。
 - e. 旅客が接続便に乗り継ぐ地点を越えた地点(当該フライトが旅客の到着予定空港とは異なる空港から出発する場合)。
- F. 生体動物は、他の航空会社への乗継地点を越えた地点ではチェックインできません(ただし、当社の地域パートナーが運航するフライトを除きます)。
- G. 手荷物を航空機内に持ち込む場合は、座席の下または座席上の収納棚に収納する必要があります。手荷物の重量、サイズ、内容、特性および保管場所に関する適合性については、アラスカが独自に判断します。

無料で機内に持ち込み可能な手荷物の個数。アラスカは、運賃を支払っている旅客が有効な航空券を提示した場合に、当該旅客の機内持ち込み手荷物を、以下の条件に従って、路線上の地点間につき無料で輸送します。

- A. 航空券を所持する各旅客は、1 個の機内持ち込み手荷物および 1 個の小型身の回り品を機内に持ち込むことができます。
 - a. 機内持ち込み手荷物の寸法は、高さ 9 インチ、幅 14 インチ、長さ 22 インチを超えてはなりません。
 - b. 小型身の回り品には、ハンドバッグ、ブリーフケース、ノートパソコンケース、小型楽器、小型カメラ、動物用コンテナ、おむつバッグなどが含まれます。

- c. 旅客の小型楽器については、FAA が定めた機内持ち込み手荷物輸送要件に従って航空機客室の座席上部収納スペースまたは旅客の座席下部に安全に収納できる場合、かつ旅客が航空機に搭乗する時点でその収納スペースを確保している場合に限る。機内持ち込み手荷物または小型身の回り品として扱います。楽器が大きすぎるため航空機客室の座席上部収納スペースまたは旅客の座席下部に安全に収納できない場合、または旅客が航空機に搭乗する時点で収納スペースが確保できていない場合には、当該楽器は、下記の本規則 15 第 K 項に定める規定に従って客室座席手荷物として機内に持ち込むか、または下記の本規則 15 第 E 項、第 F 項、および第 H 項に定める規定に従って受託手荷物として預託する必要があります。
 - d. 機内持ち込み手荷物および小型身の回り品は、1 名の旅客が別途の補助なしで機内に持ち込めるものでなければならず(障害により補助を必要とする適格障害者の場合を除きます)、座席下部または上部収納スペースに収納できることが必要です。
- B. 無料で持ち込める個数を超える物品(以下の例外を参照)については、本規則 15 第 F 項の規定に従って料金を徴収します。また、旅客の目的地の手荷物受取所に配送するためにタグ付けします。
- C. 旅客が機内に持ち込むすべての物品は、以下のものを除いて、個数制限の対象となる機内持ち込み手荷物および小型身の回り品として数えます。
 - a. コート、帽子または傘
 - b. 適量の読み物
 - c. 幼児や子供用の安全シート、ベビーキャリアバックパック、ベビーカー(スペースの空き状況によります。幼児のチケットを購入した場合に限りスペースが保証されます)
 - d. 移動補助機器・医療補助機器、車椅子、杖、松葉杖、持続的気道陽圧 (CPAP) 装置、POC など
 - e. 介助動物
 - f. すぐに食べる食物
 - g. 個人で使用する枕。
- D. 以下の物品は 1 個の無料機内持ち込み手荷物として数え、機内の適切な収納コンパートメントに安全に収容できる限り、機内持ち込み手荷物の寸法制限を超えることができます。
 - a. 人体の臓器
 - b. 美術品・広告ポートフォリオ
 - c. 絵画
 - d. 精密科学機器
 - e. 釣り竿
 - f. 免税品。

E. アラスカは、機内持ち込み手荷物および小型身の回り品の個数に関する制限を強化する権利を有します。

受託手荷物料金。無料で機内に持ち込める手荷物の許容個数を超える手荷物については、以下の料金が支払われた場合に限り輸送を受け入れます(ただし、航空機の積載条件に従います)。料金は目的地または 12 時間以上の最初の途中降機に対して適用します。12 時間以上の途中降機後に旅行を続けて手荷物を預託する旅客は、手荷物の料金を再度支払う必要があります。

1. 受託手荷物が複数の料金分類に該当する場合は、該当するすべての料金分類を適用することがあります。例えば、現在適用されている受託手荷物料金および超過サイズ料金を旅客に請求する場合があります。
2. 航空機のサイズ、貨物室の容量および離陸時総重量に制限があるため、事前にスペースを予約していない超過数量、超過サイズ、超過重量の手荷物が出発時に預託または移送された場合は、空きスペースがある場合に限り輸送されることがあります。

アラスカの手荷物ポリシーが適用される場合(下記規則 15 第 R 項参照)、適用される規則および料金は <https://www.alaskaair.com/content/travel-info/baggage/checked-bags> に掲載したものと なります。ただし、アラスカやアラスカの地域パートナーが運航する航空輸送については、以下の規則および料金が適用されます。

チャイルドシート、ベビーキャリアバックパック、ベビーカーおよび補助器具は、手荷物サービス料金不要で預託できます。ホノルル、コナ、マウイおよびリフエから出発する旅客は、国内旅程においてパイナップル 1 箱を無料で預託できます。箱についてはチェックイン前に米国農務省による検査を受ける必要があります。

国内線重量超過料金 - 受託手荷物(無料で預託できる手荷物を含みます)の重量が 50 ポンドを超える場合は重量超過料金が必要となります。

50 ポンドを超える各品目について、料金は <https://www.alaskaair.com/content/travel-info/baggage/checked-bags> に定めるとおりとなります。

例外: 現役の米国軍人旅客ならびに軍新兵旅客およびその扶養家族が、米国軍手荷物料金免除の対象である場合は、70 ポンド以下の手荷物を超過料金なしで預託できます。71 ポンドから 100 ポンドの手荷物は、上記の標準重量超過料金に従います(路線上許容されている場合)。

国内線サイズ超過料金 – 受託手荷物のサイズが 62 インチを超える場合はサイズ超過料金が必要となります。

- A. 長さが 62 インチを超える各品目について、料金は <https://www.alaskaair.com/content/travel-info/baggage/checked-bags> に定めるとおりとなります。
- B. 手荷物のサイズを計測する場合は、長さ、幅および高さを足して合計寸法(インチまたはセンチメートル)を算出します。合計寸法の最大値は 62 インチ (157cm) です。
- C. 1 個あたり 100 ポンド (45kg) を超える手荷物は受け付けません。

国際線での旅行 – 米国と米国外の地点との間(パゴパゴ、米領サモア (PPG)、または IATA エリア 1 と 3 との間、エリア 1 と 2 との間、およびエリア 2 と 3 との間のその他の旅行を含みます)。

旅程に少なくとも 1 つの国際線区間が含まれている場合、どの航空会社の規定が適用されるかを定めた米国運輸省 (DOT) の規定に従って、途中降機にかかわらず米国内線区間を含め、出発地から到着地までの旅程全体に航空会社 1 社の国際線手荷物規定が適用されます。

a.

上記の最大許容範囲(手荷物許容範囲)を超える手荷物は、<https://www.alaskaair.com/content/travel-info/baggage/checked-bags> に定める超過手荷物料金が支払われた場合に限り輸送を受け付けます。受託手荷物として受け付ける物品は、受託手荷物料金に加えて、本規則に記載される個数超過料金、重量超過料金、またはサイズ超過手荷物料金の対象となります。

超過手荷物料金は、手荷物の輸送を受け付けた地点から、手荷物が受託される地点または客室内で輸送される地点までの間について適用します。他の航空会社に接続する手荷物についても、元の航空会社の超過料金に加えて、接続先の航空会社の超過料金の対象となります。

旅程に少なくとも 1 つの国際線区間が含まれている場合、どの航空会社の規定が適用されるかを定めた米国運輸省 (DOT) の規定に従って、途中降機にかかわらず米国内線区間を含め、出発地から到着地までの旅程全体に航空会社 1 社の国際線手荷物料金が適用されます。

i. 適用料金

無料で輸送できる手荷物の最大許容個数が規定されている場合は、その最大値を超える個数の手荷物に対して、

<https://www.alaskaair.com/content/travel-info/baggage/checked-bags> に定める料金を適用します。

ii. 超過手荷物料金

指定の無料手荷物許容値を超える手荷物には、

<https://www.alaskaair.com/content/travel-info/baggage/checked-bags> に定める料金を適用します。

iii. 国際線のサイズ超過手荷物

最大外寸の合計が 157 センチメートルまたは 62 インチを超え、かつ 206 センチメートルまたは 80 インチ未満である場合には、本項に記載した追加料金を適用します。

- iv. 注 2: 外寸または合計寸法が 206 センチメートルもしくは 80 インチを超える場合、または重量が 45kg もしくは 100 ポンドを超える場合には、手荷物の輸送は受け付けません。例外: 米国とオーストラリア、ニュージーランド、クック諸島または仏領ポリネシア(パペーテ、PPT)との間の旅行の手荷物で、1 個当たり 70 ポンド (32kg) を超えるものは受け付けません。

料金は、<https://www.alaskaair.com/content/travel-info/baggage/checked-bags> に定めるとおりとなります(サイズ超過品目 1 個当たりの料率)。

国際線の重量超過手荷物

- A. 手荷物の重量許容値が 23kg または 50 ポンドまでの場合において、許容値を超える重量で、かつ 32kg または 70 ポンド以下の手荷物については、

<https://www.alaskaair.com/content/travel-info/baggage/checked-bags> に定めるとおり、以下の 1 個当たり追加重量超過料金を適用します。

- B. 32kg または 70 ポンドを超え、45kg または 100 ポンド以下の手荷物については、

<https://www.alaskaair.com/content/travel-info/baggage/checked-bags> に定める以下の 1 個当たり料金を常に適用します。ただし、米国とオーストラリア・ニュージーランド・クック諸島・仏領ポリネシア(パペーテ)との間の旅行の場合、32kg(70 ポンド)を超える手荷物は受け付けません。

例外: 現役の米国軍人旅客ならびに軍新兵旅客およびその扶養家族が、米国軍手荷物料金免除の対象である場合は、合計寸法が 115 インチ以下の手荷物を超過サイズ料金なしで預託できます。

例外: 一部のスポーツ用品は、無料の標準重量またはサイズを超えても、重量超過料金またはサイズ超過料金なしで受け付ける場合があります。詳細については下記「スポーツ用品」の項をご覧ください。

個数超過、サイズ超過、重量超過の手荷物は、特定のフライト(アラスカが単独で決定します)では受け付けない場合があります。

アラスカは、単独の裁量により、旅客が購入した運賃クラスまたは飛行する都市に応じて、特定の Atmos Rewards メンバー、現役の米国軍人旅客、その他の旅客について、手荷物許容値方針(例えば個数、サイズ、重量、種類、所定のサービス料金など)を変更し、考慮し、および例外を設ける権利を有します。

介助動物以外の生体動物の受け入れに関する条件および料金。アラスカは、アラスカの裁量により、かつ以下の条件に従って、人間に慣れている猫、犬、フェレット、モルモット、ハムスター、家庭用鳥類、無毒の爬虫類、ポットベリーピッグ、ウサギおよび熱帯魚の輸送を受け付けます。

- A. 旅客が介助動物以外の動物生体の輸送を希望する場合は、
<https://www.alaskaair.com/content/travel-info/policies/pets-traveling-with-pets> に掲載するアラスカのペット方針を確認の上、それを遵守する必要があります。
- B. 動物は客室または貨物室で輸送します。ただしアラスカは、客室内での動物の輸送または貨物としての動物の輸送を随時拒否する権利を留保します。
- C. 犬および猫は、アラスカのペット方針に定める動物輸送の最低年齢制限に従う必要があります。
- D. 動物の貨物室での輸送は、米国、カナダ、メキシコ、コスタリカ間以外の国際線では許可されていません。命令を受けてシアトルと成田、羽田、および日本国内の一部の都市間のフライトを利用する現役の軍関係者については、規則 15 第 G 項 23 に記載されている条件を満たす場合に、いくつかの例外が適用されます。
- E. アラスカは、動物の健康証明書を要求する権利を有します。旅客は自己の責任において動物の入国要件すべてを充足するものとします。目的地における動物の健康要件および予防接種要件を旅客が充足しなかった場合、それにより発生した費用についてアラスカは責任を負いません。
- F. 口輪をつけた動物、妊娠中の動物、負傷している動物または疾病に罹患している動物の輸送は受け付けません。
- G. アラスカは、アラスカのフライトまたはアラスカに代わって Horizon Air または SkyWest が運航するフライトに限り、動物の輸送を受け付けます。他の航空会社に乗継ぐ旅客は、接続都市でアラスカから動物を受け取り、他の航空会社で再度チェックインする必要があります。貨物室で輸送する動物 (AVIH) に関して、接続が 4 時間を超える場合には、各区分ごとに短く区切って動物を預託する必要があります。旅客は、接続が 2 時間である場合に、動物を区分ごとに預託することを選択できます。

- H. 事前の手配が必要です。旅客室または貨物室のいずれかに、動物のためのスペースを予約する必要があります。予約されたスペースがない動物は、スペースが利用可能な場合に限り、スペースが予約された動物の収容後に受け付けます。アラスカは、動物を輸送する旅客の人数、およびフライトで許可される客室または貨物室内の動物の合計数を、飛行機ごとに制限する権利を有します。
- I. <https://www.alaskaair.com/content/travel-info/optional-services-fees> に記載されている動物料金は、フライト前に支払いを完了する必要があります。この料金は払い戻しの対象とはならず、使用されなかった場合でも今後の搭乗に適用できません。動物を伴って旅行する旅客は、出発ゲートに進む前に、空港の発券カウンターで動物を預託する必要があります。
- J. 動物は健康、無害、非攻撃的かつ無臭でなければならず、輸送中に注意を払う必要がないことが要求されます。動物がフライト中に病気になった場合でも、酸素吸入またはその他の応急処置は行いません。緊急時において酸素マスクを動物に利用することはできません。アラスカは、持ち込み動物の健康または福祉について責任を負いません。アラスカは、空港、搭乗ゲートエリアもしくは機内において攻撃的な行動を示す動物、またはアラスカが航空旅行に適さないと判断する特性を有する動物の輸送について、独自の裁量により拒否する権利を有します。輸送中に動物が攻撃的になった場合または騒動を起こした場合には、機長の裁量により、最初の乗継地で降機させ、代替の航空会社のフライトに搭乗させるか、またはアラスカが貨物として輸送する場合がありますが、その場合の費用は旅客の負担となります。
- K. 動物は、連邦規則集第 9 巻または IATA 生体動物規則に準拠したケージまたはコンテナに収容し、アラスカによる受託前の検査および承認を受ける必要があります。
- L. 環境条件は、動物の安全または快適性に対して危険を及ぼさないものであることが必要です。アラスカは、現行の環境条件が動物の安全または快適性に危険を及ぼす可能性があるとして判断された場合に、貨物室での動物の輸送を禁止する権利を有します。
- M. 旅客は、動物が輸送される国、州または地域のすべての適用法令、税関やその他の政府の規制、要件または制限を遵守することに関して、それに必要なすべての手配を行うとともに、全面的に責任を負う必要があります（必要に応じて有効な健康証明書および狂犬病予防接種証明書を提供することを含みます）。アラスカは、旅客がこの規定を遵守しなかったことにより発生した損失や費用について責任を負わず、また、動物がいずれかの国、州または地域を通過することを拒否された場合でも責任を負いません。
- N. 旅客室で輸送する動物には、以下に定める追加条件および料金を併せて適用します。アラスカは、航空機およびクラスタイプごとに、フライトあたりの動物用キャリアの数を制限する権利を有します。
- a. 客室に持ち込むことができる動物は、人に慣れている猫および犬に限ります。
 - b. 許可される動物用キャリアの数は、旅客 1 名につき 1 個のみです。動物用キャリアには、動物の体の部位がキャリアから出ないこと、動物が苦しんでいないことを条件とし

て、同じ種かつ同様のサイズの動物を 2 頭まで収容できます。動物は先着順で受け付けます。

- c. 付添人のない未成年者が客室内に動物を伴って旅行することはできません。
- d. ケージまたはコンテナは常に旅客の座席の真下に収納する必要があり、動物はゲートエリア、搭乗および降機中ならびに機内のすべての時間において、ケージまたはコンテナ内に(頭や尾も含めて)滞留させる必要があります。動物を伴って旅行する旅客は、前方の座席下部に収納スペースがない隔壁直後の列、または非常口の隣の席に着席することができません。
- e. 客室内では、最大寸法が 17 インチ×11 インチ×9.5 インチのソフトタイプの動物用キャリアのみ許可されます。キャリアは、防漏型の通気性に優れたものである必要があります。動物を中に収容している間に、キャリアの形状や完全性を変更することはできません。キャリアは、旅客の前の座席下部に無理なく収納できるサイズでなければならず、飛行中は旅客の前の座席下部に収納したままである必要があります。旅客は、輸送対象動物の安全で人道的な輸送に関する政府の要件をすべて満たしているキャリアを用いる責任があります。
- f. アラスカは、安全上または管理上の理由により、動物と搭乗する旅客の座席指定を変更する権利を有します。
- g. 短頭種(短鼻)の犬および猫は、空路の旅行、ストレスおよび暖かい気温により呼吸器の問題を抱える可能性があります。以下の短頭種の犬および猫(またはその組み合わせ)は、ハワイ州と米国本土間の直行便、またはハワイ州内の諸島間フライト(米国本土への乗り継ぎ便は不可)を除き、受託手荷物としての輸送が許可されません。

犬: ポストンテリア、ボクサー(すべての品種)、ブルドッグ(すべての品種)、ブルテリア、ブリュッセルグリフォン、チャウチャウ、イングリッシュトイスパニエル、ジャパニーズスパニエル/ジャパニーズチン、マスティフ(すべての品種)、ペキニーズ、ピットブル(すべての品種)、パグ(すべての品種)、シーズー、スタッフオードシャーテリア。

猫: バーミーズ、エキゾチックショートヘア、ヒマラヤン、ペルシャ。

- . 旅客は、いかなる理由であれ、短頭種の犬または猫を貨物室での輸送のためにチェックインすることにより、(1) 短頭種動物に対する健康上のリスクの増加に関する警告を認識し、同意する、(2) 短頭種動物の輸送に起因する一切の責任、請求、または損害からアラスカを免除する、および(3) アラスカに対して短頭種動物の輸送に関するいかなる請求も行わないことに同意するものとします。

- P. 一部の希少動物・爬虫類は、安全性の問題や公衆衛生上の問題を引き起こすことが不可避であるため、アラスカは、ピットブル犬種（介助動物を除きます）、ヘビ、その他の爬虫類、フェレット、げっ歯類、およびクモを機内持ち込み手荷物として受け付けません。その他の動物の、機内持ち込み手荷物としての輸送については、アラスカの裁量によります。アラスカが通常的安全基準および配慮をもって動物を取り扱った場合、または緊急事態や不可抗力の事象においてアラスカがフライト全体の利益のために行動した場合に、動物の疾病もしくは怪我または死亡が発生したとしても、アラスカはそれについて責任を負いません。
- Q. 生体動物輸送の料金 - 動物が占有するすべての動物用ケージまたはコンテナは、所定の動物運賃を適用します。アラスカまたはその地域パートナーが輸送する生体動物に適用される動物運賃は、アラスカのウェブサイト (<https://www.alaskaair.com/content/travel-info/optional-services-fees>) でご覧いただけます。
- R. 記載した料金は、受託手荷物料金が免除されている旅客を含むすべての旅客に適用します。
- S. コードシェアパートナーが運航するフライトでの生体動物輸送に関する方針、料金、および情報については、コードシェアパートナーのサイトおよびその運送約款をご覧ください。コードシェアパートナーが運航するフライトの場合は、コードシェアパートナーの生体動物輸送に関する規則と料金が適用されます。現在のコードシェアパートナーのリストおよびその運送約款へのリンクについては規則 16 をご覧ください。
- T. フライトの到着後 6 時間以内に旅客が動物の引き取りを行わない場合、当該動物は旅客の費用負担により地元の犬舎に預託します。予定された輸送が行われた時点または行われる予定であった時点から 10 日以上を経過しても、所有者または所有者の代理人が引き取りを行わない動物については、所有者が放棄したものとみなし、地元の動物保護施設もしくは収容施設に引き渡すか、またはアラスカが適切と判断する方法で取り扱う場合があります。それについてアラスカは一切責任を負いません。所有者から放棄されたとみなされた動物を、所有者または所有者の代理人に返還する場合、それに関連する費用はすべて所有者または所有者の代理人が負担するものとします。
- U. ハワイ発着便: ハワイ州には、動物の輸入に関する厳格な法律が定められています。他の州で許可されている動物でも、ハワイでは制限または禁止されている場合があります。渡航前にハワイ州の要件を理解し、遵守する責任は、すべてご搭乗者が負うものとします。ハワイ州の要件に関する詳細については、<https://dab.hawaii.gov/ai/aqs/aqs-info/> をご覧ください。
- ハワイを出発地または目的地とする輸送は、犬および猫に限り受け付けます。鳥類の輸送は、ハワイ州内の諸島間フライトのみ許可されます。
 - ハワイへのインターライン輸送は許可されていません。猫および犬についてはホノルル空港への輸送のみ可能です。ただし、コナ、リフエおよびカフルイの各空港における直接リリースに関するハワイ州産業課発行の有効な隣島検査許可証を旅客が所持してい

る場合を除きます。書類要件が満たされていない場合、動物の輸送は許可されません。

- c. 犬と猫: 犬と猫は、ハワイ州の 5 日以下係留プログラムの全条件(特定のペット予防接種、血液検査、待機期間を含む)を満たす場合を除き、到着後最大 120 日間隔離される場合があります。ハワイ州産業課発行の隣島検査許可証を航空会社に提示することが義務付けられており、猫または犬は、米国大陸部およびアラスカから、承認された隣島の空港に直接輸送する必要があります。
 - d. 鳥類: 鳥類はハワイ州内の諸島間フライトのみ許可されます。特定の家禽類を除くほとんどの鳥類には、植物検疫輸入許可証と、家畜感染症対策部門からの家禽類および鳥類許可証の 2 つの許可証が必要です。
 - e. 特定の鳥類は「有害な鳥類種」と見なされ、渡航前にハワイの森林野生生物局(DOFAW)からの許可が必要です。DOFAW の規則と規制を遵守し、輸送に必要な許可証を取得するのは、旅客の責任になります。
 - f. 諸島間フライトで輸送される鳥類は、ハワイアン航空が輸送を認める前に、ハワイ農務省による検査を受ける必要があります。
 - g. 場合によっては、ハワイ州動物産業部の規則と規制に従って、蚊帳が必要になる場合があります。旅客には、これらの規則と規制を遵守する責任があります。
- V. 命令を受けてシアトルと成田、羽田、および日本国内の一部の都市間のフライトを利用する現役の軍関係者については、以下の条件を満たす場合に、犬または猫を受託手荷物として預託可能です。
- a. この例外は、正式な命令を受けて渡航する現役の米国軍関係者または扶養家族に適用されます。チェックイン時に現行の米軍身分証明書と公式の旅行命令書を提示する必要があります。これらの両方が提供されない限り、動物は受け付けられません。
 - b. 日本に渡航する場合は、動物の健康診断書の日付が日本到着前 10 日以内のものである必要があります。
 - c. 米国と日本間の渡航には、追加の規則と書類要件が適用されます。動物が該当するすべての要件を満たしていることの確認は、旅客の責任になります。日本の犬と猫の輸出入要件は、<https://www.maff.go.jp/aqs/english/animal/dog/index.html> でご確認いただけます。
 - d. 規則 15 第 G 項に記載されている生体動物の輸送に関するその他すべての該当条件が満たされている必要があります。

特殊品目の受託条件および料金。以下の特殊品目または以下の品目分類は、以下に記載した条件に従う限り、手荷物として受け付けます。料金は、当該品目を受け付けた地点から輸送先の地点まで適用します。

- A.** 動物(生体)。上記「*介助動物以外の生体動物の受け入れに関する条件および料金*」をご覧ください。
- B.** バシネットおよび幼児用キャリーシート: バシネットは受け付けません。米国運輸省または同等の外国機関が承認した幼児用キャリーシートは無料で受け付けます。幼児向けのキャリーシート付き確定座席を親が希望する場合は、航空券を購入する必要があります。機内でのキャリーシートの使用は空席がある場合に限るものとし、隣接する座席が占有されていないことが条件となります。
- C.** 自転車 - 下記「*スポーツ用品*」をご覧ください。
- D.** ボウリング - 下記「*スポーツ用品*」をご覧ください。
- E.** 銃火器 - 銃火器および弾薬は受託手荷物として受け付けます。下記「*スポーツ用品*」も併せてご覧ください。
- F.** 壊れやすい品目、大型品目または腐敗しやすい品目
- a.** 壊れやすい品目や大型品目は、旅客からの要望があった場合に、運航上の必要性または空席があることを条件として、下記本規則 15 第 K 項の規定に従って、客室座席手荷物として輸送します。
 - b.** 壊れやすい品目や腐敗しやすい品目(例については下記 d.項参照)は、元の工場で密封されたカートン、段ボール製の郵送用チューブまたはそのような品目の配送を目的として設計された容器もしくはケースに正しく梱包されている場合に限り、本規則に従って、受託手荷物として受け付けます。壊れやすい品目、腐敗しやすい品目または正しく梱包されていない品目については、例外的に受け付ける場合があります。そのような場合に、当該受託手荷物の内容物に損失もしくは損害が生じ、または当該受託手荷物の輸送が遅延した結果として損失もしくは損害が生じても、それらの損失または損害が、当該手荷物に固有の欠陥、品質もしくは不備のみを原因とするものであるか、または手荷物を通常どおりに取り扱ったことによる通常の摩損耗を原因とするものであれば、アラスカはそれらの損失または損害について責任を負いません。
 - c.** 壊れやすい品目または腐敗しやすい品目が原因で、旅客の機内持ち込み手荷物または客室内にあるその他の所持品に損害が生じた場合でも、アラスカはそれらの損害につき旅客に対して責任を負いません。旅客は、自己の所持品が原因となって損害が発生した場合、それが自己の所持品に対する損害か、または他者の所持品に対する損害かを問わず、それらの損害すべてについて責任を負うものとします。
 - d.** 以下に挙げた品目分類は、壊れやすい品目もしくは腐敗しやすい品目、または受託手荷物として不適切な品目とみなし、上記第 b.項に記載した受託条件の対象となります。

- i. 芸術品：絵画、素描、写真、彫刻、プラスチック作品、石膏型作品および鋳造品、骨董品、装飾品（花瓶、人形、トロフィー、展示モデル、記念品、家宝、その他の美術品、珍品など）。
- ii. 陶磁器・焼物（「ガラス」も参照）陶磁器、焼物、装飾品およびその他の品目（焼成粘土、陶土、陶石、象牙、大理石、アラバスターもしくはその他類似の材料で製作したもの）（窯製品、ポット、鉢、皿、ガラス器、食器類、装飾品およびその他の品目を含みます）。
- iii. ドライアイス。旅客 1 人あたり 5.5 ポンド(2.5kg)までのドライアイスにつき、受託手荷物または機内持ち込み手荷物として輸送を受け付けます。ただし、当該手荷物が二酸化炭素を放出できるように正しく設計されており、かつ、容器に「ドライアイス」または「固体二酸化炭素」のラベリングがある場合に限りです。包装には、正味重量を表示し、かつドライアイスで保存する生鮮品を明示する必要があります。各容器は、旅客各 1 名に許可されている最大数を越えることができません。複数の旅客が各自の許容個数を合算することはできません（同一の旅行団体内であっても同じとします）。
- iv. 電子製品および機械製品：業務用または家庭用の電気製品および機械製品（コンピュータおよび関連コンポーネント、タブレット、ソフトウェア、携帯電話およびスマートフォン、ポケベル、ファックス機、コピー機、スキャナー、計算機、タイプライター、口述筆記機器、ミシン、ウォーターピック、コーヒーポット、トースター、テレビ、ラジオ（市民バンドを含む）、ステレオ、レコーダー、アンプ、スピーカー、ヘッドフォン、コンパクトディスクプレーヤー、コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオゲーム、ビデオカートリッジ、レコード、オーディオテープ、ターンテーブルを含みますがそれらに限りません）。
- v. ガーメントバッグ：紙またはビニール素材を材料とし、持ち運び用であって配送用ではないガーメントバッグ（およびその内容物）、ならびに衣類以外の品目を含むガーメントバッグ（およびその内容物）。
- vi. ガラス（「陶磁器・焼物」も参照）：ガラス製品、クリスタル、ランプ、鏡、瓶、その他のガラス容器および内容物の液体、望遠鏡、双眼鏡、気圧計、ハードケースに入っていない眼鏡およびコンタクトレンズ。
- vii. 家庭用品：ランプ、ランプシェード、家具、および額縁。
- viii. 液体。
- ix. 酒類のカートン：小売包装のアルコール飲料は、以下の条件に従う場合に限り手荷物として預託できます。(a) アルコール度数が 24%未満のアルコール飲料（ほとんどのワインおよびビールが含まれます）については、受託手荷物として受け付け可能な数量または保安検査場での保安検査後に購入可能な数

量(免税品)に制限はありません。海外旅行の場合、アルコール飲料は到着国の通関制限の対象となる場合があります。(b) アルコール度数が 24%から 70%のアルコール飲料は、受託手荷物として受け付け可能な数量または保安検査場での保安検査後に購入可能な数量(免税品)について、旅客 1 人当たり 5 リットル(1.3 ガロン)の制限があります。梱包には 5 リットル未満の容器を用いる必要があります。アルコール度数が 70%を超えるアルコール飲料は受け付けません。(c) すべてのアルコール飲料は、漏れや他の手荷物の汚損が生じないように梱包する必要があります。アラスカはアルコール飲料の容器破損や漏れについて責任を負いません。通常の受託手荷物の許容値、超過料金および機内持ち込み手荷物の制限を適用します。(d) アルコール度数が 70%未満のアルコール飲料は、3 オンス(100ml)以下の容器に入れ、プラスチックのジップトップバッグで持ち運ぶ場合に限り保安検査場を通過できます。(e) 航空機で輸送するアルコールを機内で消費することはできません。

- x. 楽器および機材: ギター、バイオリン、ウクレレ、およびその他の弦楽器、オルガン、ホルン、打楽器、木管楽器および金管楽器、電子楽器と併用するアンプまたはスピーカーは、受託手荷物または客室座席手荷物として輸送することができます(ただし下記本規則 15 第 K 項の規定に従います)。バイオリンまたはギターなどの小さな楽器は、各旅客の許容数量である機内持ち込み手荷物 1 個および身の回り品 1 個の一部として、上記の本規則 15 第 D 項に定めるアラスカの機内持ち込み手荷物条件に従って、機内持ち込み手荷物に代えて持ち込むことができます。ただし、旅客が搭乗する時点で、頭上の収納棚または座席下部に安全に収納できる場合に限りです。楽器が大きいかもしくは形状が特殊なために、座席下部もしくは頭上収納棚に収納できないように見える場合、または旅客が搭乗する時点で収納スペースがない場合には、本規則 15 の第 K 項に従って機内持ち込み手荷物として輸送することを除いて、機内への収納は受け付けません。すべての楽器は、機内持ち込み手荷物であるか、または受託手荷物であるかを問わず、堅牢なハードケースに収納する必要があります。また、弦楽器は、温度変化による膨張および収縮からネックを保護するために、弦を緩めておく必要があります。受託手荷物である楽器は、重量 165 ポンドおよび合計寸法 150 インチ(または当該航空機に適用される重量・サイズ制限)を超えることができず、手荷物の許容個数に含まれ、個数超過(2 個以上の受託品)、重量超過またはサイズ超過の場合は、個数超過、サイズ超過および重量超過に関する手荷物料金が適用されます。モントリオール条約またはワルソー条約(適用があるもの)の規定が適用さ

れる特定の国際輸送を除いて、アラスカは楽器または楽器ケースの損傷について責任を負いません。

- xi.** 紙類: 広告ディスプレイ、ビジネス文書、模型、スケッチ、設計図、地図、機械図面、チャート、歴史的な文書および写真。
 - xii.** 腐敗しやすい品目: 花卉および苗木(花、果物、野菜の苗、切り花、葉物、フラワーディスプレイ、球根)、食品(果物、野菜、肉、魚、チーズ、家禽、ベーカーリー、乳製品などの生鮮食品および冷凍食品)、薬、植物および葉(枝、花、香辛料、果物、野菜など)。
 - xiii.** 写真・映画撮影機材および精密機器: カメラ、使い捨てカメラ、フラッシュ機器、露出計、分光器、感光管もしくはプレートを使用するその他の装置、プロジェクター、レンズ、フィルム、フラッシュバルブ、顕微鏡、オシロスコープ、精密医療機器、義肢(移動補助器具を除きます)、歯科医療機器、矯正器具、整形外科機器、時計、その他の精密校正工具および機器。
 - xiv.** 娯楽用品およびスポーツ用品: バックパック、寝袋、ナップサック(およびその内容物)で、布、プラスチック、ビニールその他の破れやすい素材を材料とするもの、およびアルミフレーム、外側ポケット、ストラップ、バックルその他の突起部品があるもの、テニスラケット、自転車、釣り竿、スキー、スノーボード、ボディボード、水上スキー、ウィンドサーフィン用具、火器、ボート用オール、サーフボード、スキューバダイビング用品。
 - xv.** 玩具: 人形、ゲーム、ドールハウスおよび模型。
 - xvi.** その他: 付属品: 受託手荷物の外側に縛り付けた物品、テープで止めた物品、ワイヤーで留めた物品、またはストラップで結び付けた物品(荷物ストラップを含みます)。箱・袋・バッグ: 箱、袋およびバッグ(およびその内容物)で、十分な耐久性がないもの、確実に閉じないもの、または容器およびその内容物を損傷から十分に保護しないもの。壊れやすい品目。過剰に詰め込んだ手荷物。梱包されていない品目・保護されていない品目・不適切な品物: 幼児用ベビーカー、ベビーキャリアバックパック、チャイルドシート、傘、バッグカートおよび形状、素材または特性が損傷を受けやすいその他の物品。フットロッカー: 薄いファイバーボード基盤構造のフットロッカーで、金属被覆されており、縁を金属で補強しているもの。
 - xvii.** 氷: アラスカは、氷または氷を含む物品を受託手荷物または機内持ち込み手荷物として受け付けません。
- e.** 免責勧告: 適切な梱包がなく壊れやすい品目を輸送することを旅客が選択した場合に、受託手荷物の中にあるそのような品目に損傷または損害が生じたとしても、それらの損傷または損失が、受託手荷物としての不適切性や、当該受託手荷物に固有の

欠陥、品質または不備のみを原因とするものであれば、アラスカはそのような品目の損害について責任を負いません。ただし、モントリオール条約またはワルソー条約（適用があるもの）の規定に従ってそのような壊れやすい品目の特定の国際輸送を行う場合はその限りではありません。また、受託手荷物の輸送が遅延した結果として、損傷または価値もしくは効能の著しい毀損が生じたとしても、当該損傷が、受託手荷物としての不適切性や、当該受託手荷物に固有の欠陥、品質または不備のみを原因とするものであれば、アラスカは当該損傷または価値もしくは効能の著しい毀損について責任を負いません。ただし、モントリオール条約またはワルソー条約（適用があるもの）の規定に従ってそのような壊れやすい品目の特定の国際輸送を行う場合はその限りではありません。

G. その他の受託手荷物品目 – アラスカは、以下に挙げた品目を、以下に定める規定に従って手荷物として受け付けます。

- a. 政府が承認したチャイルドシート・幼児用シート – 所定の連邦自動車基準すべてに準拠し、連邦規則集第 14 巻第 121.311 条に従って政府が承認したチャイルドシート・幼児用シート（航空機での使用が承認されているカーシートを含みます）は、旅客の手荷物許容値に加えて受け付けます。手荷物として預託した場合は、サイズ超過および重量超過の料金をすべて適用します。最初および 2 番目のバッグの料金は適用しません。政府承認チャイルドシート・幼児用シートの客室での使用は、幼児のために座席が別途予約されており、航空券が購入されており、かつシートをシートベルトで確実に固定できる場合に限り可能です。同行する大人の旅客は、シートが正しく機能すること、幼児がシートの制限を超えていないこと、幼児がシートに正しく固定されていること、およびシートが航空機の座席に固定されていることを確認する責任があります。モントリオール条約またはワルソー条約（適用があるもの）の規定が適用される特定の国際輸送を除いて、アラスカはチャイルドシート・幼児用シートが受託手荷物として運送される場合における同シートの損傷について責任を負いません。
- b. ベビーカー – アラスカは、旅客の手荷物許容個数に加えて、1 台の折りたたみ式ベビーカーを受け付けます。1 台の折りたたみ式ではないベビーカーは、1 つの手荷物に代えて受託手荷物として運ぶことができます（最大外寸 62 インチ）。当該品目は手荷物許容値の判定に含まれ、個数超過、重量超過またはサイズ超過の場合は超過手荷物料金の対象となります。モントリオール条約またはワルソー条約（適用があるもの）の規定が適用される特定の国際輸送を除いて、アラスカはベビーカーが受託手荷物として輸送される場合における同シートの損傷について責任を負いません。ベビーカーについては超過料金の適用はありません。
- c. 車椅子 – アラスカは、旅客 1 名につき車椅子 1 台を、旅客の手荷物許容個数に加えて、追加料金なしで手荷物として受け付けます。娯楽目的で使用する追加の車椅子

子をチェックインする場合は、本規則 15 に基づく個数超過・サイズ超過・重量超過手荷物料金を適用することがあります。機内での車椅子の収納は連邦規則集第 14 巻第 382 部第 I 副部に従って行います。機内に収納スペースがない場合は、車椅子を航空機の貨物室に積載します。車椅子はすべての種類を受け付けます（折りたたみ式、非折りたたみ式、または湿式蓄電池もしくは乾電池を使用した電動式）。アラスカは、電動車椅子のケーブルが取り外されていること、および端子がショートを防ぐように保護されていることを確認する最終的な責任を負います。湿式蓄電池を使用する車椅子については、旅客は 24 時間前までにアラスカに通知する必要があります。一般旅客向けのチェックイン時間より 1 時間以上前にチェックインする必要があります。また、電池は取り外し、端子はショートを防ぐように保護する必要があります。300Wh 以上のリチウムイオン電池を搭載した車椅子は、どのような場合でも受け付けません。防漏型蓄電池または 300Wh 以下のリチウムイオン電池を搭載する車椅子は、手荷物として機内に持ち込むことができ、または受託手荷物として預託することができます。

制限品目。DOT 危険物規則 (49 C.F.R. Parts 171-180) や、IATA 危険物規則および同改訂版に記載されている物品は、ドライアイスおよび小火器の弾薬(本規則の第 J 項(12)に定めるもの)を除いて、手荷物としての輸送は受け付けません。

スポーツ用品 – 本項に別段の定めがない限り、アラスカの標準的な受託手荷物料金および許容値を適用します。本項に別段の定めがない限り、合計寸法(長さ高さ幅の合計)が 115 インチを超える物品は受託手荷物として受け付けません。重量 100 ポンド以上の物品は受託手荷物として受け付けません。複数の航空会社の路線にわたって特殊な品目を輸送する場合は、各航空会社に受け付け方針および料金をご確認ください。アラスカは、以下に挙げたスポーツ用品を、以下の規定や以下に記載した特殊品目取扱い料金に従って、手荷物として受け付けます。料金は片道運賃を基準とし、当該品目を受け付けた地点から輸送先の地点まで適用します。手荷物の許容個数に含まれていない品目については、超過手荷物料金(ただしサイズ超過・重量超過手荷物料金は除きます)および以下のサービス料金を適用します。以下に挙げたその他の品目は受託手荷物として扱い、通常の手荷物許容個数に含め、または超過手荷物として受け付けます。モントリオール条約またはワルソー条約(適用があるもの)の規定が適用される特定の国際輸送を除いて、アラスカは以下に記載した品目が受託手荷物として輸送される場合における同品目の損傷について責任を負いません。

- A. 枝角:** 枝角は、アラスカが許容しうる密閉容器に正しく収納し、サイズおよび重量に関する通常の制限を満たしている場合に限り、受託手荷物として受け付けます。残留物は可能な限り

枝角から取り除く必要があります。頭蓋骨は包装し、先端を保護する必要があります。旅客は、枝角の輸送元および輸送先である国、州または領域のすべての適用法令、税関やその他の政府の規制、要件または制限を遵守することに関して、それに必要なすべての手配を行うとともに、全面的に責任を負う必要があります。

- B. アーチェリー用品: アーチェリー用品は、適当なアーチェリー用ソフトケースまたはハードケースに弓と矢を入れたもの 1 点を、受託手荷物 1 個に代えてチェックインすることができます。ただし、アラスカが許容可能な容器に弓と矢を収納しており、かつ通常の手荷物取扱いに耐えられる場合に限りです。重量が 51 ポンド以上または合計寸法が 62 インチを超えるアーチェリー用品は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過・重量超過料金なしで預託できません。
- C. 自転車: 自転車用具 1 点とは、非電動式の 1 人乗りまたは 2 人乗り自転車 1 台をいいます。アラスカは、自転車が硬質な自転車ボックスまたは容器に正しく収納されている、ハンドルバーが横向きになっている、ペダルおよびアクセサリーなどの突起が取り外されており、かつ他の手荷물에 損傷を与えないように鋭利な突起がパッドで保護している場合に限り、自転車を受け付けます。重量が 51 ポンドから 70 ポンドであるか、または合計寸法が 62 インチを超える自転車は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過・重量超過料金なしで預託できません。
- D. ボウリング用品: ボウリング用品 1 点とは、アラスカが許容する適当な軟質または硬質のボウリングボールケースをいい、ケース内の品目に制限はありません。
- E. キャンプ用品: テント、バックパック、ナップサックまたは寝袋を手荷物とする場合は、通常の手荷物制限をすべて満たす必要があります。キャンプ用品および液体燃料を入れたことがある燃料容器(例えばキャンプストーブ、ポータブルヒーター、可燃性液体ランタンなど)は、燃料系統が完全に乾燥しており、タンクまたはホースもしくは部品に燃料が残っておらず、かつ燃料の強い臭いがしない場合に限り手荷物とすることができます。燃料は、DOT 危険物規則により、種類によらず受託手荷物としての輸送が禁止されています。燃料は、貨物施設を通じて、規制対象危険物として送付することができます。自己加熱式の食事(例えば米軍戦闘糧食(MRE)、火を使わないレーションミールなど)は、熱源が不測に作動するリスクがあるため、機内持ち込み手荷物または受託手荷物とすることが許可されていません。それらは航空貨物としてのみ輸送することができます。プロパンガスおよび空のプロパンガスタンクは貨物専用機でのみ送付可能です。マッチやライターを受託手荷物に入れることはできません。
- F. 釣り道具: 釣り道具 1 点とは、釣り竿 2 本、リール 2 個およびタックルボックス 1 個をいいます。分解して機内の座席上の収納棚に収納することができない釣り竿は、通常の手荷物の取扱いに耐えうるとアラスカが認める円筒形の釣り竿ケースに収納した上で、受託手荷物として預託する必要があります。

- G. ゴルフ用品: ゴルフ用品 1 点とは、アラスカが認める適当なゴルフ用ソフトケースまたはハードケースに収納したゴルフ用品をいいます。ゴルフケース内の品目数に制限はありません。合計寸法が 62 インチを超えるゴルフ用品は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過料金なしで預託できます。
- H. ホッケー・ラクロス用品: ホッケー・ラクロス用品 1 点とは、袋または箱に入っていないホッケー・ラクロスのスティック(複数のスティックはテープでまとめる必要があります)および袋または箱に収納したその他のホッケー・ラクロス用品(スケート、パッド、パック、グローブなど)をいいます。スティックは追加料金なしで個別に預託することができます。合計寸法が 62 インチを超えるホッケー・ラクロス用品は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過・重量超過料金なしで預託できます。
- I. カヤック・カヌー: カヤック・カヌーは以下の制限に従う場合に限り受託手荷物として受け付けます。カヤック・カヌーには標準の超過重量料金を適用します。最大重量は 100 ポンドです。合計寸法が 62 インチを超えるカヤック・カヌー用品は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過料金なしで預託できます。カヤックパドル 1 組はこの料金に含まれます。カヤックパドルはカヤックにテープで確実に固定するか、または箱に収納する必要があります。アラスカのカウンターではパドルボックスを提供していません。アラスカはポリエチレン製のカヤックに限り受け付けます。ガラス製のカヤックは受け付けません。アラスカに代わって Horizon Air または SkyWest が運航するアラスカのフライトではカヤックを受け付けません。
- J. 棒高跳び用具はアラスカ本線のフライトに限り受け付けます。アラスカに代わって Horizon Air または SkyWest が運航するアラスカのフライトでは棒高跳び用具を受け付けません。棒高跳び用具 1 点には、棒高跳び用ポールを 2 本まで含めることができます。棒高跳び用具にケースは必要ありません。合計寸法が 62 インチを超える棒高跳び用具は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過料金なしで預託できます。737 型機の最大許容寸法は 6 インチ × 6 インチ × 17 フィートです。
- K. スキューバ用具: スキューバ用具 1 点とはスキューバ用具入れ 1 個をいいます。スキューバ用具入れには、レギュレーター1 個、タンクハーネス 1 個、圧力計 1 個、マスク 1 個、フィン 2 枚、シュノーケル 1 個、ナイフ 1 本、スパイガン 1 個、および安全ベスト 1 着が含まれます。アラスカ単独のフライトまたは Horizon Air もしくは SkyWest がアラスカに代わって運航するフライトでは、スキューバタンク 1 個をスキューバ用具入れの一部に含めることができ、追加料金なしで預託することができます。タンクのレギュレーターバルブは取り外す必要があり、タンクには目視検査用の開口部が必要です。合計寸法が 62 インチを超えるスキューバ用具は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過料金なしで預託できます。
- L. 射撃機材(スポーツ用火器): 個別に預託する各火器ケースに対して、標準の受託手荷物、重量超過・サイズ超過料金を適用します。ライフル、ショットガンまたはピストルのケースに収納

する品目の数に制限はありませんが、重量は最大 50 ポンド、合計寸法は最大 62 インチとします。重量超過またはサイズ超過の品目には所定の料金を適用します。

注意:「火器」という用語は、爆発物の作用によって発射体を発射する武器、もしくは爆発物の作用によって発射体を発射するように設計されている武器かもしくは発射するように容易に改造しうる武器、またはそのような武器のフレームもしくはレシーバーを表します。「火器」には、スポーツ用ライフル、ショットガン、ハンドガン、公式任務中の認可された法執行官のハンドガン、サイレンサー・サブレッサー、スターターピストル、圧縮空気または BB ガン、フレアピストル、およびアンティーク火器が含まれます。

- a. 火器には弾丸を装填してはならず、かつ (1) メーカーが火器専用に製造した耐衝撃性容器、または (2) アラスカが許容しうるハードケースに収納する必要があります。手荷物として預託する拳銃は、施錠可能なハードケースに収納するか、またはアラスカが許容しうるソフトケース内の硬質容器に収納する必要があります。火器の容器は、旅客が所持する鍵とロックまたは複数のロックにより施錠する必要があり、アラスカの立会いの下で旅客が施錠しなければなりません。例外は認められません。火器を収納した手荷物は、コックピット以外の、旅客が立ち入ることができない場所で輸送します。パペーテ(フランス領ポリネシア)への武器の輸送は、銃器を含めたすべての武器の輸送が禁止されています。許可される唯一の武器は、ダイビングに使用されるバングスティック(水中銃)です。
- b. 火器を収納した手荷物は、出発地またはオンライン接続地点もしくはインターライン接続地点で意図的に輸送を受け付けることはありませんが、火器が装填されていないことを宣誓する宣誓書であって輸送を受け付けた日に署名がなされその日の日付が記入されているものが火器を収納するケース内にある場合はその限りではありません。
- c. アラスカ本線のフライトおよびアラスカに代わって Horizon が運航するフライトでは、国内旅行で最大 50 ポンド、海外旅行で最大 11 ポンドの弾薬が許可されています。SkyWest がアラスカに代わって運航するフライトにチェックインまたは接続する旅客については、弾薬が 11 ポンドに制限されます。
- d. 弾薬は、製造元のパッケージまたは弾薬用に設計された容器で確実に梱包する必要があり、その容器は偶発的な圧碎や発射から保護しうる程度の十分な強度であることが必要です(例えば木材、繊維、プラスチック、金属など)。弾丸の直径は 11/16 インチ以下の小銭サイズでなければなりません。弾薬は、火器と併せて預託するか、または火器とは別に預託することができます。弾薬をスーツケース、火器ケースなどに収納している場合は、弾薬クリップ内で収納しているときに限り受け付けます。ライフルおよびピストル用(.50 口径以下ならびに 8、10、12、16、20、28 および .410 ショットガンシ

エル)の弾薬で、店頭で購入したものについては、正しく梱包されている場合に限り手荷物として受け付けます。ドラゴンプレス・ショットガンシェルは禁止されています。

- e. 拳銃以外の火器(すべてのライフル)は、可能な限りボルトを取り外し、アクションを開いた状態で梱包する必要があります。ライフルケースを受領する旅客は、手荷物受取所または発券カウンターで写真付き身分証またはクレームチェックを提示する必要があります。
 - f. 火器および弾薬を、他の航空会社への接続を含む外国の目的地への輸送のために預託することはできません。旅客は、アラスカのフライトの最終目的地で火器および弾薬を再度受領し、他のキャリアに直接預託する必要があります。
 - g. アラスカ以外の他のキャリアへの接続を含む国内旅行の場合は、火器および弾薬を他のキャリアの受け付け方針に従って預託することができます。これらの品目を預託しようとする旅客は、他のキャリアの所定の方針を事前に確認する必要があります。
 - h. 18 歳未満の未成年者が火器や弾薬を輸送することはできません。
 - i. 旅客は、カナダやメキシコを含む国際的な地点への火器の持ち運びに関する政府の許可、補足書類または追加の政府要件・制限の通知を旅行前に取得する必要があります。
- M.** スケートボード: ケースに入っていないスケートボードは、最大 1 枚までを受託手荷物 1 点とみなします。適当なケースに入っている場合は、重量 50 ポンドかつ合計寸法 62 インチを超えない限り、品目の数に制限はありません。
- N.** スキー・スノーボード用具: スキー・スノーボード用具 1 点とは、ポール付きのスキー 1 組またはスノーボード 1 枚、ならびにブーツやヘルメットのバッグ 1 個をいい、重量は最大 50 ポンドとします。合計寸法が 62 インチを超えるスキー・スノーボード用具は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過料金なしで預託できます。
- O.** サーフボード・パドルボード: サーフィンまたはパドル用具 1 点とは、サーフボード 1 枚またはパドルボード 1 枚をいいます。717、737、787 型機のみ、またはエアバスで運航するフライトでは、サーフィンまたはパドル用具の長さ(長さのみ)は最大 125 インチ(10 フィート 5 インチ)まで可能です。Horizon E175 または SkyWest ERJ 175 機で運航するフライトでは、用具の合計寸法(高さ×長さ×幅の合計)が 115 インチを超えることはできません。E175 機では、高さ×長さ×幅のうちいずれかの最大寸法が 8 フィートとなります。合計寸法が 62 インチを超えるサーフボードまたはパドルボードは、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過料金なしで預託できます。
- P.** ウインドサーフィン用具: アラスカ航空に代わって Horizon E175 または SkyWest ERJ 175 機で運航するアラスカのフライトでは、高さ×長さ×幅のうちいずれかの最大寸法が 8 フィートになります。ウインドサーフィン用具 1 点とは、ウインドサーフィンのボード 1 枚と、マスト、ブームおよびセイル各 1 個をいいます。重量が 51 ポンドから 70 ポンドであるか、または合計寸法が 62 イン

子を超えるウインドサーフィン用具は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過・重量超過料金なしで預託できます。

Q. カイトボード用具:カイトボード用具 1 組は、1 回の料金で別個の 2 点として預託することができます。カイトボード用具 1 組には、カイトボード 1 枚およびフィン(長さが 3 インチを超えるフィンは取り外す必要があります)、1 個のfoilまたはリーディングエッジ・インフレータブル (LEI) カイト、1 個のコントロールバーおよびフライングライン、1 個のヘルメットおよび個人用浮力装置 (PFD) を含めることができます。合計寸法が 62 インチを超えるカイトボード用具は、受託手荷物として預託する場合、サイズ超過料金なしで預託できます。

R. フットボール用品

フットボール用具とは、ヘッドギア 1 式、ショルダーパッド 1 式、膝パッド 1 組、ジャージ 1 組、靴 1 足をいいます。

フットボール用具は受託手荷物として預託できます。

各品目は、1 組の単体として提示されるかどうかにかかわらず、単体に適用される手荷物手数料の対象となります。

客室座席手荷物料金。旅客が手荷物を航空機の客室内に持ち込むことを申し出た場合で、かつアラスカが、その手荷物は客室座席手荷物として受け付けることができるものの壊れやすい品目または大型品目であるため座席の使用が必要であると判断した場合(この判断は単独の絶対的な裁量による判断とします)には、当該旅客はその手荷物を航空機に運び込み、当該旅客の座席の隣の座席に確実に固定する必要があります。アラスカは所定の大人運賃の 100%を請求します。アラスカは、客室座席手荷物を、無料手荷物許容個数または超過手荷物料金の判定に含めません。客室座席手荷物を輸送する際には特定の座席要件があります。アラスカの予約部門はフライトの座席要件を確認することができます。注意:アラスカに代わって Horizon Air または SkyWest が運航するアラスカのフライトにおける輸送については、客室座席手荷物の料金や運送制限を目的地まで一貫して適用し、所定の料金のうち最高の料金および最も厳格な受け付け規則を適用します。客室座席手荷物には以下の規定を適用します。

A. 客室座席手荷物は検査の対象となります。

B. そのような品目は飛行中の過酷な条件に耐えうる必要があり、内容物の漏出および他の旅客への傷害を防止するため必要に応じて梱包またはカバーを施す必要があります。本運送約款に定める規則、または適用法令・規則やセキュリティ指令上、航空機の客室内に持ち込むことが許可されていない物品を、楽器またはケースに収納することは禁止されています。

- C. 客室内座席手荷物は、所有者が航空機に運び込み、当該所有者の隣の座席にシートベルトで確実に固定(して移動しないように)する必要があります。
- D. 物品の重量(ケースまたはカバーを含みます)は、航空機の座席または床構造の荷重制限を超える負荷を座席または床構造に加えるものであってはならず、かつ 165 ポンドを超えてはならず、または航空機に適用される重量制限を超えてはなりません。
- E. 座席に固定した物品は、緊急出口または通常出口への通行またはそれら出口の使用を妨げてはならず、通路もしくは出口経路を塞ぎ、または通路もしくは出口経路に突き出してはならず、旅客の頭上のシートベルト着用サインもしくは禁煙サインまたは必要な出口サインもしくはビデオモニターや画面が見えないようにしてはなりません。
- F. 客室座席手荷物を緊急出口座席に固定することはできません。
- G. 航空券が必要な客室座席手荷物の座席は、事前に予約して所定の料金を支払う必要があります。
- H. 重量やサイズの制限がある一部の航空機では、客室座席手荷物を受け付けていない場合があります。
- I. アラスカの職員(フライトアテンダントおよびその他の乗務員を含みます)は、客室座席手荷物の移動または配置を手伝うことができません。

責任 – モントリオール条約およびワルソー条約に基づく国際輸送の手荷物および所持品

モントリオール条約またはワルソー条約(適用があるもの)に準拠する国際輸送については、モントリオール条約およびワルソー条約に定める責任規則が本運送約款に参照の形式で完全に組み込まれており、それらの責任規則と矛盾する可能性のある規定が本運送約款に存する場合は、それらの責任規則が常に優越および優先するものとします。

手荷物の破損、紛失または遅延。受託手荷物および非受託手荷物の破損、紛失、損傷または遅延の場合におけるアラスカの損害賠償責任で、モントリオール条約またはワルソー条約に準拠するものについては、以下各項に定めます。

- A. 手荷物の破損、紛失、損傷、または遅延の場合におけるアラスカの責任で、モントリオール条約またはワルソー条約(適用があるもの)に基づくものについては、以下に示す場合を除いて、受託手荷物か非受託手荷物かによらず、各旅客につき 1,519 特別引出権(「SDR」)に制限されます。旅客が別段に証明した場合を除いて、(a) 旅客が預託したすべての手荷物はその旅客の所有物とみなします。(b) 個々の手荷物(受託手荷物か非受託手荷物かを問いません)は複数の旅客の所有物とはみなしません。(c) 非受託手荷物は搭乗時に当該手荷物を所持している旅客の所有物とみなします。

- B.** 旅客がアラスカに受託手荷物を引き渡す際に特別な利益の申告を行って追加料金（必要であれば）を支払っている場合、アラスカはその受託手荷物の破損、紛失、損傷または遅延について、申告された金額を超えない範囲で責任を負います。ただし、旅客が申告した金額が、目的地への配送に関する実際の利益を超えていることをアラスカが証明した場合はその限りではありません。申告された金額およびアラスカの責任は、アラスカの規定上許容される申告可能総額を超えないものとし、本規則第 L 項(1)の制限を含むものとし、ワルソー条約に基づく輸送の場合、旅客による申告額が、当該受託手荷物がアラスカに引き渡された時点における当該受託手荷物の総記録重量 1 キログラム当たり 19SDR を超えない限り、追加料金は適用しません。ただし、アラスカは、アラスカが提示しうる無料手荷物許容値を超える手荷物に対して料金を請求する場合があります。
- C.** 紛失、損傷または破損した手荷物に関するワルソー条約上の責任を決定する場合には、当該手荷物の個々の重量は、所定の制限に基づく個々の手荷物の最大許容重量とみなします（ただし、手荷物引換タグに実際の重量が記載されていない場合はその限りではありません）。
- D.** 旅客の受託手荷物の一部のみが引き渡された場合、またはその手荷物の全部ではなく一部のみが損傷している場合には、引き渡されなかった部分または損傷した部分に関するワルソー条約上のアラスカの責任を、重量に基づいて比例的に減ずるものとし、当該手荷物のいずれかの部分またはその内容物の価値は問わないものとし、
- E.** アラスカは、アラスカの管理下でない手荷物（保安検査中の手荷物またはアラスカの管理および指示が及ばない措置を受けている手荷物を含みます）の破損、紛失、損傷または遅延について責任を負いません。
- F.** 受託手荷物の破損または紛失が発生した場合、アラスカは、当該破損または紛失の原因となった事象が、航空機内で発生したかまたはアラスカが当該受託手荷物を管理している期間中に発生したときに限り、当該損害について責任を負います。ただし、その損害が、当該手荷物に固有の欠陥、品質または不備を原因とする場合、アラスカはその損害について責任を負いません。また、手荷物の破損、紛失、損傷または遅延に対するアラスカの責任は、ワルソー条約およびモントリオール条約（適用があるもの）に定める条件、制限および抗弁に従うほか、請求に対して相応の管轄権を有する裁判所が認める制限または抗弁に従います。
- G.** アラスカは、ワルソー条約およびモントリオール条約（適用があるもの）に基づいて、当該請求に対して援用しうるすべての抗弁および責任制限（ワルソー条約第 20 条およびモントリオール条約第 19 条の抗弁、ならびにワルソー条約第 21 条およびモントリオール条約第 20 条の免責抗弁を含みますがそれらに限りません）を留保します。ただし、アラスカは、ワルソー条約第 22 条(2)および(3)を、本規則第 1 項と矛盾する形では行使しないものとし、当該責任制限は、ワルソー条約第 25 条またはモントリオール条約第 22 条(5)（適用があるもの）に定める場合には適用しないものとし、

不正通知および請求提出:すべてのチケット区間が米国内で運航する場合、以下の事項が適用されます:アラスカに引き渡された手荷物や動産の紛失、損害、または引き渡しの遅延を伴う事故は、24時間以内にアラスカ代表者に直接または書面で報告しなければなりません。損害、損失、遅延に関するすべての請求(国際輸送を含む)は、規則 15 の「請求の期限」項に定められた規則の対象となります。

国内輸送に関する責任制限: 受託手荷物の紛失、物理的損傷または引渡しの遅延が生じた場合におけるアラスカの最大責任総額は、証明された損害額または損失額に限定されるものとします(ただし、車椅子、移動補助具および適格障害者が使用する補助装置は除きます)が、連邦規則集第 14 巻第 254.4 条に従って、旅客 1 名につき USD4,700.00 を超えないものとします。ただし、旅客がチェックイン時に USD4,700.00 を超える手荷物の価値(「超過評価」)を申告し、以下に定める責任の引き上げに対応して追加料金を支払っている場合はその限りではありません。この責任制限は、旅客の旅行の前後に都市内または空港の発券オフィスもしくはその他の場所で一時的に保管される手荷物または所持品にも適用します。アラスカは、責任限度額または旅客が申告した価額のいずれか高い方を上限として、当該手荷物の紛失、損傷または大幅な引渡しの遅延による直接的な結果として発生した妥当かつ文書化された損害について、旅客への補償を行います(ただし、旅客が損害を最小限に抑えるために相当の努力および良識を行使した場合に限るものとします)。紛失または損傷した財産の補償に関する実際の価値は、文書に記載された当初の購入価格から、過去の使用に係る減価償却金額を差し引くことにより決定します。旅客は、当該損失の実際の価値に関する文書を提出して当該価値を証明する責任を負います。手荷物に関する請求の場合、費用の補償は、アラスカが許容しうる請求の証明に基づいて行います。アラスカの路線と、各運賃負担旅客に対する責任上限額が USD4,700.00 以外である航空会社 1 社以上の路線とにわたって輸送が行われる場合で、かつ手荷物の紛失、損傷または引渡しの遅延に対する責任額が確定できない場合は、それらすべての航空会社分を合算した責任総額は、最大責任額のうち最も低い金額とします。例外 1: カナダへの国際輸送を除いて、車椅子またはその他の補助装置の紛失、損傷または破損に対するアラスカの最大責任金額は、文書に記載された当該装置の当初購入価格となります。カナダを出発地または目的地とする国際輸送については、下記の本規則 15 第 R 項をご覧ください。例外 2: 野生鳥獣肉の責任限度額: アラスカは、受託手荷物である野生鳥獣肉の紛失には責任を負いますが、損傷や腐敗については責任を負いません。野生鳥獣肉には、店舗で購入する以外の方法で旅客が入手した肉を含みます(例えば新鮮な魚、狩猟で得た肉など)。責任金額は、重量 1 ポンドあたり USD10.00 の定額とし、最大責任金額は旅客 1 名につき USD4,700 となります。

A. 責任の除外:

- a. 旅客の受託手荷物が損傷、遅延または紛失していない場合、アラスカは物品の紛失または損傷に係る請求について責任を負いません。

- b. 手荷物の軽微な損傷: アラスカが通常の標準的な注意を払っていた場合は、偶発的な損傷(通常の摩損耗による擦り傷、凹み、汚れ、穴、マーク、汚れ、引っかき傷、切り傷など)に対して責任を負いません。
- c. すでに損傷していた品目: アラスカは、以前から損傷していた物品に対してさらに加わった損傷について責任を負いません。アラスカは、以前から損傷している物品を条件付きで受け付ける場合がありますが、受け付ける義務は負っていません。
- d. 車輪・把手・ポケットの損傷: アラスカは、受託手荷物の外部に取り付けた突起部(車輪もしくは足、ポケット、ハンガーフック、引き手、ストラップ、ジッパー、錠または伸縮把手を含みますがそれらに限りません)の損傷について、その損傷が当該受託手荷物に固有の欠陥、品質または不備を原因とする場合には責任を負いません。また、アラスカは、手荷物の製造上の欠陥について責任を負わず、または受託手荷物の通常の取扱いに起因する通常の摩損耗について責任を負いません。上記の除外規定は、旅客がカスタマーサービス担当者から通知を受けたかどうかにかかわらず適用します。
- e. 客室座席手荷物・非受託所持品: 航空機内に持ち込まれた物品で、旅客が個人的に占有および管理を継続しているものについては、アラスカはその損傷、紛失または盗難について責任を負いません。客室座席手荷物については旅客が全面的に責任を負うものとします。客室座席手荷物に損害が発生した場合は、その損害がアラスカまたはアラスカの契約者もしくは代理人の過失により生じたときに限り、アラスカはその損害について責任を負います。そのような物品を正しく収納するために乗務員が支援を行っていた場合でも、アラスカには責任が生じません。
- f. 不適切な貴重品: 以下の品目は、受託手荷物の内容物としては不適切と判断します。当該品目の特定の国際輸送に対してモントリオール条約またはワルソー条約(適用があるもの)の規定が適用される場合を除いて、アラスカは以下に記載した品目の紛失、盗難、損傷または引渡し遅延について責任を負いません。
 - i. 現金、通貨
 - ii. 譲渡性のある券面
 - iii. 有価証券
 - iv. 企業または個人の契約書、文書
 - v. 宝石、時計
 - vi. カメラ、ビデオおよび写真用機器、ビデオカメラ、オーディオ機器、フィルム、カメラ機器、写真
 - vii. 電子機器・電子デバイスおよび個人用電子機器・電子デバイス(それらのコンポーネントを含みます)
 - viii. コンピューターおよび関連コンポーネント
 - ix. 双眼鏡、望遠鏡、光学機器(眼鏡を含みます)

- x. 銀器、陶磁器
- xi. 貴金属、宝石または希少材料
- xii. 美術品、彫刻、絵画
- xiii. 歴史的遺物
- xiv. 原稿
- xv. 代替不可能な本、出版物、コレクターズアイテム(例えば野球カード)
- xvi. 骨董品、家宝、収集品および遺物;
- xvii. 鍵
- xviii. 販売用サンプルおよび販売目的の品目
- xix. 医薬品
- xx. 毛皮(コート、手袋、帽子を含みます)
- xxi. 狩猟トロフィー、枝角、生皮

注意: アラスカおよび特定の品目を受託手荷物から除外している航空会社 1 社以上を介して輸送が行われる場合、アラスカは当該除外品目について責任を負いませんが、モントリオール条約またはワルソー条約(適用があるもの)の規定に従って行われる当該品目の特定の国際輸送を除きます。

- g. 添付品: アラスカは、他の手荷物にストラップ、テープまたは紐で結び付けたテント、寝袋または類似の物品で、輸送中の通常の取扱いにより分離する可能性があるものについては責任を負いません。
 - h. 動物: 動物を手荷物として預託する旅客、または客室で輸送するために動物を預託する旅客は、政府の規制および制限をすべて遵守する責任があります(有効な健康証明書および予防接種証明書を必要に応じて提出することを含みます)。動物が、国、州または地域への入国または通過を拒否された結果として何らかの費用または損失が発生したとしても、アラスカはそれについて責任を負いません。
 - i. 引き取りが行われない手荷物: 公共の手荷物受取所において、受取可能になった後 30 分以内に引き取りが行われなかった手荷物については、アラスカは責任を負いません。
 - j. 注意: 米国運輸保安庁(TSA)が荷物の物理的検査を実施する必要がある場合があるため、TSA 承認済みの錠(ロック)を推奨します。バッグが施錠されている場合、TSA は錠を切断することがあります。TSA による検査の結果としてロックが損傷または紛失した場合でも、アラスカはその責任を負いません。
- B. 受託手荷物の高額価値申告:** 旅客は、フライトにチェックインして手荷物を預託する際に、上記の最大金額を超える価値を申告することができ、その申告は USD5,000.00 が上限となります。この場合、アラスカの責任は、最大金額を超えた当該申告価値を上回らないものとします。高額価値申告の片道料金は、申告金額を USD100.00 追加するごとに USD1.00 となります。

ます。上記の本規則 15 第 N 項(1)に記載した除外項目は高額価値申告の対象となりません。旅客が超過価値を申告した場合、アラスカは当該旅客の手荷物およびその内容物を検査されることがあります。旅客はそれらの手荷物を預託する必要があります。また、超過価値の補償は、アラスカが受託した当該手荷物の輸送先であり当該旅客がそれを引き取る地点までに限り適用します。

- C. 超過料金は、片道基準で最終目的地までの全旅程分を、出発地において旅客が支払うものとし、ただし、途中降機経由地において、旅客が当初申告額を超える超過価値を申告した場合、当該追加価値分については、経由地から最終目的地までの区間に対応する超過料金を旅客に請求します。例外：超過料金は、旅客が預託した手荷物の輸送先地点までについて、旅客がアラスカに支払うものとし、ただし、輸送先より手前の地点で当該手荷物が他の航空会社に移転される場合には、その移転の地点までにつき旅客がアラスカに支払うものとし、
- D. アラスカは、申告価値が USD5,000 を超える手荷物を受け付けない裁量権を有します。ただし、旅客が事前にアラスカとの間で特別な取り決めを行った場合はその限りではありません。
- E. インターラインの場合における責任規定の例外：手荷物を含む所持品が、アラスカとは異なる責任限度額や高額価値申告を有する他の航空会社との連携によりアラスカを経由して輸送される場合、アラスカは本規則に定める限度額を超える部分の金額について責任を負わないものとし、

請求の時間的制限。国際輸送の場合、財産もしくは手荷物の損失、損害もしくは引渡しの遅延に関する訴訟、またはその他の請求(身体の傷害もしくは死亡に関する請求を除きます)に関する訴訟のうち、旅客の輸送もしくは手荷物もしくは所持品の輸送に起因もしくは関係するもの、またはそのような輸送の不履行に起因もしくは関係するものについては、当該請求の書面が、受託手荷物の受領日から 7 日以内に、アラスカまたはその代理人の事業所(インターライン輸送の場合は帰責先とされた航空会社の事業所)に提出された場合に限り継続しうるものとし、遅延の場合、苦情は手荷物が返却された日から遅くとも 21 日以内に行う必要があります。払戻しは、請求に関して許容しうる証拠が提示された場合に限り行います。国内輸送の場合は、請求の原因となる事象が発生したとされる時点から 45 日以内に、通知書および損失の証明書をアラスカの事業所に提出する必要があります。また、それらの事象を原因とする訴訟は 2 年以内に開始する必要があります。請求内容を明確に記載した通知書をアラスカが 45 日以内に受領した場合は、適時通知の要件が充足されたものとし、上記の通知を行わなかった場合でも、45 日以内に請求を提起しなかった正当な理由を請求者が示すことができれば問題ありません。

手荷物の配達。アラスカは、旅客が規則 15 第 C 項に定める最短チェックイン時間に従って受託手荷物をアラスカに預託した場合に限り、遅延した受託手荷物の配達料金を支払います。旅客が受託手荷物を適時に預託した場合、アラスカは、当該旅客が搭乗するフライトでその受託手荷物を輸送するよう相当の努力を払いますが、その保証はできません。また、その手荷物が、旅客が搭乗のフライトより後のフライトで旅客の目的地に到着した場合でも、アラスカは引渡し料金を支払う責任を負いません。

運賃 AS-1 NTA(A) 第 378 号(手荷物の受け付け - 一般)の規定は、参照の形式により本規則 15 に完全に組み込まれており、カナダを出発地または目的地とする輸送に適用されます。ただし、モンリオール条約に定める国際輸送の場合は、モンリオール条約に定める責任規則が本規則に完全に組み込まれ、それらの責任規則と矛盾する可能性のある規定が本運送約款に存する場合は、それらの責任規則が常に優越および優先するものとします。

カナダを出発地または目的地とする国際輸送には次の規則を適用します。

- A. カナダを出発地または目的地とする旅行については、その旅行が社内(オンライン)またはインターラインであり、アラスカの手荷物規則が全旅程に適用される場合に、本規則 15 の規定を適用します。モンリオール条約の責任規則が本規則 15 と矛盾する場合、矛盾する範囲についてはモンリオール条約が本規則 15 に優先するものとします。
- B. カナダを出発地または最終目的地とする単一の航空券で発行されたその他のインターライン旅程については、手荷物規則を以下に定めるとおり選択します。インターラインでの手荷物の受け付けについては、
 - a. 旅客のインターラインチケットの最初の区間に識別コードが記載されている航空会社を「選択航空会社」といいます。
 - b. 旅客の航空券により、旅客にインターライン輸送を提供する航空会社として識別される航空会社を「参加航空会社」といいます。
- C. 選択航空会社による手荷物規則の決定 - 受託手荷物: 選択航空会社は、
 - a. 自社の手荷物規則をインターライン旅程全体に適用します。
または
 - b. IATA 決議 302 号の決定およびカナダ運輸庁の条件に基づいて「最重要航空会社」を選択し、その航空会社の運賃表に定める手荷物規則をインターライン旅程全体に適用します。

(a) または (b) によって識別した航空会社を「被選択航空会社」といいます。

- D. 選択航空会社による手荷物規則の決定 - 機内持ち込み手荷物:各運行航空会社の機内持ち込み手荷物許容値が、インターライン旅程の各フライト区間に適用されます。ただし、インターライン旅程全体に適用される機内持ち込み手荷物料金は、被選択航空会社の機内持ち込み手荷物料金となります。
- E. 参加航空会社による手荷物規則の適用:アラスカがインターライン旅程の被選択航空会社ではなく、発券された航空券に基づいて旅客に輸送を提供する参加航空会社である場合には、アラスカは被選択航空会社の手荷物規則をインターライン旅程全体に適用します。
- F. 手荷物規則の開示。

オンライン購入終了時の要約ページおよび e チケットの開示。

- a. 旅客の最初の受託手荷物および 2 番目の受託手荷物ならびに旅客の機内持ち込み手荷物に関連する手荷物規則の規定(旅客の「標準」手荷物許容値)については、アラスカがインターライン旅程の航空券を販売および発行する場合には、オンライン購入終了時の要約ページにおいて、ならびに航空券発行時の旅客の旅程や領収書および e チケットにおいて、以下の第 (b) 項に定めるとおり、旅客の旅程に関連する手荷物情報を開示します。開示する情報は、被選択航空会社の手荷物規則に対応したものととなります。
 - b. アラスカは以下の情報を開示します。
 - i. どの航空会社の手荷物規則が適用されるか(その航空会社の名称)
 - ii. 旅客の無料手荷物許容値や適用料金
 - iii. 手荷物のサイズおよび重量の制限(制限がある場合)
 - iv. 旅客の標準手荷物許容値および料金に影響を与える規定(例えばマイレージプログラムステータス、早期チェックイン、特定のクレジットカードによる手荷物許容値の事前購入)
 - v. 旅客の旅程に適用される可能性がある禁輸措置の存在
 - vi. 手荷物の許容値および料金の適用(方向ごとに各 1 回適用されるのか、または各途中降機地点で適用されるのか)。
 - c. アラスカはこれらの情報を旅客の e チケット確認書にテキスト形式で表示します。機内持ち込み手荷物ならびに最初および 2 番目の受託手荷物に関して提供する料金情報は、具体的な料金として表示します。
- G. ウェブサイトでの開示。アラスカは、自社の手荷物規則の完全かつ総合的な概要を、ウェブサイト上の利用しやすく見つけやすい場所に開示します。この開示には以下の情報を含みます。
- a. 受託手荷物および非受託手荷物の最大重量および寸法(該当する場合)
 - b. 輸送可能な受託手荷物および非受託手荷物の数および適用料金
 - c. 個数超過手荷物およびサイズ超過手荷物の料金

- d. 受託手荷物の預託、収集および引渡しに関連する料金
- e. 特殊品目に関連する受け付けおよび料金（例えばサーフボード、動物、自転車など）
- f. 禁止品目または受け付け不可品目に関連する手荷物規定（禁輸措置を含みます）
- g. 旅客に適用される手荷物許容値および料金に影響を与える規定（例えばマイレージプログラムのステータス、早期チェックイン、特定のクレジットカードによる手荷物許容値の事前購入）
- h. 途中降機地点での手荷物の取扱いに関するその他の規則（特別な手荷物許容値または料金が適用される旅客を含みます）

H. 補助器具に関する責任制限の免除。アラスカが車椅子またはその他補助装置を受託手荷物として受け付けて管理する場合などにおいては、車椅子またはその他補助装置の紛失、損傷または引渡しの遅延が関係する正当な請求については、アラスカの通常責任限度額を適用しません。アラスカが車椅子またはその他補助装置を受託手荷物として受け付けて管理する場合などにおいては、車椅子またはその他補助装置の紛失、損傷または引渡しの遅延が関係する正当な請求に係るアラスカの責任は、当該車椅子またはその他補助装置の修理費用または再調達価額に基づくものとします（ただし、カナダ、EEA または英国を出発地とするフライトの場合を除きます）。

カナダを出発地または目的地とする輸送において、車椅子またはその他補助装置に損害が生じた場合、その損害に関する正当な請求については以下の要件を適用します。

- a. 車椅子またはその他補助装置の紛失、損傷または破損が生じた場合、旅客は到着後 24 時間以内にアラスカの代表者に書面で報告する必要があります。旅客がこの期間内に報告書を提出できない場合は、カナダを出発地または目的地とする運送の到着後 7 暦日以内に、アラスカ手荷物センターに連絡する必要があります。連絡先は 1-877-815-8253（米国およびカナダ国内でのフリーダイヤル）または[こちら](#)となります。
- b. 旅客はその後、上記の本規則 15 第 0 項に定める制限時間内にアラスカの請求書式に記入し、損失または損傷の書証（例えば、手荷物事故報告番号、旅客の旅程、手荷物タグ、購入証明、車椅子またはその他補助装置のモデル名、シリアル番号および種別など）ならびに請求に係る事実の確認および請求の信憑性の評価を目的としてアラスカが要求するその他の情報を提供する必要があります（該当する場合）。車椅子またはその他補助装置の修理を適宜行うことにより、アラスカが受け付けた際の状態でそれらを旅客に返却できる場合には、アラスカは旅客の要請に応じて修理を行うことがあります。
- c. アラスカは、車椅子またはその他補助装置を受託手荷物として受け付ける前に、既存の損傷を検査して記録する権利を有します。大型の車椅子またはその他補助装置については、航空機のコンパートメントの物理的なサイズにより、それらの車椅子もし

くはその他補助装置を正立させた状態で安全に運ぶことができず、それらに深刻な損傷を与える危険がある場合、または、小型の手荷物コンパートメントで輸送することにより荷重の不均衡を引き起こし、重量およびバランスの安全要件に違反することとなる場合には、アラスカはそれらの車椅子またはその他補助装置の輸送を拒否する権利を有します。その場合、アラスカは、それらの車椅子またはその他補助装置を収容できる航空機を使用するフライトを旅客が特定できるように、相当の努力を払って当該旅客を支援します。

規則 16. コードシェアサービス

- A. アラスカは、他のコードシェアパートナーと提携し、それらの他のコードシェアパートナーが運航するフライトで旅客にサービスを提供できるように取り決めています。コードシェアパートナーとの取り決めに基づいてアラスカが提供する輸送は、2 文字によるアラスカの航空会社識別コード「AS」を含む便名で指定されます。
- B. 本運送約款に定める航空券、予約、キャンセル、運賃および払戻しに関する規則は、コードシェアパートナーが運航する便のサービスにも適用されます。ただし、各コードシェアパートナーは、自社フライトの運航に関して独自の規則を設けており、それらは本運送約款に定める規則と異なる場合があります。それらの規則には以下に関するものを含まれますがそれらに限りません。
- a. チェックインの時間制限
 - b. 付添人のない未成年
 - c. 動物の輸送（介助動物を含む）
 - d. 輸送の拒否
 - e. 妊娠中の旅客
 - f. 酸素サービス
 - g. 不規則な運航
 - h. 搭乗拒否補償
 - i. 楽器の輸送
- C. 上記の各コードシェアパートナーの規則は、コードシェアパートナーの運送約款に記載されており、本運送約款に参照により組み込まれ、コードシェアパートナーが運航するフライトで提供されるサービスに適用されます。これらのコードシェアパートナーの規則は、本運送約款に定めるアラスカの規則に優先します。アラスカのコードシェアパートナーの運送約款は以下のリンクから入手できます。コードシェアパートナーが運航するフライトを利用する旅客は、すべての規則および規定を理解および遵守するために、所定の運送条件を確認する必要があります。
- a. エア タチチ ヌイの運送約款については、[エア タチチ ヌイ運送条件](#)を参照してください。
 - b. アメリカン航空の運送約款については、[アメリカン航空運送条件](#)を参照してください。

- c. [ブリティッシュ・エアウエイズの運送約款](#)については、[ブリティッシュ・エアウエイズ一般運送条件・法的事項](#)を参照してください。
 - d. [コンドル航空の運送約款](#)については、[米国との間のフライトに関するコンドル航空の一般取引条件および運送条件](#)を参照してください。
 - e. [フィンエアーの運送約款](#)については、[フィンエアー旅客および手荷物に関する一般運送条件](#)を参照してください。
 - f. [イベリア航空の運送約款](#)については、[イベリア航空運送条件](#)を参照してください。
 - g. [アイスランド航空の運送約款](#)については、[アイスランド航空の契約条件](#)を参照してください。
 - h. [日本航空 \(JAL\) の運送約款](#)については、[日本航空の運送条件 \(国際旅客および手荷物\)](#)を参照してください。
 - i. [日本トランスオーシャン航空の運送約款](#)については、[日本トランスオーシャン航空の運送条件](#)を参照してください。
 - j. [カンタス航空の運送約款](#)については、[カンタス航空の運送条件](#)を参照してください。
 - k. [カタール航空の運送約款](#)については、[カタール航空の運送条件](#)を参照してください。
 - l. [スターラックス航空の運送約款](#)については、[スターラックス航空運送条件](#)を参照してください。
- D. 前述にかかわらず、規則 15 に定める手荷物の受託および責任の規定は、本運送約款に基づくアラスカの手荷物の受託および手荷物責任に適用します。
- E. コードシェアパートナーが、アラスカの識別コード「AS」が表示されるフライトを運航する場合、そのフライトには、コードシェアパートナーの長時間ターマック遅延に対する緊急計画が適用されません。

規則 17. 払戻し

- A. 払戻し制限付き航空券の払戻し。当社が記録上の販売者である場合で、(i) 旅客またはアラスカが、規則13(お子様のご利用)、規則11(輸送の拒否)および規則8(フライトの大幅な遅延または変更、キャンセルおよび搭乗拒否に関する責任)に関連する理由で当社がまたは旅客が旅客の旅行を拒否した場合、ならびに (ii) 旅客が旅行を行わない理由が旅客の過失によるものではない場合、旅客に対して以下のように払戻しを行います。払戻しは当初の支払方法を使用して行います。
- a. 航空券が未使用の場合。航空券のどの部分も使用されていない場合、旅客は、旅客が発券を受けた当初の航空券に適用される運賃および手数料に相当する金額の払戻しを

受ける権利があります。

- b. 一部使用済みの航空券。航空券の一部が使用された場合、旅客は、(i) 当初の航空券に適用される運賃および手数料と (ii) 使用済みの部分に適用される運賃および手数料との差額に相当する金額の払戻しを受ける権利があります。

B. 払戻し可能な航空券の払戻し

- a. 総則。払戻しの対象となる航空券については、未使用または無効となった航空券の部分を返却いただいた後、以下の条件に従って払戻しを行います。払戻し額は、元の支払方法に払戻されます。
 - i. アラスカ発行の航空券のみ。航空券はアラスカ航空券在庫で発行されている必要があります。「アラスカ航空券在庫」とは、航空券のシリアル番号の一部としてアラスカの運送業者コード(027)が識別される航空券を意味します。
 - ii. 返金額。
 - 1. 未使用の航空券。航空券のどの部分も使用されていない場合、旅客が発券を受けた当初の航空券に適用される運賃および手数料に相当する金額が払戻されます。
 - 2. 一部使用済みの航空券。航空券の一部が使用された場合、払戻し額は、(i) 当初の航空券に適用される運賃および手数料と (ii) 使用済みの部分に適用される運賃および手数料との差額に等しくなります。
 - iii. 未使用または一部使用済みの航空券。一部の国際路線ではサービス手数料が適用される場合があります。
 - iv. 払戻しの期限。航空券の発行日から12か月経過後に返却された航空券については、払戻しは一切行いません。
 - v. 払戻しを行う時期。上記の条件を満たした場合、クレジットカードによる購入の場合は7営業日以内に、現金、小切手、またはその他のお支払い方法によるご購入の場合は20営業日以内に、対象となる航空券の払戻しを行います。
- b. 払戻しを受ける者。以下の購入を除き、本規則17に従って航空券購入者に払戻しを行います。
 - i. ユニバーサル・エア・トラベル・プランの場合：払戻しは、航空券の代金が請求された契約者の口座に対して行われます。
 - ii. 米国政府機関以外の政府機関が発行した輸送申請に対する払戻しは、輸送申請を発行した政府機関に対して行われます。
 - iii. 政府輸送申請に対する払戻し：払戻しは、米国政府輸送申請を発行した米国政府機関に対し、「米国財務長官」宛の小切手で行われます。
 - iv. クレジットカードで発行された航空券：払戻しは、原則として、元のクレジットカード取引をキャンセルすることで処理されます。そのようなキャンセルが不可能な場合、払戻しはそのクレジットカードの発行を受けた人の口座に行われます。
 - v. 現金での支払いによる航空券の払戻し：アラスカが現金での支払いを受け付けている場合、航空券の払戻しは、現金を支払った人に小切手で行われます。
 - vi. 旅行代理店を通じて購入された航空券、または旅行パッケージの一部として購入

された航空券：払戻しが承認された場合、航空券を発行した旅行代理店が、航空券を購入した顧客に対して適用される払戻しを処理します。

C. その他の払戻し

- a. 支払済み予約クラスの変更。旅客の予約クラスが下位のクラスに変更された場合は、旅客が支払ったアップグレード料金を払戻します。旅客がファーストクラスの運賃を支払った後に下位のクラスに変更され、その上で旅行することを選択した場合は、旅客が支払った運賃と、所定のメインキャビン運賃との差額を旅客に払戻します。
- b. 受託手荷物の遅延。アラスカが旅客から手荷物料金を徴収した受託手荷物について、その1つ以上が紛失した場合、または、その1つ以上が遅延し、かつ、旅程最終区間の到着後に降機の機会が旅客に提供された時点から12時間以内(国内線の場合)または15時間もしくは30時間以内(国際線の場合でフライトの長さによります)に、旅客の目的地空港において当該最終区間を運航していた航空会社が、旅客に当該手荷物を引き渡せなかった場合(以下、その手荷物の各々を「著しく遅延した手荷物」)には、アラスカは、旅客から徴収した料金のうち、当該紛失した荷物または著しく遅延した手荷物に対応する部分を払戻します(ただし、誤取扱荷物報告書(MBR)をご提出いただいた場合に限りです)。旅行会社が手荷物料金を徴収した場合で、かつアラスカが旅程最終区間を運航していた場合には、当該紛失した手荷物または著しく遅延した手荷物に係る手荷物料金を払戻します(MBRをご提出いただいた場合に限りです)。ただし、アラスカは、著しく遅延した手荷物のうち以下の(i)から(iii)のいずれかに関係するものについては払戻しの責任を負いません。(i) 米国に最初に入国した地点で旅客が手荷物の引き取りおよび再預託を行わなかったこと。(ii) 旅客の過失により旅客が手荷物を引き取らなかったこと。(iii) 手荷物とは別に旅行することについて旅客が任意に同意したこと。アラスカは、他の航空会社が徴収した手荷物料金についても、払戻しの責任を負いません。

ただし、韓国を出発地とする乗客は、韓国公正取引委員会の消費者紛争解決指針に従って手当および補償を受ける権利を有します。アラスカ航空は、特別な状況において、それらの基準を上回る補償を行う場合があります。

D. 非自発的払戻し。アラスカが規則11(輸送の拒否)、規則13(お子様のご利用)、または規則8(フライトの大幅な遅延または変更、キャンセルおよび搭乗拒否に関する責任)に従って払戻す金額は以下のとおりとします。

- a. 航空券のいずれの部分も使用されておらず、輸送のいずれの部分も提供されていない場合：支払われた運賃および料金と同額。例外：アラスカは、完全に未使用の航空券の一部で、スケジュールの不規則性が発生したアラスカフライトの予約が確定されていない部分を払戻す義務を負いません。ただし、その航空券がアラスカによって発行された場合を除きます。
- b. 航空券の一部が使用済みであるか、または輸送の一部が提供されている場合の払戻金額は、当該航空券について旅客が支払った運賃および料金と、当該航空券の使用済み部分に適用される運賃および料金との差額(差額がある場合)に等しい金額とします。
- c. 代替の陸上交通手段が提供され、乗客が承諾した場合、払い戻しは行われません。

- d. 運賃が代替サービスフライトのみの輸送に対するものである場合、非自発的払戻しは、計算のために各代替サービスフライト運航会社の会計部門に委ねられます。
- E. アラスカは、スケジュールの不規則性が発生した地点から、発券された目的地、途中降機空港、またはアラスカが指定する共同ターミナルまで輸送手段が提供された場合、払戻しは行いません。共同ターミナル空港の例としては、以下のようなものが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。
- a. バーバンク/BUR、ロングビーチ/LGB、ロサンゼルス/LAX、オンタリオ/ONT、オレンジカウンティ/SNA
 - b. オレンジカウンティ/SNA、サンディエゴ/SAN
 - c. ヒューストン・ブッシュ/IAH、ヒューストン・ホビー/HOU
 - d. パームスプリングス/PSP、オンタリオ/ONT
 - e. オークランド/OAK、サンフランシスコ/SFO、サンノゼ/SJC
 - f. ワシントン・レーガン/DCA、ワシントン・ダレス/IAD、ボルチモア/BWI
 - g. ニューアーク/EWR、ニューヨーク/JFK、ニューヨーク/LGA
 - h. シアトル/SEA、ベリントン/BLI
 - i. ベリントン/BLI、バンクーバー/YVR
 - j. シアトル/SEA、エヴェレット・ペイン・フィールド/PAE
- F. EU261/UK 261の対象となるフライトについて、スケジュールの不規則性が発生した地点から航空券上の目的地または途中降機空港、または共同ターミナルまでの輸送が提供される場合、アラスカは以下の状況下で払戻しを行います。
- a. スケジュールの不規則性が発生した地点が最終目的地と同じ都市や地域にサービスを提供しない場合、旅客が最終目的地への再予約を受け入れない場合は、旅客は払戻しとできるだけ早い出発地への輸送を選択することができます。
 - b. スケジュールの不規則性が発生した地点が同一都市または地域にサービスを提供する場合(共同ターミナル)で当初の到着予定時刻から5時間以内に最終目的地に到着しない場合、旅客は払戻しを請求することができます。
- G. 払戻請求の期限: 当初の航空券の発行日から1年を超えて提示された航空券については払戻しを行いません。
- H. 自発的な払戻し。規則11(輸送の拒否)、規則13(お子様のご利用)、または規則8(フライトの大幅な遅延または変更、キャンセルおよび搭乗拒否に関する責任)が適用されない場合、(i) 航空券が発券された出発時刻前に予約がキャンセルされ、(iii) 乗客控えを含むアラスカ発行航空券の未使用部分が放棄された場合に限り、乗客の申請に対して以下の規則が適用されます。このような場合、アラスカは以下の基準に基づいて乗客に払戻しを行います。
- a. 払戻しは、購入された航空券の運賃規則に従って行われます。運賃規定により払戻しが制限されている航空券については、クレジットが付与される場合があります。政府当局により課され、乗客から徴収される税金その他の賦課金は、公示運賃に追加されます。こうした税金や料金は、当該税金や料金が課される運賃自体が運賃規則に従って払戻し可能な場合に限り、払戻しの対象となります。
 - b. 航空券のいずれの部分も使用されていない場合、払戻しまたはクレジットは、支払われた

運賃、税金、および手数料に相当する金額となります。

- c. 航空券の一部が使用された場合、払戻しまたはクレジットは、航空券に対して支払われた運賃および料金と、使用済み部分に適用される運賃および料金との差額(差額がある場合)に相当する金額となります。
- d. 払戻しおよびクレジットは、未使用のフライトクーポンがアラスカに航空券発行日から1年以内に返却された場合に、第2条または第3条に従って行われます。
- e. アラスカは、アラスカ航空券在庫で発行された航空券を除き、任意の払戻しを発行する義務を負いません。「アラスカ航空券在庫」とは、航空券のシリアル番号の最初の3桁がアラスカの運送人コード(027)である航空券を指します。
- f. アラスカは、家族(旅行中か否かに関係なく)の死亡のために旅行の開始または続行が不可能となったメイン運賃のご搭乗者、または同旅程および同日に旅行する同伴者に対して払戻しを行います。コンパッションポリシーの基準を満たすご搭乗者は、払戻しの際に、故人の氏名、故人と乗客の続柄、葬儀社名、葬儀社の電話番号を提供する必要があります。
- g. アラスカは、アラスカ、ホライゾン、およびスカイウェストが運航するフライトのほか、インターラインフライトやコードシェアパートナーが運航するフライトの航空券を発行します。アラスカ、ホライゾン、およびスカイウェストが運航するフライトの航空券については、アラスカが自主的な払戻しを発行する場合があります。この払戻しは、アラスカ、ホライゾン、およびスカイウェストが運航するフライトにのみ適用可能なクレジット形式となります。インターラインフライトおよびコードシェアパートナーが運航するフライトの航空券については、アラスカはインターラインフライトおよびコードシェアパートナーが運航するフライトだけでなく、アラスカ、ホライゾン、およびスカイウェストが運航するフライトにも適用可能なクレジットの形で自発的な払戻しを行う場合があります。
- h. 払戻しの申請
 - 1. 期限: 紛失した航空券の払戻し申請は、紛失した航空券の有効期限から1か月以内に行う必要があります。
 - 2. 払戻しの申請はアラスカが定める様式で行う必要があり、払戻しは損失証明の受領から4か月以内には発行されません
- i. アラスカは、払戻しを受ける者が、アラスカが要求する形式で、当該払戻しによってアラスカが被る可能性のある損失または損害を補償することに同意した場合に限り、払戻しを行います。
- I. アラスカは、購入代金の支払いが行われた場所以外の場所での払戻しを拒否する権利を有します。
- J. アラスカは不渡り小切手につき USD25.00もしくは CAD25.00(適用法令上許容される最高金額がそれより低い場合は当該最最高金額)のサービス料金を徴収します。この料金は返金不可であり割引の対象となりません。
- K. 運賃規則に定める払戻し制限付きの航空券。払戻し不可の制限付き航空券を購入した乗客が、未使用の旅行について支払った運賃は、払戻しの対象となりません(適用法令により払戻しが義務付けられる場合を除きます)。払戻し不可の運賃に関連する税金、保安料金および旅客

施設使用料についても払戻しの対象となりません(適用法令により払戻しが義務付けられる場合を除きます)。例外: 払戻し不可の制限付き航空券を購入した乗客が、未使用の旅行について支払った運賃(税金、保安料金および旅客施設使用料を含みます)は、当該乗客がそれ以後アラスカで旅行を購入する際に旅行クレジットとして充当することができます(ただし、予定出発時刻前に直接アラスカにご請求いただいた場合に限りです)。

- L. 運賃規則に定める払戻し制限付きかつ変更不可の航空券。払戻し不可かつ変更不可の制限付き航空券を購入した乗客が、未使用の旅行について支払った運賃は、払戻しまたは旅行クレジットの対象となりません(適用法令によりそれらが義務付けられる場合を除きます)。払戻し不可の運賃に関連する税金、保安料金および旅客施設使用料についても払戻しの対象となりません(適用法令により払戻しが義務付けられる場合を除きます)。

規則 18. 運賃、料金および通貨

- A. 輸送に係る運賃および料金は、航空券購入時に有効な運賃および料金とします。予約を行って航空券を購入すると運賃が保証されます。航空券の購入後に運賃の引き上げが発効した場合、当該航空券は購入時の運賃のまま空港間の輸送に利用できます。
- B. 購入者、旅客またはその正式代理人が、航空券の当初発券後に、当該航空券のいずれかの部分に変更を加えた場合は、変更を開始した日現在で有効な運賃、運賃規則および料金を適用します。変更とは、フライト番号の変更、出発地の変更、目的地の変更、中継地点の変更、フライト日の変更、予約クラスの変更または運賃の変更をいいます。
- C. 運賃および料金の表示。本運送約款に準拠するすべての運賃および料金は次のように表示します。
 - a. カナダで旅行を開始する場合、米国とカナダ間の輸送は米ドルで表示します。金額は購入時における該当の銀行レートでカナダドルに換算します。
 - b. カナダへの旅行を米国で開始する場合、米国とカナダ間の輸送は米ドルで表示します。
- D. 航空券の支払いについては次のとおりとします。
 - a. カナダで旅行を開始する場合は、カナダドル建て運賃をカナダドルで表示するか、またはそれと等価の米ドルを銀行外為買いレートでカナダドルに換算して表示します。
 - b. カナダへの旅行を米国で開始する場合は、米ドル建て運賃を米ドルで表示するか、またはそれと等価のカナダドルを銀行外為買いレートで米ドルに換算して表示します。
- E. 本規則において、銀行外為買いレートとは以下を意味します。
 - a. カナダでは、*Toronto Globe and Mail* 金曜版に毎週公表される単位レートのうち、カナダの資金を外貨に交換する外為レートの市場仲値。金曜日が国家の休日に当たる場合は、前営業日に提示されたレートを使用します。これらのレートは、翌週の月曜日からその次の日曜日まで(その日曜日を含みます)の間適用します。
 - b. 米国では、毎週火曜日にウォールストリート・ジャーナルの「*Foreign Exchange*(外国為替)」欄に掲載されるレート。このレートは、毎週水曜日から翌週火曜日まで(その火曜日を含みます)の間適用します。月曜日が国家の休日に当たる場合、火曜日のウォール・ストリート・ジャーナルには外国為替レートが掲載されません。そうした例外的な場合には、前週のレートを火曜日までではなく水曜日まで使用し、次の木曜日から翌週火曜日までの期間については水曜日のウォール・ストリート・ジャーナルを使用します。
 - c. それ以外の国では、銀行が、金融システム上で資金移動を行う目的(つまり銀行券、トラベラーズチェックその他の金融商品の取引以外の目的)により、外為取引の実行地である国の通貨 1 単位と交換に、特定金額の外貨を購入する際の為替レート。

- F. 運賃の構成。旅客が希望する経路設定による 2 地点間の運賃が具体的に公示されていない場合は、旅客の希望する経路設定により出発地から目的地に至る場合の各区間に適用される運賃を、当該旅客が使用する予約クラスにおいて最も安価な運賃となるように組み合わせ、それを当該 2 地点間の運賃とします。ただし、その運賃は、本規則の第(1)項、第(2)項、第(3)項および第(4)項に従って決定した最低運賃を超えないものとします。
- a. 周遊旅行・往復旅行の最大運賃 - そのような経路設定を目的として構成した運賃が、同一の出発地点から構成した周遊旅行または往復旅行の運賃を超える場合は、その周遊旅行または往復旅行の運賃を適用します。
 - b. 旅行の中断 - 参加航空会社を利用する旅行以外の旅行によって中断された旅行を目的として構成した運賃が、その経路を経由する中断されない旅行に適用される直通運賃を超える場合は、当該直通運賃を適用します。
 - c. 最大運賃 - 同一または異なる予約クラスを利用する旅行の場合、同一または異なる予約クラスの運賃の組み合わせ(以下の「注意」を参照)は、同一の航空会社間および同一地点を経由する可能な運賃または運賃の組み合わせの最低額を超えることはできません。
 - i. 輸送の一部に使用する予約クラスの運賃と、その輸送のそれ以外の部分に使用する上位の予約クラスの運賃との組み合わせ
 - ii. 上位の予約クラスを使用する運賃の組み合わせ
 - iii. 上位の予約クラスを使用する直通の公示運賃 例外: より遠い地点を出発地または目的地として上位の予約クラスを使用する直通公示運賃は、中間地点を出発地または目的地として同じ上位の予約クラスを使用する公示運賃がある場合、当該中間地点の運賃を構成するために使用することはできません。

注意: 第(a)項、第(b)項および第(c)において、運賃は以下の予約クラスの降順で公示しています。

航空券の発行	2021 年 2 月 23 日以前	2021 年 2 月 24 日～2021 年 3 月 30 日
旅行	2022 年 2 月 1 日以前	2021 年 3 月 30 日以前

1. F 運賃タイプ - 予約コード:F

2. P 運賃タイプ - 予約コード:P
3. I 運賃タイプ - 予約コード:I
4. Y 運賃タイプ - 予約コード:Y
5. S 運賃タイプ - 予約コード:S
6. B 運賃タイプ - 予約コード:B
7. M 運賃タイプ - 予約コード:M
8. H 運賃タイプ - 予約コード:H
9. Q 運賃タイプ - 予約コード:Q
- 10.L 運賃タイプ - 予約コード:L
11. V 運賃タイプ - 予約コード:V
- 12.K 運賃タイプ - 予約コード:K
- 13.G 運賃タイプ - 予約コード:G
- 14.T 運賃タイプ - 予約コード:T
- 15.R 運賃タイプ - 予約コード:R
- 16.X 運賃タイプ - 予約コード:X

航空券の発行

2021年2月24日以降

旅行

2021年3月31日以降

17. F 運賃タイプ - 予約コード:F
18. A 運賃タイプ - 予約コード:A
19. J 運賃タイプ - 予約コード:J
20. C 運賃タイプ - 予約コード:C
21. D 運賃タイプ - 予約コード:D
22. I 運賃タイプ - 予約コード:I
23. Y 運賃タイプ - 予約コード:Y
24. B 運賃タイプ - 予約コード:B
25. H 運賃タイプ - 予約コード:H
26. K 運賃タイプ - 予約コード:K
27. M 運賃タイプ - 予約コード:M
28. L 運賃タイプ - 予約コード:L

- 29. V 運賃タイプ - 予約コード: V
- 30. S 運賃タイプ - 予約コード: S
- 31. N 運賃タイプ - 予約コード: N
- 32. Q 運賃タイプ - 予約コード: Q
- 33. O 運賃タイプ - 予約コード: O
- 34. G 運賃タイプ - 予約コード: G
- 35. X 運賃タイプ - 予約コード: X

- d. 同一の予約クラスでジェット輸送とプロペラ輸送とを組み合わせた運賃の構成: 出発地から目的地までの経路または移動に関して、ジェット機およびプロペラ機を部分的に使用する同一予約クラスの旅程について、直通の一要素運賃が公示されていない場合、そのような輸送に適用する運賃は次のように構成します。プロペラ機による直通の一要素運賃が、出発地または目的地から使用する予約クラスの移動経路により公示されている場合、適用する運賃は、その直通の一要素運賃に、ジェット機を使用する地点間における、使用する予約クラスについての、ジェット機の運賃とプロペラ機の運賃との差額を加えたものとなります。第(4)項の適用に限り、予約クラスは次のとおりです。
- i. 希望する経路で個別に発行されている場合、その航空会社によってまたはその航空会社の代理で個別に発行されている往復運賃。
 - ii. 希望する経路で個別に発行されていない場合、片道区間の合計または往復区間運賃の合計(それらが発行されている場合)。
- e. マイレージシステム - 運賃に関連して発行されている最大許容マイレージ (MPM) は、特定の 2 地点間を直通片道運賃または半往復運賃で移動する際に許可される最大距離に適用します。2 地点間の希望する経路設定が片道または往復運賃で許可されるかどうかを判断するには次の手順を適用します。
- i. 運賃の終点間に適用される MPM を決定します。
 - ii. 旅程上の都市間の発券地点マイレージ (TPM) を、すべての中間発券地点を含めて加算します。マイレージを計算する場合、直通便の中間地点は考慮しません。旅程の実際のマイレージを決定するために使用する発券地点マイレージは、国際航空運送協会の発券地点マイレージマニュアルに掲載されているものです。
 - iii. 2 地点間の直通運賃で許可される適用可能 MPM を、合計 TPM と比較します。合計 TPM が MPM と等しいかそれ以下である場合、旅程は公示直通運賃で許可されます。
 - iv. 運賃コンポーネントの合計 TPM が、運賃に関連して公示されている MPM を超える場合は、追加料金が必要になります。経路設定選択肢についての発

券地点マイルージの合計が、許可される最大マイルージを超える場合、直通路線運賃には次の式に従って追加料金が課されます。

TPM の合計を MPM マイルージで割ります。その結果が以下のとおりである場合：

以下の追加料金が運賃に課されます：

1.00 を超え 1.05 以下

5 パーセント

1.05 を超え 1.10 以下

10 パーセント

1.10 を超え 1.15 以下

15 パーセント

1.15 を超え 1.20 以下

20 パーセント

1.20 を超え 1.25 以下

25 パーセント

- v. TPM の合計が、超過マイルージ比率表の 25 パーセントの部分に示されている調整 MPM を超える場合、適用される運賃は、希望する経路に沿った 2 つ以上の運賃の組み合わせにより最も低い運賃を生み出すものとなります。
- vi. 特定の市場では、公開されている MPM に加えて追加のマイルージ許容が認められています。ただし、片道または半往復運賃コンポーネントに関連して許可される追加マイルージ許容は 1 つのみです。追加マイルージ許容は、指定された地点または地域間の直通運賃に関連してのみ適用され、航空券に発券地点として示されている場合にのみ適用されます。追加マイルージ許容は、この合計と、適用される MPM との比較を行う前に、TPM の合計から差し引かれます。EMA とは、追加マイルージ許容を意味します。

大西洋横断・太平洋横断運賃コンポーネント

自	至	EMA	経由
アラスカ州	欧州	1,000	SEA/LAX/NYC
オレゴン州	欧州	1,000	LAX/NYC
ワシントン州	欧州	1,000	LAX/NYC
米国・カナダ	オーストラリア	2,000	LAX
アラスカ州	日本	2,500	SEA/LAX
米国・カナダ	東京	2,000	LAX(LAX-TYO を除く)

vii. 間接旅行の制限

1. 一般的な制限 – 運賃コンポーネントに以下を含めることはできません:

- a. 出発地からの 1 回の出発
- b. 目的地への 1 回の到着
- c. 任意の発券地点での 1 回の途中降機。

2. 追加の制限

- a. エリア内の運賃コンポーネントに適用
 - i. 中間発券地点は、途中降機の有無にかかわらず、片道または往復運賃コンポーネントに 1 回以上含めることはできません。サイドトリップ運賃を別途請求し、直通運賃に追加する必要があります。
- b. エリアで発券される航空券について

- i. エリア 1 内の運賃コンポーネントに、旅行が発券される国の任意の発券地点での 1 回以上の国際出発および到着を含めることはできません。

G. 支払通貨。以下に別段の定めがある場合を除き、運賃および料金は、アラスカが許容しうる任意の通貨で支払うことができます。運賃が公示されている通貨以外の通貨で支払いが行われる場合、その支払いはアラスカがその目的のために設定した為替レートで行われます。その最新の表示は、航空券が購入されるアラスカのオフィスで閲覧できます。この段落の規定は、適用される外為法令および政府の規制に従います。

- a. 米国で発券される旅行の運賃の支払いは、航空券または書類の発行のために米国で支払いが行われる場合、米国通貨で行われます。
- b. 米国外の地点から米国内の地点を目的地とする旅行の運賃の支払いは、出発国の通貨または米国通貨で行うことができます。出発国の通貨での運賃が米国通貨に換算される場合、現地銀行の外為買いレートが適用されます。
- c. キャンセルまたは経路変更により元の運賃の一部が払い戻される場合、未使用部分の航空券の価値は、輸送出発国の通貨で計算されます。その金額は、輸送出発国の通貨で払い戻されるか、または払戻しまたは再発行が行われる国の通貨に、払戻しが行われる時点の現地銀行の外為買いレートで換算されることがあります。注意：アラスカは、当初の輸送書類の購入に使用されたのと同じ形式（現金、小切手、クレジットカードなど）で払戻しを行います。アラスカは、払戻しを行う際に、元の輸送書類を管理する適用規則に掲載されている払戻し制限を遵守します。
- d. 経路変更の結果として追加の徴収が必要な場合、追加金額は輸送出発国の通貨で徴収されるか、または経路変更が行われる国の通貨に、経路変更時の現地銀行の外為買いレートで換算されることがあります。その金額は、実際に使用した輸送や使用する予定の輸送のために、輸送出発国の通貨で公示された運賃を超えてはなりません。
- e. 「銀行外為買いレート」とは、銀行が、金融システム上で資金移動を行う目的（つまり銀行券、トラベラーズチェックその他の金融商品の取引以外の目的）により、外為取引の実行地である国の国家通貨 1 単位と交換に、特定金額の外貨を購入する際の為替レート。

例外 1: 米国では、銀行外為買いレートは、毎週火曜日にウォールストリートジャーナルに「海外送金のための米国での銀行振込の売値」という見出しの下で発表されるレートを意味します。このレートは、毎週水曜日から翌週火曜日まで（その火曜日を含みます）の間適用します。

例外 2: 月曜日が国家の休日に当たる場合、火曜日のウォール・ストリート・ジャーナルには外国為替レートが掲載されません。そうした例外的な場合には、前週のレートを火曜日までではなく水曜日まで

使用し、次の木曜日から翌週火曜日までの期間については水曜日のウォール・ストリート・ジャーナルを使用します。

例外 3: カナダでは、銀行外為買いレートとは、毎週土曜日に *Toronto Globe & Mail* に「外国為替 - カナダ資金の中間市場レート」という見出しの下で発表されるレートを意味します。これらのレートは、翌週の月曜日からその次の日曜日まで(その日曜日を含みます)の間適用します。特別な状況により、*Toronto Globe & Mail* の土曜日版で為替レートが発表されない場合、現在適用されている為替レートは、新しい為替レートが発表されてから 2 日後まで有効となります。その新しいレートは、発表日から最初の日曜日まで有効です。

規則 19. 国際輸送における追加責任制限

- A. モントリオール条約またはワルソー条約に準拠する国際輸送については、モントリオール条約およびワルソー条約(適用があるもの)に定める責任規則が本運送約款に参照の形式で完全に組み込まれており、それらの責任規則と矛盾する可能性のある規定が本運送約款に存する場合は、それらの責任規則が常に優越および優先するものとします。
- B. 連続航空会社 - 1 枚の航空券により実施される輸送、または 1 枚の航空券およびそれに関連して複数の連続航空会社が発券する連結航空券によって実施される輸送は、単一の運行とみなします。
- C. アラスカは、旅客の死亡または身体傷害が発生した場合の回復可能な填補損害について、以下各項に定めるとおり、モントリオール条約およびワルソー条約(適用があるもの)に定める責任制限を援用します。
 - a. (a) アラスカは、旅客の死亡または身体傷害に関するそれらの請求のうち、各旅客につき 151,880SDR を超えない部分については、モントリオール条約またはワルソー条約に基づく免責の抗弁を援用しません。
 - b. 身体傷害または死亡が発生した場合において、旅客の目下の経済的必要性を充足し困難を軽減するために必要であるとアラスカが判断したときは、以下各項に定めるとおり前払金の支払いを行います。

(a) 前払金を支払うべき相手方の人物の身元に関して紛争が生じない限り、アラスカは、アラスカの単独の裁量で決定した金額を、遅滞なく旅客に前払いします。旅客の死亡が発生した場合、前払金の金額は 16,000SDR 以上であるものとし、前払金の受領資格がある旅客の近親者(アラスカが単独の裁量により判断します)の代理人に支払います。

(b) アラスカは、モントリオール条約またはワルソー条約(適用があるもの)に基づくアラスカの責任に対する前払いとして、前払金の支払いを行います。アラスカが前払金を支払った場合でも、その支払いをもって自己の責任を認めたことにはなりません。アラスカが支払った前払金の金額は、旅客のための補

償に関する何らかの請求の和解または判決に基づく支払いと相殺し、またはその支払いから控除します。

(c) アラスカは、前払金を支払った場合でも、何らかの請求に対する権利、抗弁または制限であってモントリオール条約またはワルソー条約(適用があるもの)に基づいて援用しうるものを放棄しません。また、いずれかの人が前払金の支払いを受け入れたとしても、それをもってその人が何らかの請求を放棄したことはありません。

(d) アラスカは、前払金を支払った場合でも、その支払いについて他の者に求償または賠償請求を行う権利を有しており、当該前払金の支払いをアラスカ航空による任意の出捐または契約上の支払とみなすことはできません。

(e) アラスカは、旅客が被った損害についてアラスカに責任がないことが証明された場合、当該旅客が前払金の支払いを受ける権利がないことが証明された場合、または前払金の支払いを受けた人物が当該損害を引き起こしたか、もしくは当該損害に寄与したことが証明された場合には、支払った前払金を回収することができます。

D. アラスカは、以下各項のとおり、旅客の航空運送の遅延によって生じた損害について責任を負わないものとします。

- a. アラスカならびにその請負契約者および代理人が損害を回避するために通常要求されるすべての措置を講じたこと、またはそれらの者がそのような措置を講じることが不可能であったことをアラスカが証明した場合、アラスカは責任を負わないものとします。
- b. 空港、航空交通管制、保安警備およびその他の施設または人員(公共のものか民間のものかを問いません)に対して、アラスカの管理および指示が及ばない場合、それらはアラスカの請負契約者または代理人ではありません。遅延がそれらの種類の施設または人員に起因し、かつアラスカが遅延を回避するために適切な措置をすべて講じていた場合には、アラスカは責任を負いません。
- c. 遅延に起因する損害は、ワルソー条約およびモントリオール条約(適用があるもの)に定める条件、制限および抗弁に従うほか、請求に対して相応の管轄権を有する裁判所が認める制限または抗弁に従います。
- d. アラスカは、遅延によって生じた損害に係る請求に対して、ワルソー条約またはモントリオール条約(適用があるもの)に基づくすべての抗弁および制限を留保します(モントリオール条約第 20 条およびワルソー条約第 21 条の免責抗弁を含みますがそれらに限りません)。モントリオール条約によれば、遅延によって生じた損害に係るアラスカの責任は、旅客 1 人当たり 6,303SDR に制限されます。当該責任制限は、ワルソー条約第 25 条またはモントリオール条約第 22 条(5)(適用があるもの)に定める場合には適用しないものとします。

- E. 請求および訴訟の時間的制限。
- a. 手荷物に関する請求については規則 15 第0 項をご覧ください。
 - b. アラスカに対して損害賠償請求を提起する権利は、目的地への到着日もしくは航空機が到着しているはずであった日または輸送が停止した日から 2 年以内に訴訟を提起しない限り消滅します。過剰料金に関する請求は、航空券の販売日から 1 年以上経過した場合には無効となり、過剰料金に関する訴訟は、航空券の販売日から 1 年以上経過した場合には維持することができません。
- F. モントリオール条約またはワルソー条約に準拠しない輸送に係る責任
- G. 優先する法律: 航空券もしくは本運送約款に記載する規定または航空券もしくは本運送約款で参照する規定が、法律、国際条約、政府の規制、命令または要求と相反する場合において、そのような規定を当事者の合意により個別に放棄することが不可能であるときは、それらの規定は引き続き有効であるものとし、それらの規定がそれらの法律等に相反していない範囲に限り本運送約款の一部とみなすものとします。いずれかの規定が無効である場合でも、それが他の部分に影響を与えることはありません。
- H. 修正および放棄: アラスカの代理人、請負契約者または代表者は、本運送約款の条項を変更、修正または放棄する権限を有しません。
- I. アラスカが何らかの損害賠償責任を負う場合でも、当該損害はアラスカのフライトで発生したものに限るものとします。
- J. アラスカは、アラスカが運航するフライトで発生したのではない旅客の死亡または身体傷害について責任を負わないものとします。

規則 20. 個人データ使用への同意

旅客は、航空サービスを受けるために、予約の作成、運行上の問題の連絡、付随サービスの取得、入国管理および入国要件の円滑化、政府機関へのデータ提供などの目的で、アラスカに個人データが提供されることを認識しています。そのため、旅客は、アラスカがそれらのデータを収集、使用、処理および保持すること、ならびに、それらのデータを自社のオフィスおよび第三者(他の航空会社、それらのサービスの提供者および政府機関を含み、どの国に所在するかを問いません)に送信することを認めるものとします。アラスカによる旅客個人データの取り扱い(個人データに係る旅客の権利を含みます)については、アラスカのお客様[プライバシー通知](#)をご覧ください。